

特許庁委託

**台湾模倣対策マニュアル
(実務編)**

2017年3月

公益財団法人 日本台湾交流協会

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル(実務編)

2017年3月

公益財団法人日本台湾交流協会

目次

前文	1
一、台湾でよく見られる模倣品の種類と件数.....	2
模倣品に関する統計資料に基づく分析	2
(一) 税関における模倣品の発見状況	2
(二) 模倣品の捜査状況	4
1. 警察による捜査	4
2. 法務部調査局による調査	6
3. 捜査終結後の処理の状況	6
(三) 模倣品に関する刑事裁判の結果	7
二、模倣品の調査及び発見.....	8
(一) 企業が自ら模倣品を調査する方法及びそれに要する費用	8
1. 調査会社の選択	8
2. インターネット上の模倣品調査	11
(二) 関係政府機関による模倣品の職権調査——関係政府機関訪問、関係の維持 など	13
1. 関係政府機関が職権調査を発動するメリット	13
2. 職権調査を行なう政府機関の範囲	14
3. 関係政府機関訪問、関係の維持	17
三、模倣品発見後の行動.....	20
(一) 権利者が自ら模倣品を発見した際の法的行動の選択：警告状、民事手続、 刑事手続	20
1. 各サイバーモール（電子商店街）に対する通報	20
2. 警告状の送付	21
3. 民事手続、刑事手続	22
(二) 関係行政機関が模倣品を摘発した場合における関係行政機関への対応、協 力方法等	22
1. 鑑定への協力	23
2. 証拠収集への協力	24
(三) 行動をとる前の留意点	24

四、警告状の送付.....	25
(一) 警告状送付の機能	25
1. 警告状の送付には紛争を初期のうちに解決する機能がある	25
2. 警告状の送付には、模倣品侵害業者に侵害を「明知」させる機能がある	25
(二) 警告状を送付する際の注意事項	26
1. 公平交易委員会の処理原則	26
(1) 規制範囲.....	26
(2) 警告状送付が正当な権利行使となる場合.....	26
(3) よく見られる違法な警告状送付の態様.....	27
2. 先に警告状を送付すべきではない場合	29
(三) 警告状の形式	29
1. 内容証明郵便	29
2. 警告状のドラフティング	30
(四) 警告状の内容	30
五、刑事手続.....	33
(一) 権利者の刑事手続における役割 ～権利者は刑事告訴すべきか	33
1. 捜査機関の力を借りての情報取得	33
2. 告訴人の法的地位	33
3. 刑事告訴のメリット	35
(二) 刑事告訴状の提出先：警察、調査局又は検察署	36
(三) 親告罪及び非親告罪～告訴期間	37
(四) 侵害の鑑定	40
(五) 和解すべきか否か	41
1. 和解のメリット	41
2. 和解のタイミング	42
3. 和解後の刑事手続	42
(六) 訴訟に要する期間と費用	42
1. 訴訟に要する期間	42
2. 費用	44
六、民事手続き.....	51

(一) 保全手続き～仮差押、仮処分	51
1. 暫定状態を定める仮処分の審理	51
2. 仮差押の審理	53
(二) 本案訴訟の請求	54
1. 付帯民事訴訟について	54
2. 請求内容	55
3. 被告の選定	56
4. 請求の主体（原告）	57
5. 賠償の算定、証明	58
6. 侵害鑑定	59
(三) 訴訟期間と費用	60
(四) 和解	62
七、水際対策.....	63
(一) 税関登録の要否	63
1. 「不特定」の侵害商品に対する輸出入差止めの登録	63
2. 「特定」の侵害疑義品に対する「摘発要求申請」	64
(二) 税関への対応	69
1. 税関から模倣品発見の通知を受けたときの対応	69
2. 輸入差し止め情報提供制度	71
3. 税関への情報提供	72
(三) 移送手続きについて（知財警察、司法等）	72
1. 税関による捜査機関への移送手続き	72
2. 強制捜査の可能性	73
3. 「侵害報告書」と「侵害品価値鑑定書」の提出	73
4. 権利者は刑事告訴をすべきか	73
5. 警察への情報提供	74
八、公平交易法による救済.....	99
(一) 未登録著名商標の保護	99
1. 公平交易法の適用	99
(二) 真正品の並行輸入	104
1. 真正品の並行輸入とは	104

2. 真正品の並行輸入に対する法的規制	104
(三) 不正競争への対応	106
1. 不正競争における商業表徴の模倣行為について	106
2. 真正品の並行輸入におけるフリーライドについて	107
3. 他人の暖簾に便乗する行為について	107
九、侵害業者からの反撃.....	109
～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）、先使用权への対応.....	109
(一) 異議申立て	109
1. 商標登録異議申立ての概要	109
2. 商標に対する不登録事由の有無	110
3. 異議申立ての法的効力	111
(二) 無効審判	112
1. 商標登録無効審判の概要	112
2. 商標に対する無効事由の有無	113
3. 無効審判の法的効力	113
(三) 商標の廃止	114
1. 商標登録廃止（取消）の概要	114
2. 登録後3年間不使用の場合	115
3. 無許可での商標変更	121
(四) 先使用权への対応	123
1. 善意の先使用の概念	123
2. 善意の先使用を主張する条件	123
十、マスコミ対策.....	125
(一) 報道を促進すべきか否か	125
1. 報道されることのメリット	125
2. 報道されることのデメリット	125
(二) 警察のプレスリリースとの関係	126
(三) 自らプレスリリース等を行なう場合の留意点	126
(四) 報道機関に開示する内容、窓口等	127
1. 真正品であるか否かの判断方法	127
2. 誰が表示した形にすべきか	127

十一、侵害再発防止の心掛け～ライセンス、権利状況の監視、広告手段の活用など	128
(一) 和解及びライセンスの付与	128
1. 一般的によく見られる和解条件	128
2. 模倣品侵害業者とライセンスに関する協議を行うべきか	128
3. 公平交易法に違反する恐れはないか	128
(二) 権利状況の監視	129
(三) 広告手段の活用	129
十二、まとめ.....	131

前文

台湾模倣対策マニュアル（実務編）（以下「本マニュアル」は、2016年3月発行に発行した公益財団法人交流協会（現：公益財団法人日本台湾交流協会発行）発行の「台湾模倣対策マニュアル」の続編である。昨年度の「台湾模倣対策マニュアル」では、模倣品対策について法制面を中心に説明した。本マニュアルでは、模倣品対策の実務において実践すべき事項、注意すべき点等を、実務上の観点からとりまとめたものである。そのため、台湾に既に進出している企業のみならず、まだ台湾に進出していない日本企業の知財担当者が実際にどのような作業を行えばよいのか、刑事、民事、行政のそれぞれの面からについて体系的に説明している。

本マニュアルでは、原則として2017年1月を基準時として、以下の内容を説明している。

- 台湾でよく見られる模倣品の種類と件数の統計資料に基づく分析。
（「一、台湾でよく見られる模倣品の種類と件数」）
- 模倣品の調査・発見及びその後の法的な対応の選択及びその際の留意点
（「二、模倣品の調査及び発見」、「三、模倣品発見後の行動」、「四、警告状発送」、「五、刑事手続」、「六、民事手続」、「八、公平交易法による救済方法」）
- 模倣品侵害業者がとる可能性のある反撃と将来における模倣品侵害の予防
（「九、侵害業者からの反撃～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）及び先使用権への対応」、「十一、侵害再発防止の心掛け～ライセンス、権利状況の監視、広告手段の活用など」）
- 税関の水際対策及びその後の移送手続、マスコミに如何に対応するか
（「七、水際対策」、「十、マスコミ対策」）。

なお、刑事、民事、行政手続の概要、流れその他基本的な事項については、昨年度の「台湾模倣対策マニュアル」もあわせてを参照されたい。

本マニュアルは、模倣品の対策に関する最新の法令、判例、実務、慣習を調査し（また必要に応じて所轄官庁に照会し）、執筆者の間で議論を重ねた上で作成したものです。正確さには十分配慮しておりますが、マニュアルという性格上、個別の事案において配慮すべき点を全て網羅するものではありませんのでご了承下さい。

一、台湾でよく見られる模倣品の種類と件数

模倣品に関する統計資料に基づく分析

本章では、台湾でよく見られる模倣品の種類及び件数等を、税関段階、捜査段階、裁判段階の3つに分けて、政府が公表している統計資料を用いて分析、紹介する。

(一) 税関における模倣品の発見状況

税関における商標侵害案件の件数及び商品の数量は以下のとおりで、2012年から一貫して増加している。品目については毎年大きく変動しているが、自動車関係の部品、革製品、時計、靴、衣服、携帯電話等がほぼ毎年侵害品が発見されている。

【商標侵害案件数の推移（税関）（2011年～2015年）】

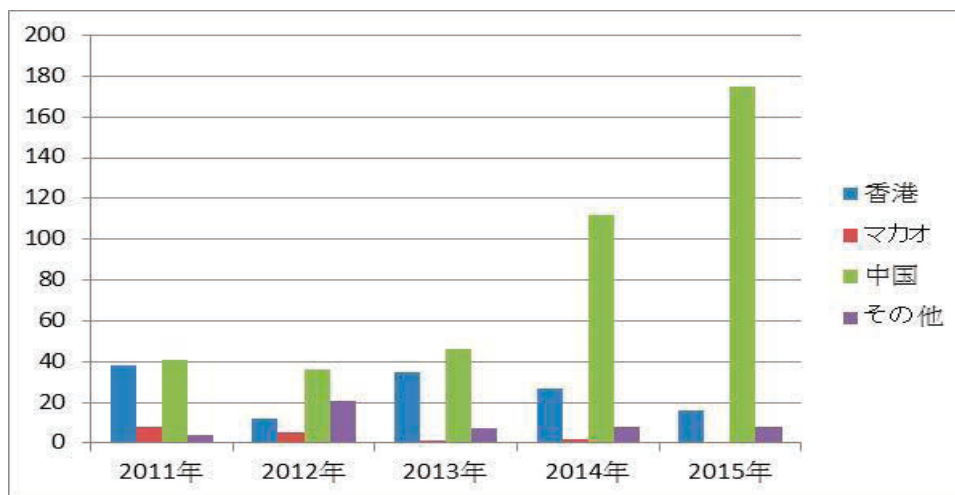
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
件数	91	74	89	149	199
自動車部品	497	1,364	0	364	2,605
革製品	754	1,494	2,697	1,483	2,456
腕時計	96	219	383	874	304
靴類	1,571	3,549	358	698	1,237
衣服	1,362	3,476	12,604	942	1,045
タバコ	0	450,000	0	—	—
携帯電話類	205	480	660	1,637	3,692
薬品	9,151	4,603	—	200	—
玩具	—	109	12	2,388	1,359
フェイシャルパック	—	—	15,600	31,300	6,300
ヘッドフォン	—	—	—	2,753	1,360
文具	—	—	—	8,100	—
メモリカード	12,137	—	—	—	—
雑貨	35,683	50,904	8,600	4,838	15,172

財務部関務署が毎年公表している「海關査緝侵害智慧財産權案件統計表」（2011年～2015年）をもとに作成

※「—」とした項目はデータがないことをあらわす（その年の「海關査緝侵害智慧財産權案件統計表」に項目自体が存在していない）。

商標侵害案件を生産国別にその傾向を見ると、中国が圧倒的に多く、かつ 2013 年から 2015 年の間に約 4 倍に増加している。2015 年は 199 件中 175 件が中国からの輸入品であった。次に多いのは香港であり、199 件中 16 件となっている。

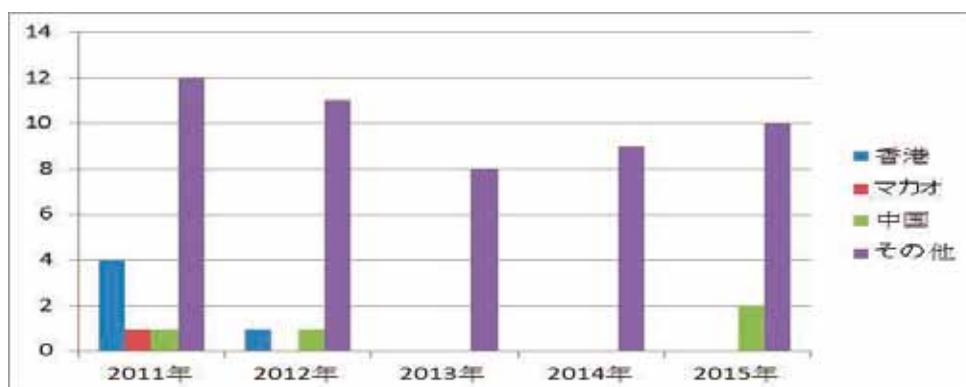
【商標権侵害件数：生産国別（税関）】



財務部関務署が毎年公表している「海關查緝侵害智慧財産権案件統計表」（2011 年～2015 年）をもとに作成

一方、著作権侵害案件については、税関で検挙されている件数は少ない。また、特に中国が多いということもない。税関で検挙される著作権侵害案件が少ないことの背景としては、税関での著作権違反のチェックが容易ではないことが可能性として考えられる。

【著作権侵害件数：生産国別（税関）】



財務部関務署が毎年公表している「海關查緝侵害智慧財産権案件統計表」（2011 年～2015 年）をもとに作成

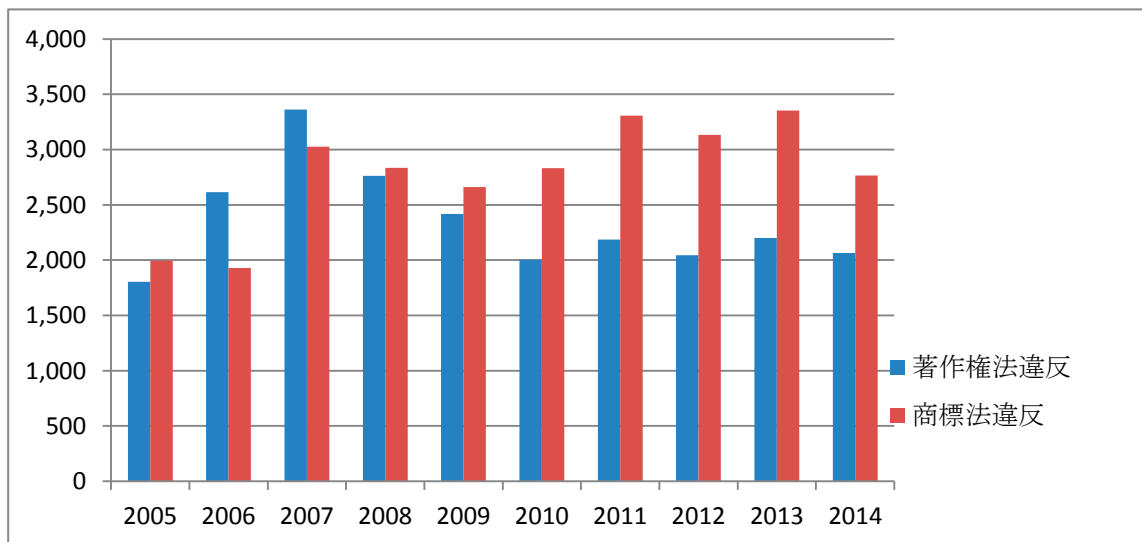
(二) 模倣品の捜査状況

1. 警察による捜査

次に捜査段階における統計を紹介する。第二章において詳細に説明するとおり、知的財産事件の捜査は(1)警察が行なう場合、(2)法務部調査局が行なう場合、(3)検察庁が直接告訴を受理して行う場合があるが、重要な役割を示すのは(1)の警察（特に刑事警察大隊）が行なう捜査である。

統計を見ても、警察が始めに扱った事件数が圧倒的に多いことを示すものとなっている。

【著作権法・商標法違反 発生件数（警察）】



警政統計年報 重要統計結果表別表 4 をもとに作成。

(<https://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/np?ctNode=12897&mp=1>)

以下の表は警察が扱った最近の商標法違反、著作権法違反事件数である。知的財産関係については、近時は毎年夏ごろにその年の1月から7月までの検挙状況に関する資料を公表しているため、それぞれの年の1月から7月までの結果をまとめた。

【商標法違反、著作権法違反事件数（警察）】

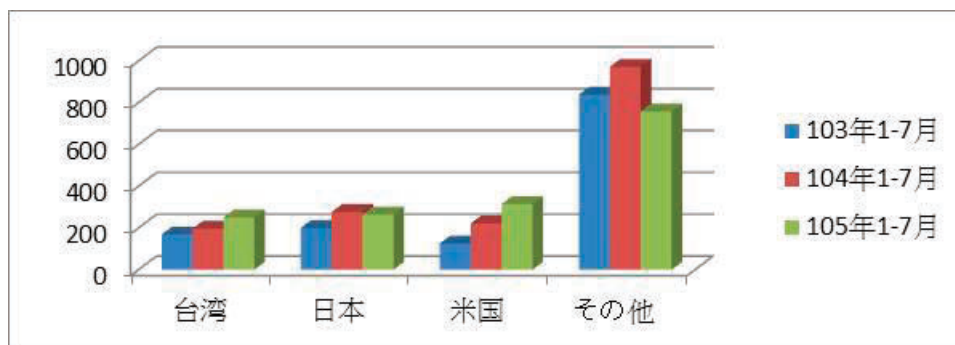
		合計			台湾			日本			米国			その他		
		件	人	差押金額	件	人	差押金額	件	人	差押金額	件	人	差押金額	件	人	差押金額
合計	105年1-7月	2,916	3,286	103.42	1,288	1,518	73.95	314	333	2.3	341	376	16.09	973	1,059	11.08
	104年1-7月	3,074	3,520	128.73	1,242	1,492	77.68	379	412	12.48	278	332	32.26	1,175	1,284	6.3
	103年1-7月	2,487	2,912	48	945	1,193	33.42	314	340	2	186	247	9	1,042	1,132	3.6
商標法	105年1-7月	1,587	1,761	13.59	250	302	5.83	264	281	1.84	315	341	0.67	758	837	5.24
	104年1-7月	1,668	1,848	10.66	197	230	1.97	277	301	1.8	222	264	1.17	972	1,053	5.72
	103年1-7月	1,335	1,530	10.08	169	212	4.47	201	219	0.82	126	181	1.71	839	918	3.08
著作権	105年1-7月	1,329	1,525	89.83	1,038	1,216	68.12	50	52	0.46	26	35	15.42	215	222	5.84
	104年1-7月	1,406	1,672	118.06	1,045	1,262	75.71	102	111	10.68	56	68	31.09	203	231	0.58
	103年1-7月	1,152	1,382	37.93	776	981	28.95	113	121	1.23	60	66	7.22	203	214	0.53

警政統計通報「105年第35週(105年1-7月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」「104年第35週(104年1-7月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」をもとに作成。

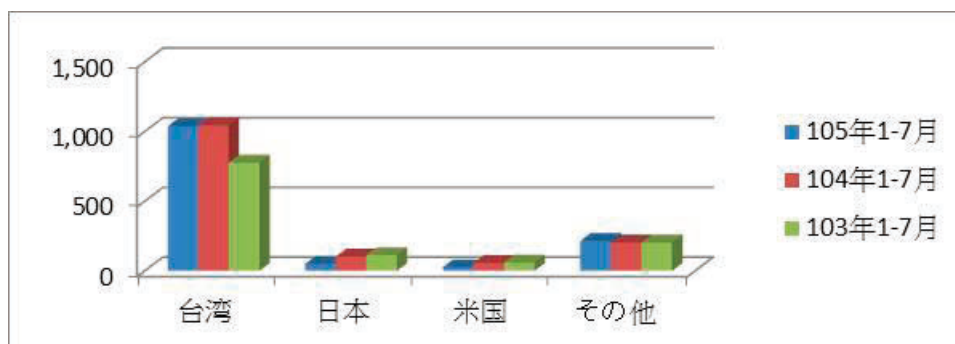
(<https://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/lp?ctNode=12594&CtUnit=1739&BaseDSD=7&mp=1>)

以下のグラフは、商標・著作権に関する事件数をそれぞれグラフにしたものであるが、商標権侵害の場合は、侵害された商標の権利者が台湾企業の占める割合は2割にも満たず、残りは日本企業や米国企業など諸外国の権利者となっている。一方では、著作権は約8割の権利者が台湾企業に関する案件となっている。このように商標権及び著作権で大きな差異が生じる背景としては、商標については海外ブランドの模倣品が多いのに対して、著作権については国内の著作物がコピーの対象となっていることが考えられる。

【商標法違反事件数の推移（警察）】



【著作権法違反事件数の推移（警察）】



警政統計通報「105 年第 35 週(105 年 1-7 月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」 「104 年第 35 週(104 年 1-7 月警察機關查緝侵害智慧財產權成果)」に基づき作成

2. 法務部調査局による調査

以下の表は法務部（法務省）調査局が扱った事件数の推移である。調査局は、その設置根拠法令によると、国家の安全の維持及び犯罪の防止をその職務としている。犯罪の防止については、商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理、調査することができるが、刑事警察大隊が IP 関連案件を中心としているのに対して、調査局が政策的に重視しているのはこの種の案件ではない。したがって、事件の総数も少なくなっている。商標、著作権のいずれが多いかについては、年によって異なっている。

【知的財産案件数の推移（法務部調査局）】

	合計		商標		著作権		営業秘密	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2016 年 1-7 月	47	84	26	40	11	18	10	26
2015 年	60	108	16	22	28	49	16	37
2014 年	34	50	16	26	18	24	—	—
2013 年	53	73	25	31	28	42	—	—

「法務部調査局查緝侵害智慧財産権案件統計表」（智慧財産局のウェブサイトに掲載）をもとに作成。
(<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6802&CtUnit=3309&BaseDSD=7&mp=1>)

※2013 年及び 2014 年の営業秘密関連案件数については統計データがない。

3. 捜査終了後の処理の状況

以下の表は 2016 年上半期の知的財産関連事件の検察署による処分結果をまとめたものである。

2016 年上半期に終了した案件の数は 3583 件であった。そのうち正式に起訴されたのが 308 件、略式で起訴されたものも 318 件、起訴猶予処分が 634 件、不起訴処分が 1718 件となっている。このように被害者からの告訴等によって多くの案件が開始しているものの、起訴まで至るのは 2 割程度にすぎない。

被疑者の属性としては、以下の表の被疑者の属性欄に記載のとおり、小売店が多くなっている。

【検察庁による知的財産事件の処理状況】

類型	事件数	終結状況								罪名				被疑者の属性				
		合計	通常手続による起訴		略式手続	起訴猶予処分		不起訴処分		その他	著作権法違反	商標法違反	営業秘密法違反	その他	製造業	卸売業	小売業	その他
			具体的求刑あり	具体的求刑なし		懲罰	一般											
米国	411	421	-	39	59	80	24	141	79	141	275	1	4	19	-	278	129	
欧州	928	914	-	65	141	329	77	139	164	76	933	-	6	16	7	779	112	
日本	812	818	-	18	41	124	16	81	38	86	224	-	4	22	6	222	64	
その他の国	229	150	-	10	13	22	1	90	14	39	63	-	6	6	6	66	61	
台湾	1648	1659	-	170	67	67	19	977	269	1183	278	66	62	164	36	496	862	
中国	244	229	-	6	6	10	1	163	46	195	12	2	17	26	1	19	178	
2016年1月～6月	3669	3583	-	308	318	694	138	1580	605	1749	1673	69	90	257	51	1849	1426	

「地方法院検察署智慧財産権案件偵査収結情形」（智慧財産局のウェブサイトに掲載）をもとに作成。
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6802&CtUnit=3309&BaseDSD=7&mp=1>

（三）模倣品に関する刑事裁判の結果

次に裁判所においてどのような決定・判決が出されたかについてであるが、738件中有罪判決が出されたのは527件であった。一方無罪が59件、不受理が145件となっている。無罪・不受理の割合は、地域差がかなり生じている。アメリカ案件、欧州案件、日本案件では、有罪判決の割合が8～9割であるが、台湾案件では有罪判決の割合が約半数にとどまっている。不受理の割合が高くなっている理由は不明であるが、前述のとおり著作権法違反案件は台湾案件が多くなっている。商標法違反は親告罪でないのに対して、著作権法違反は基本的に親告罪であるので、犯人を知ったときから法定の期間（6ヶ月）内に適法に告訴がなされなかったことや告訴が取り下げられたことにより不受理になった可能性が考えられる（刑事訴訟法第237条1項）。

【知的財産事件：裁判結果（2016年1月～6月）】

類型	被告人数											
	合計	量刑						免除	無罪	免訴	不受理	その他
		小計	有期懲役			拘留	罰金					
		6月以下	6月-1年	1-2年								
米国	92	79	18	-	-	56	5	-	4	-	9	-
欧州	208	199	28	-	-	158	13	-	3	-	6	-
日本	85	75	26	-	2	41	6	-	3	2	5	-
その他の国	30	18	7	-	-	10	1	-	1	2	9	-
台湾	314	155	67	5	1	55	27	-	47	3	109	-
中国	9	1	-	-	-	1	-	-	1	-	7	-
2016年1月～6月	738	527	146	5	3	321	52	-	59	7	145	-

「地方法院検察署智慧財産権案件裁判確定情形」（智慧財産局のウェブサイトに掲載）をもとに作成。
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6802&CtUnit=3309&BaseDSD=7&mp=1>

二、模倣品の調査及び発見

権利者が模倣品をなくすために最初に行わなければならないことは、模倣品の調査及び発見である。しかし、大きな台湾市場において、いかなる方法であれば効率的に調査を実施し模倣品を発見することができるか。これについては、二つの方法が考えられる。一つは、権利者自ら調査を行うこと、もう一つは、商標又は著作権の侵害案件が刑事犯罪となる場合に、関係政府機関の職権による調査の発動を請求することである。以下では、この二種類の調査方法について、その詳細及び手続きを説明する。

(一) 企業が自ら模倣品を調査する方法及びそれに要する費用

1. 調査会社の選択

(1) 適切に調査会社を選択することの重要性

模倣品の存在は企業のマーケットに対し大きな影響を与えるため、権利者の多くは模倣品の問題を非常に重視している。権利者の商品を購入する消費者、権利者の従業員、販売代理店、エージェント又はその他の提携先が市場で模倣品を発見したときは、多くの場合は直接又は間接的に権利者に通報する。これら権利者への通報によって得られた模倣品に関する手掛かりが不明確である場合又は初期的な法的対応をするために十分な証拠を収集できなかった場合等は、後日、法的手続きにおいて証拠収集者が証人として法廷に召喚される可能性を考慮して、権利者は通報を受けた後、専門的な調査会社に依頼し、既に把握した手掛かり又は特定の調査対象者に関する証拠を収集することが多い。

また、模倣品を発見したが、関与している業者の特定ができず、或いは模倣品の存在を発見しないが、マーケットにおいて果たして模倣品が販売されているかを調査したい場合（例えば、定期的に市場上の違法模倣品をチェックすることが会社内部の方針になっているとき）も、調査会社に調査を依頼することがある。しかし、様々な調査会社が存在し、且つそれぞれの質に差があるので、特に違法な調査手段を使わない信頼できる調査会社をいかに選択するかは、権利者にとって重要なことである。すなわち、信頼できる調査会社でなければ、忠実にその経験をふまえて調査をすることによって権利者の目的を達成することは期待しがたい。更に重要なことは、合法的な手段で調査を行なう調査会社でなければ、その自身の違法調査行為により権利者が違法行為を行なうことになってしまい、そして報道機関に違法行為を報道されるという重大なリスクが生じてしまうことである。

(2) 調査会社を選択する方法

① 法律事務所を通じて調査会社に依頼する方法

専門的に模倣品侵害案件を処理している法律事務所は一般的に長期間提携している調査会社のリストを有し、権利者は法律事務所を通じて専門的に模倣品調査をしている調査会社に依頼することができる。これに加えて、法律事務所を通じて依頼することには以下のようなメリットがある。

- ▶ 専門の弁護士はもともと大量に模倣品侵害訴訟案件を処理した経験を有しているため、調査会社に対し、将来、法的行動をとるときのための調査の方向性を指示することができること
- ▶ 専門の弁護士によって調査会社を監督し、且つ調査会社に対し違法な調査手段をとらないように注意させることができること
- ▶ 調査で最も重要なのは秘密保持であるが、権利者がいろいろな調査会社と接触してまわることは、調査対象者及び調査の方針が漏洩するリスクがあり、後日の証拠収集に対し不利益が生じる可能性があること
- ▶ 権利者が調査会社と直接接せず弁護士が法的観点から調査会社に必要な事項のみの連絡をすることができること

② 自ら調査会社を選択する際に考慮すべき事項

権利者が、法律事務所を通じず自ら調査会社に依頼する場合、調査会社選択の際に考慮すべき事項及びその理由は、以下のとおりである。

考慮事項	理由
設立時期	長年の調査経験がある調査員が独立して設立した調査会社である場合を除き、設立からの期間が5年未満の調査会社に依頼することはお勧めしない。その理由は、設立からの期間の短い調査会社は、一般的に調査の経験と技術がなく、かつその忠誠度、秘密保持の程度についても、市場による評価を経ていないからである。
過去に受任した案件の性質	調査会社には、個人の配偶者の浮気を主に調査している会社も、商業調査を専ら行なっている会社もある。専門的に商業調査案件を行なっている調査会社に依頼することをお勧めする。
調査会社の調査員について過去ネガティブなニュース、評価又は刑事案件	調査会社の調査員は案件を調査するために権利者の内部情報を得るが、一方で調査対象者に接触する可能性がある。調査会社の調査員の質に問題がある場合、調査対象者に対し権利者の調査方法を漏らす

<p>の記録を有するか</p>	<p>ことによって不当な報酬を得る可能性、権利者の代理人であると装い不当に調査対象者を恐喝し金銭を強要する可能性、又は違法な調査手段を使い権利者のイメージに重大な悪影響を与える可能性がある。これらのような調査会社の調査員を選んでしまうことがないよう、権利者は調査会社と接触する場合、自らインターネットで当該調査会社についてネガティブなニュースや評価がないか、又は違法な調査手段の使用について検察官から起訴され、若しくは裁判所から刑罰を言渡されたことがないか、又は賠償支払いを命じる民事・刑事案件の記録がないかを予め調べるべきである。</p>
<p>見積もり</p>	<p>調査費用は、基本的に調査の種類ごとに一定の相場がある。台湾北部、中部、南部各地に行くための費用の見積りは異なるものの、概ね一定の市場の相場がある。権利者が自ら調査会社を訪問した場合、報酬の相場に詳しくないことが原因で莫大な調査費用を払ってしまう可能性もある。権利者が市場の相場を理解していれば、不当な見積りを出した調査会社をまずリストから除外することができる。</p> <p>調査会社の報酬の相場については、あくまで予備的検討のための参考であるが、本章別紙を参照されたい。具体的な案件においては、調査会社に評価及び正確な見積りを請求すべきである。</p>
<p>初期段階で提供した調査方針の実現可能性</p>	<p>経験のある調査会社は殆ど、最初の接触の段階で実行可能性のある調査方針を示すことができる。例えば、製薬業者である権利者が市場において偽物の薬や模倣薬の有無の調査を希望する場合、経験のある調査会社であれば、台湾で登録されている医薬品販売店の名簿を調べ、同時に製薬業者または製薬業者の販売代理店と取引していない医薬品販売店、又は製薬業者または製薬業者の販売代理店との取引が突然大幅に減少した医薬品販売店を調査するようアドバイスするはずである。</p> <p>また、調査対象者が直接消費者に対し販売していない上流業者である場合、経験のある調査会社は予め十分な準備をした上で、偽装の又は既存の関係を通じて中流の業者を装って順調に当該調査対象者で</p>

	<p>ある上流業者に接触することができる。特に特許侵害案件においては、最近では半導体又は液晶などのハイテク製品部品の購入者は概ねごく少数の業者に限られており、調査対象者に信頼されなければ、サンプルを取得することさえできず、そして警告状送付又は訴訟等の権利行使のための手続きも開始することができない。</p> <p>従って、権利者は、調査会社が最初に提案した調査の方針の実行可能性を判断し、当該調査会社と連携するかを決めることができる。</p>
規模又は協力している調査員の数	<p>権利者が定期的に大規模に市場の違法模倣品を排除することを会社の方針としている場合、権利者が必要とする調査は必然的に大量且つ密集したものとなるため、規模が小さ過ぎる、又は外部の協力調査員が少なすぎる調査会社は、かかる権利者の需要を満たすことはできない。</p>
外国語能力又は外部提携している翻訳会社の品質	<p>権利者自身が中国語が分からず、調査会社に日本語又は英語等の外国語の報告書の提供を求める場合、調査会社がこのような外国語能力を有することも、権利者が調査会社を選択する際の必要な事項である。</p> <p>実際、このような外国語能力を有する調査会社は多くはない。したがって、多くの場合、調査会社は連携している翻訳会社に依頼するが、この場合翻訳会社も翻訳を通じて調査の内容を知ることになるので、翻訳会社の専門翻訳の能力に加え、翻訳会社が信頼できるかを認識することも重要である。</p> <p>実際、多くの権利者が秘密保持目的で、法律事務所に調査会社の調査報告の翻訳を依頼している。</p>

2. インターネット上の模倣品調査

今日のインターネット取引は、実体取引よりも活発となっており、大部分の販売者は自らの会社若しくは商号のオフィシャルサイトを成立し、または電子商取引プラットフォーム、フェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービスを利用するなどの方法で、ネット店舗を有する。「Yahoo!奇摩」オークション、露天ネットオークションなどは、台湾でよく利用されている電子商取引プラットフォームであり、最近有名になったのが、「蝦皮」オークションという電子商取引プラットフォームである。

従って、ここ数年は、模倣品の調査及び発見は、まずインターネットの調査をすることから始まるのが一般である。ネット調査は、権利者が模倣品侵害業者の存在及びその権利侵害のありうる態様を知る最初的手段であり、その結果に応じてさらに調査会社の調査員に依頼し特定又は不特定の模倣品侵害業者と接触し証拠収集をするかを定める。実際、指示を受けた調査会社の調査員も概ねネット調査から始め、これに応じてさらなる具体的な調査戦略を立てることになる。

インターネット上の模倣品調査について最も重要な点は以下のとおりである。

重要事項	理由
<p>ページの時間及びサイトアドレスを保存(セーブ)する</p>	<p>サイト上のページの更新スピードは速いので、模倣品と疑われる商品に関する情報がページに掲載されているのを発見したときは、直ちに保存することが必要である(例えば、PDFで保存する)。保存内容は、模倣品の情報に加えて、保存日時及び保存したサイトのアドレスも表示されていることが必要である。保存日時により模倣品侵害業者の侵害時点が分かり、そしてサイトアドレスを保存することにより証拠収集の情報源を証明できるからである。</p> <p>さらに、模倣品と疑われる商品に関する情報がページに掲載されているのを発見したとき、権利者は法律事務所を通じて公証人に権利侵害のページの公証を依頼することがある。これは後日模倣品侵害業者からページの真実性を否認されることを防ぐためである。</p>
<p>売主を特定するための情報を保存する</p>	<p>売主を特定するための情報(自然人の氏名又は会社名称、連絡電話、連絡住所、電子メールアドレス及び銀行口座番号等を含むが、これに限らない)を保存する。これは、後日模倣品侵害業者を具体的に特定することにより、警告状の送付又は法律訴訟の提起というさらなる法的行動をとることができるようにするためである。</p> <p>携帯番号及び銀行口座番号については、後日関係政府機関が携帯番号及び銀行口座番号を通じて当該携帯番号及び銀行口座番号を申請した者を特定することができ、これによって模倣品侵害業者を具体的に特定することができる。</p>

<p>売主の取引メッセージ及び評価を保存する</p>	<p>以下のような情報を収集できるよう、売主の取引メッセージ及び評価を保存する：</p> <p>売主の経営規模を証明するために、「模倣品侵害業者の具体的な取引記録回数」を保存する。</p> <p>売主が既にその販売する商品は模倣品であることを知っていたことを証明するために、「消費者（買主）は売主が商品の品質が悪いこと又は模倣品を販売したことに対しクレームを出した」ことに関する記録を保存する。</p> <p>「商品が安価であるため真正品であることを期待できない」、「真正品と酷似している」又は「A級品です」などの記載は、直接又は間接的にその商品が模倣品である情報を示すものであり、売主が既に販売する商品が模倣品であることを知っていたことを証明することに資するものである。</p>
----------------------------	--

(二) 関係政府機関による模倣品の職権調査——関係政府機関訪問、関係の維持など

1. 関係政府機関が職権調査を発動するメリット

以上の説明は権利者が自ら模倣品を調査する方法及び費用に関するものであったが、商標の模倣及び著作権に関しては、刑事責任の対象であるため、権利者は関係政府機関に対し告発及び告訴により関係政府機関による職権調査を促すこともできる。

権利者が自ら模倣品を調査するよりも、関係政府機関の職権調査は、より効果的でありかつ権利者にとって費用の節約にもなる。例えば、警察はある電子商取引プラットフォーム上にある売主が権利者の商標を模倣した商品を販売した疑いがあると認識し、且つ権利者が鑑定報告書を提出し当該売主が販売している商品が確かに模倣品であることを確認した場合、警察は正式に当該電子商取引プラットフォームに書簡を送付し当該売主を特定できる資料の提供を求めることができ、電子商取引プラットフォームは警察の刑事調査に協力するためその資料を提供する。一方、権利者が電子商取引プラットフォーム業者に対し売主を特定できる資料の提供を要求しても、電子商取引プラットフォーム業者は個人情報に該当するという理由で拒絶している。

また、注意すべきであるのは、電子商取引プラットフォーム業者のメインフレームが台湾にない場合、たとえ警察が正式に当該電子商取引プラットフォーム業

者に対し当該売主を特定できる資料の提供を求めても、実際、当該業者が海外のメインフレームで保存している資料の提供を取得できないことが多いことである。

なお、関係政府機関による模倣品の職権調査は刑事事件に係るものに限定されるため、商標法又は著作権法違反に限定され、専利法違反は含まれない。専利法違反は民事責任しかないので、関係政府機関は原則として私人間の紛争に主体的に介入しておらず、また介入すべきもないからである。

2. 職権調査を行なう政府機関の範囲

(1) 権利者が模倣品を職権調査する政府機関を適切に認識する必要性

関係する政府機関には、警察、調査局、検察署及び税関などがある。警察の中には、商標権及び著作権侵害を専ら扱っている知財警察である「刑事警察大隊」がある。

これらのなかで、税関には商品の輸出入業務を管理、監視するため、特殊な水際管理措置システムがある。関連する規定には、「税関による商標権保護措置実施規則」（海關執行商標權益保護措施實施辦法）、「税関が特許及び著作権保護措置の協力・執行に関する作業要点」（海關配合執行專利及著作權益保護措施作業要点）などが含まれる。これについて、第7章「水際対策」詳しく説明する。

商標権及び著作権の登録を受理する行政機関が智慧財産局であるため、商標権又は著作権侵害案件に詳しくない権利者又は通報者は直接に智慧財産局に対し通報することがある。かかる通報に対して、智慧財産局は、関連証拠を改めて警察、調査局、検察署に提出ように書簡で回答したり、或いは直接案件を警察、調査局、検察署に移送したりするが、いずれにしても、多かれ少なかれ案件処理の進捗が遅れることになる。さらに後者の場合、初期の段階で警察、調査局、検察署等の担当者等の連絡情報を取得できるとは限らない。従って権利者は模倣品について職権調査を行なう政府機関を正確に認識すべきである

(2) 刑事警察大隊

刑事警察大隊以外の警察機関も商標権法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理することができるが、刑事警察大隊（知財警察）に比べれば専門性を欠いている。したがって、知財案件の告発・告訴案件は「刑事警察大隊」に対し提出することが望ましいと考える。以下は刑事警察大隊及び各管轄区域の支署に関する情報を表にしたものである。

(資料の出所: <http://spsh.yamnet.com.tw/ezportal/homeweb/catalog.php?infoscatid=15>)

部署	駐在部署	連絡電話		所在地
		自動電話	警察用電話	
刑事警察大隊 (大隊部)	台北	(02) 22150711	734-3151	新北市新店区安豊路 66 号

部署	駐在部署	連絡電話		所在地
		自動電話	警察用電話	
偵一隊	台北	(02) 22150658	723-2901	新北市新店区安豊路 66 号
偵二隊	台中	(04) 23890039	742-2598	台中市南屯区忠勇路 23-7 号
偵三隊	高雄	(07) 2362775	772-4961	高雄市新興区六合一路 130 号

(3) 法務部調査局

調査局は、その設置根拠法令によると、国家の安全の維持及び犯罪の防止をその職務としている。犯罪の防止については、商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理、調査することができるが、調査局が政策的に重視しているのはこの種の案件ではない。従って権利者が既に証拠収集を完了し、かつ全台湾において同時に模倣品を捜査し排除することを計画しているために、各地の調査局の各部署の協力が必要であるような場合を除き、単一で個別的な商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件は、「刑事警察大隊」に対し提出し、商標法・著作権法違反の告発・告訴案件の処理を求める方がよいと考えられる。

以下は調査局の所在地及び各管轄区域の支所に関する情報を表にまとめたものである。

(資料の出所: <https://www.mjib.gov.tw/EditPage/?PageID=68997624-8ae6-4d5d-955c-dd97c5ca1f87>)

NO.	部署	所在地	代表	通報電話
1	台北市調査処	台北市基隆路二段 176 号	(02)27368721	(02)27328888
2	高雄市調査処	高雄市成功一路 428 号	(07)2711131	(07)2818888
3	新北市調査処	新北市板橋區漢生東路 193 巷 2 号	(02)29642121	(02)29628888
4	基隆市調査署	基隆市崇法街 220 号	(02)24663030	(02)24668888
5	桃園市調査処	桃園市桃園區縣府路 19 号	(03)3345155	(03)3328888
6	新竹市調査署	新竹市經國路三段 126 号	(03)5386151	(03)5388888
7	新竹縣調査署	新竹縣竹北市光明五街 56 号	(03)5513215	(03)5558888
8	苗栗縣調査署	苗栗市玉清路 382 号	(037)324455	(037)358888
9	臺中市調査処	台中市西區英才路 525 号	(04)23023166	(04)23038888
10	彰化縣調査署	彰化市卦山路 12 号	(047)236116	(04)7248888
11	南投縣調査署	南投市民族路 486 号	(049)2222530	(049)2228888
12	雲林縣調査署	斗六市鎮南路 67 号	(05)5327661	(05)5328888
13	嘉義市調査署	嘉義市文化路 308 号	(05)2773345	(05)2778888
14	嘉義縣調査署	嘉義縣朴子市朴子一路 1 号	(05)3620012	(05)3628888
15	臺南市調査処	南市永華路二段 208 号	(06)2987777	(06)2988888
16	屏東縣調査署	屏東市合作街 51 号	(08)7539800-7	(08)7368888
17	花蓮縣調査署	花蓮市中美路 3 之 33 号	(03)8322074	(03)8338888
18	臺東縣調査署	台東市中興路二段 731 号	(089)236177-8 1	(089)236180
19	宜蘭縣調査署	宜蘭市津梅路 52 号	(03)9282111	(03)9288888
20	澎湖縣調査署	澎湖縣馬公市新明路 77 号	(06)9272207	(06)9278888
21	航業調査処	台中市梧棲區臨港路 4 段 390 号	(04)26560555	(04)26560555
22	航業処基隆調査署	基隆市中正路 303 号	(02)24633633	(02)24633633
23	航業処高雄調査署	高雄市前鎮區佛公路 167 号	(07)8121888	(07)8134888
24	福建省調査処	金門縣金城鎮西海路一段 65 号	(082)325211	(082)322888
25	馬祖調査署	連江縣南竿鄉介壽村 15 号	(0836)22258	(0836)22258
26	北部地区機動工作署	新北市中和区永和路 33 号	(02)22482626	(02)22482626
27	中部地区機動工作署	台中市西屯区福順路 500 号	(04)24615588	(04)24615588
28	南部地区機動工作署	高雄市小港区平和南路 129 号	(07)8122910	(07)8122910
29	東部地区機動工作署	花蓮市瑞美路 7 号	(03)823-3712	(03)822-6710

(4) 檢察署

台湾各地の檢察署は、その管轄区域内の案件に関して商標権法違反又は著

作権法違反の告発・告訴案件を受理することができる。しかし、専門的に商標法・著作権法違反の告発・告訴案件を処理する「刑事警察大隊」のように権利者又は通報者から案件を受理した後、密接かつ機動的に権利者・通報者と継続的に連絡して協力して捜査を進めていくことは期待しづらい。検察署が案件を受理した後は内部手続により案件が分配され、担当の検察官により捜査廷を開き権利者又は通報者に通知し法廷で説明を求めるかを決めるという、より複雑な手続きがある。従って権利者が単に刑事告訴の立件記録を求めており、その後の捜査に協力したくない場合を除き、基本的には、「刑事警察大隊」に対し商標法・著作権法違反の告発・告訴案件の処理を求める方が良くと考えられる。

3. 関係政府機関訪問、関係の維持

以上のように、関係政府機関の職権調査を利用すれば、権利者が自ら模倣品を調査するより効果的であり且つ権利者にとって費用の節約にもなる。しかし権利者は多数存在するため、どのようにしたら自らの商標権及び著作権に対して関係政府機関に関心を持たせ職権調査を発動させることができるのであろうか。関係政府機関は自発的に著名商標の権利侵害の可能性がある案件を調査することもあるが、基本的には権利者から提供される情報、権利者との信頼関係によるところが大きい。すなわち、関係政府機関に対し自己の商標登録の態様、商品の種類、現在よく見られる模倣品の種類及び模倣の手法などを報告し、そして、市場上の模倣品の多発により関係政府機関が職権調査を発動することによって、模倣を根絶し、権利者の権利及び消費者が合法安全な商品を買える権利を保護すべきことを強調する事が重要である。

刑事警察大隊の主な業務は商標の模倣又は著作権に関する案件の処理であるので、当該部署に時間的に余裕がある場合、一般的に権利者と話し合うことを歓迎しているので、同機関を訪問することによって、普段から信頼関係をたもつことができることに留意すべきである。権利者とその権利に関する情報を共有することによって当該部署は実際に案件を受理する際に円滑に権利者からすぐ鑑定について協力を得られるからである。しかし調査局及び検察署については、その所管する案件は商標の模倣・著作権に関する案件に限定されておらず、また検察署については、検察官は司法の独立を考慮する必要があり、かつ平日も捜査廷の開催などで多忙であるから、法律に関する特別な研究会といった機会がない限りは、権利者が調査局及び検察署を訪問することは難しい。

税関との関係については、後述「七、水際対策」の章で詳しく説明する。

別紙:

報告の言語 台湾ドル（税込み）	中国語	中国語＋英語又は 中国語＋日本語 （日本語報告書を提 供しない調査会社 もある）
一、模倣案件の調査及び証拠収集 （サンプル費用は別途計算する）		
ネットによるサンプルの購入のみで、実店舗 訪問調査はない場合	5,250-6,300	5,250-8,400
台北市又は新北市	10,500-13,650	10,500-16,800
北部 （基隆市、苗栗以北。但し、台北市及び新北 市を除く）	11,550-15,750	11,550-18,900
中部（台中、彰化、南投以北）	12,600-15,750	12,600-18,900
南部	14,700-17,850	14,700-21,000
宜蘭	11,550-15,750	11,550-18,900
花蓮以南	14,700-17,850	14,700-21,000
二、模倣案件の取締りへの参加 （調査会社の人員が取締りの現場に赴く必要がある場合）		
台北市又は新北市	31,500-52,500	31,500-55,650
北部 （基隆市、苗栗以北。但し、台北市及び新北 市を除く）	36,250-73,500	36,250-76,650
中部（台中、彰化、南投以北）	42,000-73,500	42,000-76,650
南部	47,250-94,500	47,250-97,650
宜蘭	36,250-73,500	36,250-76,650
花蓮以南	47,250-94,500	47,250-97,650
三、模倣案件の証人 （調査会社の従業員が検察署又は裁判所へ赴き、証人になる場合）		
台北市又は新北市	10,500-31,500	10,500-34,650
北部 （基隆市、苗栗以北。但し、台北市及び新北 市を除く）	11,550-33,600	11,550-36,750
中部（台中、彰化、南投以北）	12,600-33,600	12,600-36,750

南部	14,700-35,700	14,700-38,850
宜蘭	11,550-33,600	11,550-36,750
花蓮以南	14,700-35,750	14,700-38,850
四、大規模に全台湾を範囲に調査する場合 (特定の業種において、特定の商品の販売状況を特定し調査する場合)		
10 軒以内、一軒の平均調査費用	5,250	5,250-7,350
30 軒以内、一軒の平均調査費用	4,200-5,250	4,725-6,300
50 軒以内、一軒の平均調査費用	3,150-4,200	4,200-5,250
100 軒以内、一軒の平均調査費用	2,625-3,675	3,675-4,725

三、模倣品発見後の行動

権利者が自ら調査を実施することによって市場で模倣品を発見したときに権利者がとることができる主な行動及び対策には、サイバーモール（電子商店街）に対して通報すること、警告状を送付すること、民事訴訟を提起すること、及び刑事告発又は告訴により刑事捜査手続の発動を促すことなどがある。しかし、如何なる行動又は対策をとるべきかは、権利者の考え方や目的により異なる。

（一）権利者が自ら模倣品を発見した際の法的行動の選択：警告状、民事手続、刑事手続

1. 各サイバーモール（電子商店街）に対する通報

(1) サイバーモール（電子商店街）で証拠を収集した結果模倣品が扱われていることが判明したが、単に侵害行為の停止のみを望む場合

権利者が単に模倣品業者の「模倣品販売による侵害行為の停止」を希望しているにすぎず、かつ、権利者が「Yahoo! 奇摩」オークション (<https://tw.bid.yahoo.com/>) 又は「露天」インターネットオークション (<http://www.ruten.com.tw/>) 等のサイバーモール（電子商店街）で証拠となる模倣品を購入した場合は、特に警告状を送付する必要はない。各サイバーモール（電子商店街）の「知的財産権侵害商品の摘発に関する規則」に従って権利者声明書及び通報書などに記入すれば（例えば、「Yahoo! 奇摩」オークションの規定は <https://tw.mall.yahoo.com/help/policy/copyright.html>、「露天」インターネットオークションの規定は http://www.ruten.com.tw/system/server_center.htm?000600050026 で入手可能である）、各サイバーモール（電子商店街）が通報を受理しこれを処理する。権利侵害が認定されれば販売は中止され、またサイト上から当該商品が削除されることになる。

(2) 留意すべき事項

各サイバーモール（電子商店街）が模倣侵害を認定しても、売主の個人情報保護のため、その対処はインターネット上から商品を削除することにとどまり、権利者に対し売主の連絡先等の情報を提供することは拒否していることに留意すべきである。したがって、権利者の目的が、単に模倣品業者の「模倣品の販売による侵害行為の停止」を求めることにとどまらず、さらに上流業者の情報提供、損害賠償を請求するなどその他の要求も含む場合、権利者は最初から各サイバーモール（電子商店街）に通報するという手段を取るべきではなく、以下に挙げるその他の行動及び行為を選択し、実行すべきである。

2. 警告状の送付

(1) 警告状を送付する理由

権利者が自ら調査し市場で模倣品を発見した場合において、まず警告状を模倣品侵害業者に送付することがあるが、その場合、通常、以下のような理由による。

① 権利者の模倣品侵害業者に対する要求事項が多岐にわたる場合

権利者がサイバーモール（電子商店街）で模倣の事実があることを発見した場合において、権利者の要求が、単に各サイバーモール（電子商店街）に通報しインターネット上から商品を削除することにとどまらず、さらに模倣品侵害業者に対し「権利者の損害の賠償」、「謝罪広告の掲載」、「在庫の模倣品の引渡し及び処分」或いは「具体的な上流業者の情報の提供」等を要求する場合、警告状に権利者の具体的な要求を明確に記載しておく必要がある。

② 遅くとも警告状を受け取った日の翌日から模倣品侵害業者は侵害事実を明確に知っていた（「明知」）と主張したい場合

商標法又は著作権法の刑事責任は、行為者に「直接故意（明知）」又は「故意」があることを要件としている。そこで、このような主観的構成要件を模倣品侵害業者が確実に満たしているという証拠を収集できなかった場合に、実務上、権利者は警告状を送付して、模倣品侵害業者が遅くとも警告状を受け取った日の翌日から「明知」していたことになると主張するケースが多い。商標については、智慧財産法院 102 年度刑智上易第 72 号刑事判決がこのような見解を採用しているが、裁判所がこのような主張を受け入れるかどうかについては、ケースバイケースで判断されることになる。

③ 権利者が正式な民事・刑事の法的行動をとるか否かをまだ決めていない場合

民事訴訟・刑事訴訟も選択肢の一つであるが、いきなり訴訟の対策をとる場合、時間・費用が掛かるため、侵害事情が深刻でなく、訴訟する前に、警告状送付も対応方法のひとつになると考える。警告状の相手方の模倣品侵害業者の返答いかんによって、さらに民事又は刑事の法的行動をとるかどうかが決める場合もある。

(2) 警告状の内容及び注意事項

警告状の内容及び注意事項については、後掲「四、警告状送付」の章で詳しく説明する。

3. 民事手続、刑事手続

(1) 権利者が民事手続、刑事手続に従って案件を処理する理由

権利者が自らの調査で市場において模倣品を発見した場合において、模倣品侵害業者に対し民事手続又は刑事手続をとる理由としては、通常、以下のようなものがある。

- ① 権利者が模倣品侵害業者に警告状を送付したが、模倣品侵害業者から何ら回答がなかった場合。
- ② 権利者が模倣品侵害業者に警告状を送付し、模倣品侵害業者と交渉を始めたが、双方による協議の結果、模倣品侵害業者の対応が権利者の要求に達しなかった場合。
- ③ 悪質性が重大な模倣品侵害業者（例えば、再犯である場合、侵害の規模が膨大である場合、又は上流のサプライヤーである場合など）に対して、直接民事又は刑事の手段を講じることを考慮する必要があるため、先に警告状を送付するには及ばず、さらに警告状がやぶ蛇となりその後の刑事捜査における押収に悪影響が生じるのを防止すべきであると権利者が考えた場合。

(2) 注意事項

民事・刑事手続の詳細については、後掲「五、刑事手続」及び「六、民事手続」の章で詳しく説明する。

また、原則として、商標法、著作権法又は専利法に違反する模倣品に対して、上記の考え方で処理することができるが、専利法に違反する模倣品に関しては刑事責任がないため、刑事手続を利用することはできない。

(二) 関係行政機関が模倣品を摘発した場合における関係行政機関への対応、協力方法等

上記(一)では、権利者が自ら模倣品を発見した場合に、権利者の考え方及び目的に応じて、サイバーモール（電子商店街）への通報、警告状送付、民事・刑事訴訟手段等をとる等の法的行動を臨機応変に自ら選択できるということを述べた。しかし、模倣品の案件は刑事犯罪に関わるので、模倣品が関係政府機関（例えば、税関、

警察又は調査局等)により摘発される場合もある。これは、商標法又は著作権法違反の場合に限られ、専ら法違反の場合については、単なる私人間の権利侵害の紛争には原則として関係政府機関が自ら積極的に介入することはないので、含まれない。関係政府機関により模倣品が摘発された場合、法的行動を主導するのは関係行政機関であるため、権利者が関係行政機関にどのように対応し協力すべきかについて、以下に説明する。

1. 鑑定への協力

(1) 権利者は、関係行政機関から真偽判定の要請を受けた場合、積極的に協力すべきである

権利者による関係行政機関への協力のうち、関係行政機関にとって最も重要であるのは鑑定である。即ち、関係行政機関が特定した物品（例えば、あるインターネットで売主がインターネット上に掲載している疑わしい商品の写真）又は押収した証拠物（一般市民が関係行政機関に告発した際に提出した証拠物又は関係行政機関が先に証拠として収集した証拠物又は関係行政機関が取締りの結果押収した証拠物）等が、果たして権利者が生産又は授権生産した真正品なのか、それとも模倣品であるのかを判定することが最も重要である。後日被告が法廷において、権利者が自ら行った真偽判定は公平性に欠けるとして、権利者が提出した鑑定報告の証拠能力を否定する可能性はある。しかし、案件の発端においては、権利者の鑑定協力がなければ、基本的に関係行政機関は真偽を識別することができないので、模倣品侵害案件はそれ以上進められなくなる。よって、関係行政機関から権利者に対し鑑定への協力を求められたときは、積極的に協力すべきである。

(2) 鑑定への嘱託

大多数の模倣品侵害案件の被告は、権利者の鑑定報告結果を争わない。その理由は、権利者の多くは真正品の生産業者であり、だれよりも商品の詳細及び特徴を熟知しているからである。しかし、一部の少数の案件においては、権利者が提出した鑑定報告の証拠能力を被告が執拗に否定するケースもある。その場合の対応方法は、刑事訴訟法第 208 条 1 項の規定¹⁾により、裁判所又は検察官が権利者に嘱託し鑑定を行なせることによって権利者が提出した鑑定報告に証拠能力を生じさせるというものである。ただし、被告が頑なに、公平性を欠くという理由をもって、権利者が嘱託鑑定を受けるべきでない、と裁判所又は検察官に対し主張することが想定される。この場合、権利

¹⁾刑事訴訟法第 208 条 1 項「裁判所又は検察官は、病院、学校又はその他相当な機関、団体に対し、鑑定、他人の鑑定の審査を嘱託することができ、第 203 条ないし第 206 条の 1 の規定に準用し；口頭報告又は説明が必要な場合、鑑定又は審査を実施した者に命じることができる。」

者がかつて、例えば偽造薬模倣品案件で、裁判所から権利者の製薬工場試験室での化学分析鑑定を嘱託され公文書を作成したことがあるなど、裁判所又は検察官が権利者に嘱託するに足るような実績があれば、通常その他の案件においても裁判所又は検察官はそれにならって処理する。

なお、侵害鑑定報告の内容及び書式については、後掲「五、刑事手続（四）侵害鑑定」、「六、民事手続（二）本案訴訟の請求 4. 侵害鑑定」及び「七、水際対策 書類文例」を参照されたい。

2. 証拠収集への協力

関係行政機関が模倣品を摘発するにあたり、如何なる証拠物も未だ押収していない場合は、模倣品侵害業者等の被疑者から証拠収集のために購入する必要がある。関係行政機関は、その予算に制限があったり、又は年度の予算が既に残っていないなどという場合に、権利者に対し、費用を負担して被疑者から物品を購入し、証拠収集してほしいと要請することもある。「二、模倣品の調査及び発見」の章で言及したように、証拠収集を行う者は、自身が後日、法的手続きにおいて証人として法廷に召喚される可能性を考慮したうえで、専門の調査会社に証拠収集を依頼することが多い。権利者は、自身が模倣品対策の予算を設けているのか否か、及び、関係行政機関の証拠収集に協力することが、将来的に関係行政機関による権利者市場の模倣品撲滅の重視に繋がるのかどうか、の兼ね合いなどを考慮して、このような費用を負担するかを決定することになる。

（三）行動をとる前の留意点

以上、権利者が自らの調査で模倣品を発見した場合及び関係行政機関により模倣品が摘発された場合という二つの状況について、それぞれ権利者がとることのできる行動及び協力を説明した。行動及び協力をする前の最も重要な留意点は、そもそも権利者自身が模倣品の撲滅及び処理に対し如何なる方針又は姿勢をとっているのかという点である。模倣品侵害案件処理の目標が、「侵害行為の停止」か、「権利者の損害の賠償」か、「謝罪広告の掲載」か、「模倣品の引渡し及び在庫品の処分」か、それとも「具体的な上流業者の情報の提供」なのか、等を定めて、初めて、権利者がとるべき行動を決めることが可能になる。また、関係行政機関の模倣品摘発に対し、権利者は、将来の模倣品の撲滅又は処理を見据えた長期的計画のもと、積極的に協力するのか、それとも単に鑑定協力はするが費用は負担しないという消極的態度にとどめるのか、などを前もって決めておくことにより、関係行政機関からの要求に対し即座に対応することができると同時に、権利者自身の目的も達成されることになる。

四、警告状の送付

権利者が自ら調査を実施し市場で模倣品を発見した際、権利者がとることのできる主な行動・対策の一つに、警告状の送付がある。本章では、警告状送付の機能、警告状の作成・送付の形式及び内容、注意すべき事項について説明する。

(一) 警告状送付の機能

権利者が自ら調査を実施し市場で模倣品を発見したときは、民事・刑事手続による解決を図るか否かを決めていない場合でも、まずは模倣品侵害業者に対し警告状を送付することが多い。それは、警告状が主に以下の機能を有するからである。

1. 警告状の送付には紛争を初期のうちに解決する機能がある

民事・刑事手続により解決を図るか否かを決めていない場合は、権利者は円満な解決を重視し、まずは穏便に、模倣品侵害業者に対し、それが違法な侵害行為であることを気づかせる。同時に、警告状に権利者の具体的要求内容を明確に記載する（例えば、「直ちに模倣品の販売を停止すること」「模倣品が陳列されているウェブサイトページ又は広告を削除すること」「権利者の損害の賠償」「謝罪広告の掲載」「在庫の模倣品の引渡し及び処分」「具体的な上流業者の情報の提供」等がある）。模倣品侵害業者が、警告状を受け取った後直ちに侵害行為を停止し、さらに警告状に記載された具体的な要求の一部又は全部を満たせば、紛争解決の目的は達せられたことになるので、権利者は民事・刑事手続により解決を図る必要がなくなる。

2. 警告状の送付には、模倣品侵害業者に侵害を「明知」させる機能がある

商標法、著作権法の刑事責任は、行為者に「故意」があることを要件としている。そこで、このような主観的構成要件を模倣品侵害業者が満たすことを示す証拠を収集できなかった場合に、実務上、権利者は警告状を送付して、遅くとも模倣品侵害業者が警告状を受け取った日の翌日から「明知」していた（明らかに知っていた）と主張するケースが多い。商標については、智慧財産法院102年度刑智上易第72号刑事判決がこのような見解を採用しているが、ケースごとに裁判所が違う判断を下す可能性があり留意すべきである。

(二) 警告状を送付する際の注意事項

1. 公平交易委員会の処理原則

(1) 規制範囲

公平交易委員会は、事業者間の公正な競争を確保し、取引秩序を維持するために、各事業者による著作権、商標権又は専利権（特許、実用新案権、意匠権）の濫用を規制している。すなわち、その著作権、商標権又は専利権を競争他社が侵害したという内容の警告状を不当に外部に対し送付することにより、競争の制限又は不公正競争が生じることを防止するために、「事業者が著作権、商標権又は専利権の侵害者に警告状を送付した案件に対する公平交易委員会の処理原則」（公平交易委員會對於事業發侵害著作権、商標權或專利權警告函案件之處理原則、以下、「警告状処理原則」という。）を策定し公表している。

この処理原則は、「警告状」に限らず、「敬告状（注意状）」、「弁護士書簡」、「公開書簡」、「広告」「その他、自ら又は他の事業者の取引先又は潜在的な取引先に知らせるに足る書面」にも、適用される。

(2) 警告状送付が正当な権利行使となる場合

「警告状処理原則」は、他の事業者の取引先等への警告状の送付が正当な権利行使となる場合として、以下を挙げている。

条項	正当な権利行使となる場合	補足説明
第3条 第1項 第1号	裁判所一審判決により著作権、商標権又は専利権（特許、実用新案権、意匠権）侵害が認定された場合	
第3条 第1項 第2号	著作権審議調停委員会の調停により著作権侵害が認定された場合	
第3条 第1項 第3号	専利権侵害の疑いのある対象物の鑑定を専門機関に依頼し、鑑定報告書を取得し、且つ送付の前又は同時に侵害の疑いのある製造業者、輸入業者又は代理業者に通知し、侵害排除を請求した場合 ²	専利案件は、侵害事実を明確にすることが難しいので、多くの場合、専門機関に鑑定を依頼し、鑑定報告書を取得してから送付する。

<p>第4条 第1項 第1号 及び第 2号</p>	<p>以下の双方を満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付前又は同時に侵害の疑いのある製造業者、輸入業者又は代理業者に対する通知により侵害排除を請求したこと ・警告状に著作権、商標権又は専利権の明確な内容、範囲及び侵害の具体的な事実（例えば係争権利侵害品が何時、何処で、如何にして製造、使用、販売又は輸入されたかなど）を明記し、受領者に係争権利が侵害された事実を知らせたこと³ 	<p>第3条所定の行為を行なうには一定の時間とコストがかかるので、実務上は主に本条に示された内容に基づいて警告状が送付されている。ただし「警告状処理原則」第5条第2項「事業者は第4条が規定する先行手続により警告状を送付したとしても、その内容が不公正競争に関わる場合は、公平交易委員会は具体的な個別案件について、公平交易法違反の有無を検討する。」という規定があることに留意すべきである。</p>
---	--	--

(3) よく見られる違法な警告状送付の態様

違法な送付の態様	公平交易委員会処分書	違法行為となる事実
<p>故意に侵害者を省き、その小売・卸売業者に対し内容証明郵便を送付した。さらに、実用新案権について技術報告を取得していないにも関わらず、取得していると虚偽の表示をした。</p>	<p>公 処 字 第 103102 号 (2014年8月 20日第1189 回委員会議)</p>	<p>被処分者は、専利（実用新案権）侵害の内容証明郵便を送付したが、A社（被処分者が自身の実用新案件に基づいて製造されたと考える紙箱に記載されていた会社）を送付対象とせず、B社（当該紙箱を購入していたのではなく、単に当該紙箱に入れたりんごを販売していた小売業者）のみを送付対象とした。さらに、その書簡には、そ</p>

² 「警告状処理原則」第3条第2項は「事業者が第1項第3号後段の侵害排除通知を送付しなかった場合においても、事前に権利救済手続を行なったとき、合理的に可能な注意義務を果たしたとき、通知することが客観的に不能であったとき、又は具体的な証拠により被通知者が権利侵害を知っていたことが認められるときは、侵害排除通知の手続きを履行したとみなす」と規定している。

³ 「警告状処理原則」第4条第2項は「事業は前項第1号の侵害排除通知を送付しなかった場合においても、事前に権利救済手続を行った場合、合理的に可能な注意義務を果たした場合、通知することが客観的に不能であった場合、又は具体的な証拠により被通知者が権利侵害を知っていたことが認められる場合、侵害排除通知の手続きを履行したとみなす」と規定している。

		<p>の専利は既に経済部智慧財産局の技術報告（日本の実用新案技術評価書に相当）を取得していると、虚偽の表示をした。これは、受領者を誤った認識に陥れるに足ることである。</p>
<p>警告状処理原則第 3 条又は第 4 条の権利侵害確認に係る手続きを先に実行しなかった</p>	<p>公 処 字 第 101004 号 (2012 年 1 月 11 日第 1053 回委員会議)</p>	<p>ウェブサイトにて弁護士書簡を掲載したが、被処分者が弁護士書簡を掲載した時点で、裁判所から著作権、商標権侵害であると認定する一審判決が一切出しておらず、且つ著作権審議調停委員会の調停で著作権侵害であると認定されてもいなかった。加えて、問題の書類（弁護士書簡）には、著作権、商標権の明確な内容、範囲及び侵害を受けた具体的事実も明記されていなかった。そのため、弁護士書簡が掲載されたウェブサイトを見た者が、著作権、商標権を侵害すると主張されている製品に実際に侵害の疑いがあるのか否かを合理的に判断することは不可能であった。従って被処分者の行為は専利権行使の正当な行為と認めることはできない。</p>
<p>専利権侵害を主張する全部の鑑定報告を添付しなかった。また専利侵害の具体的事実を明記しなかった。</p>	<p>公 処 字 第 101030 号 (2012 年 3 月 28 日第 1065 回委員会議決議)</p>	<p>C 社は 2011 年 4 月に弁護士書簡を C 社の取引相手方に送付し、当該弁護士書簡で「…上記型番 S600 の『好神拖』製品及びその他の伸縮棒回転ロック構造の『好神拖』製品（型番 S350 及び S450 を含む）の販売を停止する…」ことを要求した。しかし当該弁護士書簡に添付されていたのは、S600 及び Hello Kitty S600 の専利侵害鑑定報告のみで、S350 及び S450 の鑑定報告はなかった。加えて、弁護士書簡に S350 及</p>

		<p>びS450により侵害を被った具体的事実も明記しておらず、S350及びS450製品も同じくC社の専利を侵害する製品であるかのような印象を受取人に与えた。しかし上記製品は元々同一ではないので、鑑定を受けた「好神拖」型番S600及びHello Kitty S600製品の鑑定報告書をもって、C社のその他の「好神拖」商品の全てについて専利権侵害があったということはできない。</p>
--	--	--

2. 先に警告状を送付すべきではない場合

悪質な模倣品侵害業者（例えば、過去にも侵害があった場合、侵害の規模が膨大である場合、又は上流のサプライヤーである場合など）或いは侵害事情が深刻な場合、直接民事又は刑事の手段を講じることも考えられる。ちなみに、例えば警告状がやぶ蛇となりその後の刑事捜査における証拠の押収に悪影響が生じるのを避けるため、先に警告状を送付しないほうがよいと権利者が考える場合もある。

（三）警告状の形式

1. 内容証明郵便

台湾では、権利者は内容証明郵便で警告状を送付することが多い。その理由は主に、郵便局の内容証明郵便は基本的に一式三通であり、一通は名宛人に送付し、一通は差出人が保管し、三通目は郵便局によって送付日から三年間保管されるからである。訴訟で差出人が提出した内容証明郵便の内容の真実性を名宛人が争ってきた場合、差出人は郵便局に対し「内容証明郵便の副本の記載内容を確認すること」又は「差出人が提出した副本と、郵便局に保管されている副本とを対照し、その内容に齟齬がない場合には、副本に証明文言を付して押印し差出人に返還すること」を請求することができる。これにより当初送付した内容証明郵便の内容を明確にすることができる。

また、内容証明郵便は様式が決まっており（本章末尾の書式例⁴を参照）、一般人が内容証明郵便を受領した場合、事態が重大だと思い、真剣にこれに対応することにもなると考えられる。

⁴ 郵便局ウェブサイト <http://www.post.gov.tw/post/internet/Download/index.jsp?ID=220301>

2. 警告状のドラフティング

多くの場合、権利者はまず自ら模倣品侵害業者に対し警告状を送付する。そして、模倣品侵害業者から好意的な回答が得られなかった場合、法的手続により解決を図る可能性について、弁護士に検討を依頼する。しかし、実際には警告状送付も広い意味では法的手続の一部といえる。例えば、警告状に記載する内容、警告状を送付した後の模倣品侵害業者との示談交渉、警告状とその後の民事・刑事手続の関係など、いずれも綿密且つ総体的に法的手続を計画する必要がある。従って、警告状のドラフティング及びその後の示談交渉も弁護士に依頼する方がよいと思われる。

さらに、権利者が自ら警告状を送付するよりも、弁護士が警告状を送付した方が、模倣品侵害業者がより真剣に受け止めることになる。その理由は、権利者がコストをかけて弁護士に依頼しているということが、模倣品侵害業者による侵害行為に対して真剣かつ厳しく対応する姿勢を示すことになるからである。

(四) 警告状の内容

以上で説明したとおり、警告状の内容には主に以下の4つの部分が含まれている必要がある。

段落	内容
1、権利者の権利範囲	権利者が台湾において主張できる権利の基礎。例えば商標権又は専利権の権利登録番号など。
2、模倣品侵害業者の具体的侵害事実及び鑑定報告	権利者が発見、把握した模倣品侵害業者の具体的な侵害事実。例えば、調査を経て模倣品侵害業者から購入した商品が権利者の鑑定によって模倣品であることが確認されたこと、又は消費者が通報した模倣品侵害業者の具体的侵害事実など。 なお、一般的に、警告状を送付する前に、権利者は模倣品侵害業者が販売した商品が模倣品であることを確認しておく必要がある。しかし必ずしも権利者の鑑定報告書を警告状に添付する必要はない。一方、専利案件はその侵害事実を明確にすることが困難であるため、多くの場合は専門機関に鑑定を依頼し、鑑定報告書を取得してから警告状を送付する。
3、関連法令	例えば、商標法、著作権法又は専利法などの条文
4、権利者の具体的要求	今後の模倣品侵害業者との示談交渉の対象を明確

	<p>にするため、権利者が先に具体的な要求を挙げる。 例えば以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none">・直ちに模倣品の販売を停止すること・模倣品が陳列されているウェブサイトページ 又は広告を削除すること・権利者の損害の賠償・謝罪広告の掲載・在庫の模倣品の引渡し及び処分・具体的な上流業者の情報の提供
--	---

書式 1 (內容證明郵便) 局 存 證 信 函 用 紙

副 正
本

郵 局 存 證 信 函 第 號	〈寄件人如為機關、團體、學校、公司、商號請加蓋單位圖章及法定代理人簽名或蓋章〉 姓名： 印 一、寄件人 詳細地址： 姓名： 二、收件人 詳細地址： 姓名： 三、收件人 詳細地址： (本欄姓名、地址不敷填寫時，請另紙聯記)
-------------------------------	---

格	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
行																				
一																				
二																				
三																				
四																				
五																				
六																				
七																				
八																				
九																				
十																				

本存證信函共 _____ 頁，正本 _____ 份，存證費 _____ 元， 副本 _____ 份，存證費 _____ 元， 附件 _____ 張，存證費 _____ 元， 加具正本 _____ 份，存證費 _____ 元， 加具副本 _____ 份，存證費 _____ 元，合計 _____ 元。	黏	貼
經 _____ 年 _____ 月 _____ 日證明 郵局正 _____ 經辦員 _____ 印 副本內容完全相同 郵戳 _____ 主管	郵 票 或 郵 資 券	
備 註 一、存證信函需送交郵局辦理證明手續後始有效，自交寄之日起由郵局保存之副本，於三年期滿後銷燬之。 二、在 _____ 頁 行第 _____ 格下塗改 _____ 字 印 如 有 修 改 應 填 註 本 欄 並 蓋 用 寄 件 人 印 章 ， 但 塗 改 增 刪 每 頁 至 多 不 得 逾 二 十 字 。 三、每件一式三份，用不脫色筆或打字機複寫，或書寫後複印、影印，每格限書一字，色澤明顯、字跡端正。 - 32 -	處	

五、刑事手続

権利者が自ら調査を実施し市場で模倣品を発見した際に権利者が行なう対応として、刑事告発又は告訴を行なうことによって刑事捜査を発動させることも考えられる。本章では刑事手続に関連する事項を説明する。

(一) 権利者の刑事手続における役割 ～権利者は刑事告訴すべきか

1. 捜査機関の力を借りての情報取得

権利者が自ら調査を実施し模倣品を発見した場合、商標の模倣及び著作権に関しては、刑事責任の対象であるため、権利者は捜査機関に対し告発又は告訴をすることにより捜査機関による捜査を発動させることもできる⁵。例えば、刑事警察大隊、調査局又は検察署に対し刑事告訴し、捜査を通じ、国家の司法権をもって調査し、模倣品侵害業者が誰か及びその犯行内容を明らかにすることができる。例えば、権利者がインターネット上でネット販売者が模倣品を販売しているのを発見した場合に、たとえ模倣品を注文して購入できたとしても、インターネット上の販売者は自らの情報を開示しないことが多いので、販売者に関する情報を得ることができない。この場合、刑事告訴により犯罪捜査を発動させ、捜査機関が各サイバーモール（電子商店街）或いはその他の事業者に対して、当該サイト販売者の情報を照会し取得する以外に方法はない。

2. 告訴人の法的地位

捜査機関が、公衆からの通報、自発的捜査、他案件の取締り・捜査などを通じて権利者の権利を侵害する模倣品を発見した場合、権利者は鑑定に協力すべきである。では、これに加えて、権利者は模倣品侵害業者に対して刑事告訴をすべきであろうか。これを検討する際には、権利者は、自らの予算に加えて、刑事告訴の有無によって何が違ってくるのかを考慮する必要がある。刑事訴訟法上、告訴人には一定の権利が認められている。以下、これについて説明する。

⁵ 刑事告発は、誰でも行なうことができる。一方、刑事告訴は、被害者によりなされなければならない。商標権又は著作権が侵害された場合、商標権者又は著作権者は告訴することができる。

刑事訴訟法	告訴人の権利	補足説明
第 219 条の 1	<p>(証拠保全の申立て)</p> <p>告訴人は、証拠が隠滅、偽造、変造若しくは隠匿され、又は使用困難になるおそれがあるときは、捜査期間中、検察官に対し捜索、押収、鑑定、検証、証人尋問又はその他の必要な保全処分を申立てることができる。</p>	
第 219 条の 6	<p>(証拠保全の立会い)</p> <p>告訴人は、捜査期間中、証拠保全が妨げられるおそれがある場合を除き、その保全を申立てた証拠について、証拠保全を実施する際に立会うことができる。</p> <p>証拠保全の日時及び場所は、前項が規定する立会うことができる者に通知しなければならない。</p>	
第 255 条第 2 項、第 3 項	<p>(不起訴、起訴猶予等の処分書の受領)</p> <p>検察官が不起訴、起訴猶予、起訴猶予取消し処分をし、又はその他の法定の事由に基づいて不起訴処分とする場合、その処分理由を記載した処分書を作成しなければならない。前項の処分書は、その原本を告訴人に送達しなければならない。</p>	
第 263 条	<p>(起訴状の受領)</p> <p>第 255 条第 2 項及び第 3 項の規定は、検察官の起訴状にこれを準用する。</p>	
第 256 条	<p>(再議申立権)</p> <p>告訴人は、不起訴又は起訴猶予処分書を受領してから 7 日以内に不服の理由を記載して、原検察官を通じて直接上級裁判所検察署の検察長又は検察総長に対して再議を申し立てることができる。</p>	<p>権利者が刑事告訴しなかった場合、検察官が被疑者の責任を過小評価し、不起訴又は起訴猶予処分にしたとしても、権利者には再議による救済を求めることができない。</p>

第 258 条の 1	(審判交付の申立て) 告訴人が再議棄却処分に対して不服がある場合は、処分書を受領してから 10 日以内に弁護士に委任して理由書を提出し、当該案件に関して第一審裁判所に対して、審判に付すことを請求することができる。	
第 314 条	(判決原本の受領) 判決原本は、告訴人及び告発人に送達しなければならない。告訴人は上訴期間内において、検察官に対し意見を陳述することができる。	権利者が刑事告訴又は告発をしなければ、裁判所は判決書を権利者に送付する義務がない。したがって、権利者は模倣品侵害業者に有罪の判断がなされたかどうかを把握することが困難となる。よって、検察官に対し上訴期限内に、上訴の要否を申立てるか否かを決めることもできない。

3. 刑事告訴のメリット

上記のとおり、権利者は、刑事告訴をすることにより、刑事捜査の力を借りて模倣品侵害業者に関する情報を明らかにすることができる、刑事訴訟法上の告訴人の地位を取得することが可能になる、というメリットがある。実務上は、権利者が告訴するメリットはこれ以外にもある。すなわち、告訴人として刑事手続きに参加することができること、警察による案件処理の詳細や検察署への移送に関する状況を比較的容易に知ることができること、検察署又は裁判所に係属している案件の進捗状況を知ることができることなどのメリットがある。また、検察官が処分する際又は裁判所が判決を出す際にも告訴人の意見と考え方を参考にすることが多い。さらに告訴人と被告人の間に調停法廷を用意し、双方に和解協議の機会を与える場合もある。また、著作権法違反の罪の多くは親告罪であり、刑事告訴がされなければ、そもそも刑事捜査を発動することができない⁶。

⁶ また、著作権法第 99 条は「第 91 条ないし第 93 条、第 95 条の罪を犯した場合、被害者その他の告訴権を有する者の申立てにより、判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載することを命じることができ、その費用は被告が負担する。」と規定している。

(二) 刑事告訴状の提出先：警察、調査局又は検察署

権利者は、捜査機関に対し告発及び告訴することにより捜査機関による捜査を発動させることができる。告発状、告訴状の提出先には、警察、調査局、検察署及び税関⁷がある。警察には、商標権及び著作権侵害を専ら扱う知財警察である「刑事警察大隊」がある。刑事警察大隊、調査局、検察署の紹介については「二.模倣品の調査及び発見/(二) 2. 職権調査を行なう政府機関の範囲」を参照されたい。以下では、比較表の形でこれら三つの部局に対し刑事告訴する場合の差異を説明する。

項目	刑事警察大隊	調査局	検察署
商標権又は著作権刑事犯罪捜査の熟練度	専門的に商標法・著作権法侵害刑事捜査案件を処理する。	商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理、調査することができる。しかし、調査局が政策的に重視しているのはこの種の案件ではない。	商標法違反又は著作権法違反の告発・告訴案件を受理、調査することができる。しかし、専門的にこの種の案件を処理する機関ではないので、実務上、検察官はまず検察事務官又は警察に犯罪状況を調査し証拠を収集させ、報告書を提出させる。
案件追跡の容易度	権利者又は通報者から案件を受理した後、密接かつ機動的に権利者・通報者と継続的に連絡して協力して捜査を進めていくことができる。	権利者又は通報者から案件を受理した後、密接かつ機動的に権利者・通報者と継続的に連絡して協力して捜査を進めていくとは必ずしもいえない。調査局は調査上の必要性を考慮し、権利者又は通報者に連絡して協力を要求するか否かを定める。	案件を受理した後は裁判所の内部手続により案件が分配され（台湾では検察庁は裁判所に属している）、担当の検察官が捜査廷を開くが、その際権利者又は通報者に通知し法廷での説明を求めるか否かを定める。
特別なメリット	権利者が既に証拠収集を完了し、かつ全台湾	権利者が既に証拠収集を完了し、かつ全台湾において同時に模	権利者が刑事警察大隊又は調査局のいずれかに刑事告訴しても、案

⁷ 権利者が税関に対し刑事告訴する場合の多くは、税関で模倣品を発見した後、権利者がまず税関に刑事告訴し、その後税関が刑事告訴をその他の調査案件と併せて検察署に移送しさらに捜査させることになる。

	<p>において同時に模倣品を捜査し排除することを計画しているために、北部、中部、南部の「偵一隊」、「偵二隊」及び「偵三隊」等の協力が必要であるような場合に有益である。</p>	<p>倣品を捜査し排除することを計画しているために、各地の調査局の各部署の協力が必要であるような場合で、且つ当該案件に高度な秘密保持を必要とするときに有益である。</p>	<p>件は検察署に移送され捜査が継続されることになる。したがって、権利者が刑事告訴の立件記録のみを求めるという場合、刑事警察大隊や調査局ではなく、直接、検察署に対し刑事告訴することが考えられる。</p>
--	---	---	---

(三) 親告罪及び非親告罪～告訴期間

親告罪の告訴は、告訴することができる者が犯人を知った日から6ヶ月以内に行わなければならない⁸。商標法違反は非親告罪であるので権利者はいつでも刑事告訴できるが、著作権違反の罪の多くは親告罪であるため、厳格に告訴期間を守らなければならない。

1. 親告罪

(1) 著作権法第91条第1項

無断で複製したことにより他人の著作財産権を侵害した者

(2) 著作権法第91条第2項

販売又は貸与の目的をもって無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害した場合

(3) 著作権法第91条の1第1項

無断で所有権移転の方法によって著作物のオリジナル又はその複製物を頒布し他人の著作財産権を侵害した場合

(4) 著作権法第91条の1第2項

著作財産権を侵害する行為によって作成された複製物であることを明らかに知りながら、これを頒布し、又は頒布を目的として公開

⁸ 刑事訴訟法第237条第1項。

展示又は所持する場合。

(5) 著作権法第 92 条

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与の方法により他人の著作財産権を侵害した場合

(6) 著作権法第 93 条

第 15 条ないし第 17 条に規定する著作人格権を侵害した場合

第 70 条の規定に違反した場合⁹

第 87 条第 1 項第 1 号(著作者の名誉を害する方法をもってその著作物を利用した場合。)、第 3 号(著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入した場合。)、第 5 号(コンピュータープログラムの著作財産権の侵害する複製物を業として使用する場合。)⁹又は第 6 号(著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら所有権移転若しくは貸与以外の方法で頒布した場合、又は著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら頒布を意図して公開展示又は所持する場合。)に定めるいずれかの方法により他人の著作権を侵害した場合。但し、第 91 条の 1 の第 2 項及び第 3 項に定める場合は、この限りではない。

第 87 条第 1 項第 7 号(著作財産権者の同意又は許諾なく、公衆にインターネットを通じて他人の著作を公開送信又は複製させることを意図し、著作財産権を侵害し、公衆に公開送信若しくは複製できるコンピュータープログラム又はその他の技術を提供し、それによって利益を受けた場合。)の規定に違反した場合

(7) 著作権法第 95 条

第 112 条¹⁰の規定に違反した場合

⁹著作権法第 70 条は「前条の規定により音楽著作物を利用する者は、その録音著作物の複製物を台湾管轄外区域において販売してはならない。」と規定している。

¹⁰ 著作権法第 112 条は以下のように規定している。

- 1 1992 年 6 月 10 日付本法改正施行前に、同改正法施行前の旧法の保護を受けていた外国人の著作物の翻訳については、その著作権者の同意を得ていない場合、1992 年 6 月 10 日付本法改正施行後は、第 44 条ないし第 65 条の規定に該当する場合を除き、当該翻訳物を複製することはできない。
- 2 前項に規定する翻訳物の複製物は、1992 年 6 月 10 日付本法改正法の施行日から 2 年を経過した後、販売してはならない。」と規定している。

(8) 著作権法第 96 条

第 59 条第 2 項¹¹又は第 64 条¹²の規定に違反した場合

(9) 著作権法第 96 条の 1

第 80 条の 1 の規定¹³に違反した場合

第 80 条の 2 第 2 項の規定¹⁴に違反した場合

2. 非親告罪

商標法違反の全ての刑事罰

(1) 商標法第 95 条第 1 号

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用すること

(2) 商標法第 95 条第 2 号

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用したことにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあること

¹¹著作権法第 59 条は以下のように規定している。

- 1 合法のコンピュータープログラム著作物の複製物の所有者は、自ら使用している機器の必要に応じて当該プログラムを修正し、又はバックアップのため当該プログラムを複製することができる。但し、当該修正物又は複製物の使用は当該所有者に限る。
- 2 前項の所有者が滅失以外の事由により原複製物の所有権を失った場合、著作財産権者の同意を得た場合を除き、その修正又は複製したプログラムを廃棄しなければならない。

¹²著作権法第 64 条は以下のように規定している。

- 1 第 44 条ないし第 47 条、第 48 条の 1 ないし第 50 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条、第 57 条、第 58 条、第 60 条ないし第 63 条の規定により他人の著作物を利用する場合には、その出所を明示しなければならない。
- 2 前項の出所の明示にあたっては、無記名著作物又は著作者が不明である場合を除き、著作者の氏名又は名称を合理的な方法によりなさなければならない。

¹³著作権法第 80 条の 1 は以下のように規定している。

- 1 著作権者が付した権利管理電子情報は、これを削除又は改ざんすることができない。但し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一、行為当時の技術的な制限により、著作物の権利管理電子情報を削除又は改ざんしなければ当該著作物を合法的に使用することができなくなる場合。
 - 二、録音録画又は伝送システム転換時、その転換技術上必要な削除又は改ざんである場合。
- 2 著作権管理電子情報が違法に削除又は改ざんされたものであることを明らかに知りつつ、当該著作物のオリジナル若しくはその複製物を頒布し、又は頒布を意図して輸入若しくは所持してはならない。また、公開放送、公開実演又は公開伝送することもしてはならない。

¹⁴著作権法第 80 条の 2 第 2 項は「適法な許諾を得ずに、無断複製防止措置を解説、破壊又は回避することに供する設備、部材、部品、技術又は情報を製造、輸入、公衆に提供し又はこれらのものをもって役務を提供してはならない。」

(3) 商標法第 95 条第 3 号

商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用したことにより、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあること

(4) 商標法第 96 条第 1 項

証明標章権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用したことにより、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場合

(5) 商標法第 96 条第 2 項

第 96 条第 1 項の証明標章権侵害のおそれがあると明らかに知りながら、他人が登録した証明標章と同一または類似の標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を、販売又は販売を意図して製造、所持、展示した場合

(6) 商標法第 97 条

他人の行った第 95 条、第 96 条の商品であることを明らかに知りながら、販売、又は販売を意図して所持、展示、輸出又は輸入した場合

(7) 著作権法第 91 条第 3 項

光ディスクで複製する方法で著作権法第 91 条第 2 項の罪を犯した場合

(8) 著作権法第 91 条の 1 第 3 項

著作権法第 91 条の 1 第 2 項の罪を犯し、その複製物が光ディスクである場合

(四) 侵害の鑑定

権利者が刑事告訴するか否かにかかわらず、刑事警察大隊、調査局、検察署等の刑事捜査機関及び裁判所にとって、権利者による協力のうち最も重要なのは鑑定である。即ち、証拠物が、果たして権利者が生産又は授権生産した真正品であるのか、それとも模倣品であるのかを判定することである。

後日被告人が法廷において、権利者が自ら行った真偽判定は公平性に欠けるとして、権利者が提出した鑑定報告の証拠能力を否定する可能性はある。しかし、案件の初期段階においては、権利者の鑑定協力がなければ、基本的に捜査機関は偽物であるか否かを識別することができないので、模倣品侵害案件はそれ以上進められない。よって、捜査機関から権利者に対し鑑定への協力を求められたときは、積極的に協力すべきである。なお、別の段階の問題として、後日の刑事訴訟手続において、

刑事訴訟法第 208 条第 1 項の規定¹⁵に基づいて裁判所又は検察官が権利者に嘱託し鑑定を行うことによって、権利者が提出した鑑定報告に証拠能力が生じさせることができるかという問題がある¹⁶。

侵害鑑定報告書の内容及び形式については、本章最後の書式 1、2 を参照されたい。

警察は、捜査を完了し事件を検察署検察官へ送付する前に、通常、権利者に対し権利侵害に係る模倣品についての「権利侵害報告書」の提出を求める（「七、水際対策」書式 7 参照）。その主な目的は、権利者の同種商品の市場販売価格に模倣品の数を乗じて模倣品全部のおおよその市場価格を計算することにより、警察内部の業務処理の成果を評価することにある。従って、実務上は必ずしも「権利侵害報告書」が案件と併せて検察署に移送されるわけではない。

（五） 和解すべきか否か

1. 和解のメリット

権利者は和解を通じて、模倣品侵害業者に対し、損害金を支払うこと、謝罪広告を掲載すること、具体的な上流業者の情報を提供することを要求することができる。さらに模倣品侵害業者に対し、再犯しないことを保証し、再犯したときに巨額の懲罰性違約金を支払うことを定めた承諾書を提出させることを要求できる。これは模倣品侵害業者の再犯に対し、相当な抑止効果を有すると考えられる。

そのほか、和解は紛争を終了させ有益な関係を構築する機会ともいえる。和解交渉の際、権利者が模倣品侵害業者からライセンスの付与を要求され、将来権利者の商品の購買業者又は販売代理業者になる可能性もある（「十一、侵害再発防止の心掛け」参照。）。従って、和解すべきではない場合を除き、権利者は模倣品侵害業者との和解協議の余地を残し、柔軟に対応できるようにしておくことをお勧めする。なお、和解すべきではない場合としては、権利者の商品自体の特殊性により和解しないほうがよい場合（例えば一部の最上級の酒類業者が内部政策により偽酒業者と和解すべきでないと考えるとき）、模倣品侵害業者が大規模な製造業者である場合、権利侵害を繰り返している不法業者で

¹⁵ 刑事訴訟法第 208 条 1 項は「裁判所又は検察官は、病院、学校又はその他相当する機関、団体に対し、鑑定、他人の鑑定の審査を嘱託することができ、この場合第 203 条ないし第 206 條の 1 の規定を準用する。口頭報告又は説明が必要な場合、鑑定又は審査を実施した者にそれを命じることができる。」と規定している。

¹⁶ 実務上、被告人は時に外国法人の身分を有する権利者が提出した鑑定報告は我が国の外国における領事館の認証を得ていないと抗弁することもある。しかし裁判所は、必ずしも外国法人の身分を有する権利者が提出した鑑定報告について我が国の外国における領事館の認証を得ることを要求するとは限らない。

ある場合などがある。

2. 和解のタイミング

模倣品侵害業者は、その行為の発覚後、自発的に権利者に連絡し和解交渉をもちかけてくる場合がある。親告罪の場合を除き、一般的には案件が検察署に移送される前に模倣品侵害業者と和解することは勧められない。その理由としては、刑事警察大隊、調査局等の捜査部局の捜査人員へのイメージの問題にかかわるといことがある。即ち、刑事警察大隊、調査局等の捜査部局が捜査を完了して検察署に移送する前に、権利者と模倣品侵害業者が和解に達してしまうと、実際、刑事警察大隊、調査局等の捜査部局の実績に影響を及ぼす可能性がある。また、刑事案件の初期段階で和解することは、刑事を盾に取って過大な民事上の請求をしているというマイナスイメージが生じる可能性もある。

3. 和解後の刑事手続

基本的には、和解は民事行為である。しかし親告罪の場合、双方が和解すれば、権利者は刑事告訴を取下げるので、刑事案件はこれで終了する。一方、例えば商標法違反などの非親告罪の場合、和解をしたか否かは、実務上、検察官が被疑者に対する起訴を猶予するか、裁判所が被告人に対し執行猶予を与えるか否かを定める際に、相当大きな影響を与える。

(六) 訴訟に要する期間と費用

1. 訴訟に要する期間

(1) 刑事警察大隊

警察が通報又は刑事告訴を受けた後、被疑者に出頭を求め取り調べるまでの期限や検察官を通じて裁判所に捜索状を請求し捜索するまでの期限については、厳格な規定はない。その理由は、警察が必要な情報を収集するのに時間がかかることがあり、また必要な情報が収集できるとは限らないからである。一方、警察が「被疑者に出頭を求め取調べた」場合、警察内部の規定により、1ヶ月以内に案件を検察署に移送しなければならないとされている。また、警察が捜索した場合、捜索日から3ヶ月以内に案件を検察署に移送しなければならないとされている。

(2) 調査局

調査局が通報又は刑事告訴を受けた後、被疑者に出頭を求め取り調べるまでの期限や検察官を通じて裁判所に捜索状を請求し捜索するまでの期限に

についても、厳格な規定ない。その理由は、やはり調査局が必要な情報を収集するのに時間がかかることがあり、また必要な情報が収集できるとは限らないからである。一方、調査局が「被疑者の出頭を求め取調べをした」場合等については、警察の内部規定のような、1ヶ月以内又は3ヶ月以内に案件を検察署に移送しなければならないという規定はない。しかし、正当な理由なく案件を遅滞させ検察署に移送しなかった場合、内部評価において調査員の成績の業績評価にも影響が出る。

(3) 検察署

検察官が刑事事件の捜査を行うときは、「検察機関の案件処理期限及び遅延防止の要点」（検察機関办案期限及防止稽延実施要点、以下「要点」という。）が適用される。「追加の捜査なしに捜査を終結できる案件」又は「さらに捜査しなければ終結できない案件」のいずれの場合も、「要点」は検察官に対し「案件を受取ったら速やかに処理する」ことを要求している。具体的に捜査を終結し処分を出すまでの期限は規定されていないが¹⁷、「要点」第33項は「案件は、継続的に進行しなければならない」としている。

そのほか、「要点」には、「督促」制度が規定されており、検察官の案件処理を管理監督する仕組みを定めている。例えば、「各裁判所検察署は、3ヶ月を超えて進行していない案件を発見した場合、自ら原因を調査し、これを改善しなければならない」、「研考科は2ヶ月を超えて進行していない案件について報告表を作成し、担当検察官に通知し案件を進めるよう督促しなければならない」、「検察機関は研考科に月ごとに案件を検査し記録を行わせ、3ヶ月を超えて進行していない案件については、検査通知表に記入し検察官に通知する。検察官は、処理が進んでいないことについて正当な事由がある場合、通知を受けてから7日以内に処理が進んでいない原因を述べ、長官に報告して承認を受け、研考科及び統計室に提出しなければならない」¹⁸といったことが定められている。

(4) 裁判所

裁判所の案件処理の期限には、主に「各級裁判所の案件処理期限実施要点」（各級法院办案期限実施要点）が適用される。案件の類型に応じて期限が定められており、案件を受理した日から所定の期間内に終結していない案件に

¹⁷ 一般的には、案件が検察署に係属しかつ案件の分配が完了した後、約1年以内に検察官は捜査を終結し処分を下すべきとされている。これに加えて、検察署内部で約3ヶ月ごとに状況の確認がなされており、遅延しているにもかかわらず理由がない場合、検察署内部で担当検察官の上官が調査の対象となるので、間接的に担当検察官を拘束することができる。

¹⁸ 「検察機関の案件処理期限及び遅延防止の要点」（検察機関办案期限及防止稽延実施要点）第34条第1項。

については、裁判所長がその処理を督促することに加えて、月ごとに作成される遅滞案件報告表に記入され上層部に報告される¹⁹。期間は、民事・刑事の「簡易手続第一審」の案件の期限は10ヶ月、民事・刑事の「通常手続第一審」の案件の期限は1年4ヶ月、民事・刑事の「第二審」の案件の期限は2年、民事・刑事の「第三審」の案件の期限は3年となっている。

また、「刑事妥当迅速審判法」第7条、第8条では、以下のように規定されている。

第7条 第一審係属日から8年を超えて判決が確定できなかった案件については、法律により無罪判決を言渡すべきである場合を除き、裁判所は、職権又は被告人の申立てにより、以下の事項を斟酌し、被告が迅速な審判を受ける権利を侵害され、且つ情状が重大であり、適切な救済を与えるべきであると認めた場合には、その刑を軽減しなければならない。

- 一、訴訟手続の遅滞が、被告人による事由であるか否か。
- 二、案件の法律、事実における複雑さと訴訟手続の遅滞とのバランス。
- 三、その他の迅速審判と関連する事項。

第8条 案件が第一審係属日から8年を超えて判決が確定せず、且つ最高裁判所より3回以上差戻された後、第二審裁判所が第一審の無罪判決を維持した場合、又はその無罪の差戻し審判決、差戻し前に同級裁判所が2回以上の無罪判決をした場合、これに対し最高裁判所に上告することができない²⁰。

2. 費用

権利者が刑事告訴する場合、刑事警察大隊、調査局等の捜査機関に費用を支払う必要はない。一方、弁護士に刑事告訴の代行を依頼する場合の費用は、一般的には、事件の内容（事案の難易、事件の処理に要する時間・労力など）、又は各事務所の基準に応じて決められるため、相場というものは存在していない。

¹⁹ 「各級裁判所の案件処理期限を実施する要点」（各級法院辦案期限實施要點）第2条。

²⁰ 刑事訴訟法第376条第1号は「最高で三年以下の有期懲役、拘留又は罰金刑のみの罪について、第三審裁判所に上告してはならない」と規定している。従って商標法違反の刑事犯罪は、いずれも最高裁判所に上告することができない。一方、ごく一部の著作権法違反の刑事犯罪は最高裁判所に上告することができる。

鑑定報告

案號：○○

鑑定樣品：

○○等單位自嫌犯○○處所徵信購得或取締查扣「疑似為仿冒○○商標或著作權之○○商品」○○件
(請參附件照片)

鑑定結果：

檢視樣品之相片後，本人在此證明系爭商品為仿冒品。

鑑定理由：

鑑定人：○○公司

(職稱)

鑑定人資格文件請參「附錄」

鑑定日期：西元○○年○○月○○日

核准人：○○公司

負責人—○○

用印日期：西元○○年○○月○○日

²¹ 有關「鑑定人資格文件」主要是日後檢察署或法院會藉此初步評斷鑑定人是否確實具有辨識鑑定商品真偽之適格性。一般而言，鑑定人在公司的職務若與商品相關或是定期接受商品介紹與辨識訓練等經歷，大多會為檢察署或法院所認可。

附錄：

本人○○○，任職於以設計與行銷知名「○○」品牌包括○○商品在內之○○公司。為維護公司長期並經年累月方建立為世界所著名之商標，包括但不限於「○○」、「○○」與「○○」等商標，以及保障消費者之權益，○○公司對於打擊侵害此揭品牌之仿冒業者不遺餘力，同時積極配合法院、檢察署、調查局與警察單位所查扣疑似為仿冒「○○」品牌商品之鑑定事宜。

為提供專業之相關鑑定協助，本人曾參與下列辨識真仿品之教育訓練：

西元○○年○○月○○日參與春夏商品教育訓練

西元○○年○○月○○日參與秋冬商品教育訓練

西元○○年○○月○○日參與春夏商品教育訓練

西元○○年○○月○○日參與秋冬商品教育訓練

西元○○年○○月○○日參與春夏商品教育訓練

西元○○年○○月○○日參與秋冬商品教育訓練

鑑定報告書

案號：○○

西元○○年○○月○○日

受文者：○○

敬啟者，

茲為由○○所查扣標示為本公司所有之「○○」商標圖樣樣品提出本鑑定報告。系爭扣案樣品之相關細節如下表所示：

產品名稱	數量	相片
○○	○○	附錄

本公司○○，為中華民國註冊第○○號「○○」商標之商標權人，依據本公司之認知與確信，在此證明系爭扣案樣品並非本公司所製造、或授權製造之商品。

(略)

書式 1²²

鑑定報告書
案件番号：〇〇

鑑定サンプル:

〇〇等の部局が被疑者〇〇のところで調査のため購入又は取締りにより差押さえた「〇〇商標又は著作権の〇〇商品の模倣疑似品」〇〇件
(添付写真をご参照ください)

鑑定結果:

サンプルの写真を確認した結果、当該商品は模倣品であることをここに証明します。

鑑定理由:

鑑定人: 〇〇社
(役職)

鑑定人資格書類は「別紙」をご参照ください。

鑑定日:西暦〇〇年〇〇月〇〇日

許可者: 〇〇会社

代表者-〇〇

押印日付: 西暦〇〇年〇〇月〇〇日

²² 「鑑定人資格書類」は、主に将来検察署又は裁判所が、鑑定人が確実に鑑定商品の真偽を識別するための適格性を有するか否かについて、予備的に判断する根拠になる。一般的に、鑑定人の会社における職務が商品と関係しているとき、又は定期的に商品の紹介及び識別訓練等を受けた経歴があるときは、多くの場合検察署又は裁判所に許可されることになる。

別紙

私 〇〇〇 は、〇〇商品を含む著名ブランド「〇〇」の設計及びマーケティングを行っている〇〇社に在職している。当社が長年の歳月をかけて築き上げてきた世界的著名商標（「〇〇」、「〇〇」及び「〇〇」などの商標を含むが、これらに限定されない）を保護し、消費者の権利利益を保障するために、当社は、これらのブランドを侵害する模倣業者を撲滅することに力を注ぐとともに、裁判所、検察署、調査局及び警察部局が差押さえた「〇〇」ブランド商品の模倣品と疑われる商品の鑑定に積極的に協力する。

専門的な関連鑑定の協力を提供するために、私は以下の商品の真偽を識別する教育訓練に参加した。

西暦〇〇年〇〇月〇〇日春夏商品教育訓練

西暦〇〇年〇〇月〇〇日秋冬商品教育訓練

西暦〇〇年〇〇月〇〇日春夏商品教育訓練

西暦〇〇年〇〇月〇〇日秋冬商品教育訓練

西暦〇〇年〇〇月〇〇日春夏商品教育訓練

西暦〇〇年〇〇月〇〇日秋冬商品教育訓練

書式 2

鑑定報告書
案件番号: ○○

西暦○○年○○月○○日

宛先人: ○○

拝啓

○○により差押さえられた、当社の「○○」商標図様が表示されたサンプルについて、本鑑定報告を提出する。差押さえたサンプルの関連情報は下表の通りである。

製品の名称	数量	写真
○○	○○	付録

当社○○は、中華民国登録第○○号「○○」商標の商標権者である。当社の認識及び確信に基づいて、差押さえられた当該サンプルは、当社が製造し、又は製造を許諾した商品でないことをここに証明する。

(略)

六、民事手続き

模倣に対する民事的救済に関し、制度の概要、流れ、各手続きの基本的事項については、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」に記載した内容を参照されたい。本章では、日本企業の知財担当者が実際の実務を行う観点から、実務上の運用、並びにその留意点を解説する。

（一）保全手続き～仮差押、仮処分

保全命令とは、権利者の権利を保全するために、その確定、実現までの間に、裁判所によってされる仮差押、仮処分、暫定状態を定める仮処分などの裁判所命令のことである。

特に、知的財産侵害事件では、知的財産侵害者が侵害商品を製造、販売している場合、専利（特許、実用新案、意匠が含まれる。以下同じ）、商標、著作権などの権利者は膨大な損害を被るため、一刻も早く法律を通じ、侵害者の侵害行為を差し止めることが重要である。したがって、権利者は、民事判決が確定するまで待つのではなく、「仮処分」又は「暫定状態を定める仮処分」を裁判所に申立てることを検討すべきである。

知的財産案件審理法（智慧財産案件審理法）第22条1項、第7条に基づき、知的財産侵害事件に関する仮差押、仮処分、暫定状態を定める仮処分は、民事事件の1審、2審と同様に、専門の智慧財産法院が管轄している。以下、智慧財産法院の実務状況を説明する。

1. 暫定状態を定める仮処分の審理

理論上、仮処分とは、「金銭請求以外の請求について強制執行を保全する」ことを目的とする「仮処分」（民事訴訟法第532条）、と「紛争にかかる法律関係において、重大な損害を防ぎ、又は緊急な危険を回避する」ことを目的とする「暫定状態を定める仮処分」（民事訴訟法第538条1項、2項）に区別されるが、裁判所の実務においては、知的財産侵害事件は主に「暫定状態を定める仮処分」を利用するので、以下では、「暫定状態を定める仮処分」を対象とし、実務上の状況を説明する。

暫定状態を定める仮処分の要件として、民事訴訟法第538条では、「争いがある法律関係について債権者に生ずる重大な損害又は緊急な危険を避けるためにこれを必要とするとき」と規定されている。この法条の要件事実について、申

立人は「疎明」²³の責任を負う。疎明不足の場合、裁判所は、その申立てを却下することになる（知的財産案件審理法《智慧財産案件審理法》第22条2項）。また、裁判所は、暫定状態を定める仮処分を認めるかを審理する際は、具体的に、申立人勝訴の可能性、権利の有効性及び侵害された事実に加え、申立てを認めた場合当事者に回復できない損害を与えるか、双方の損害の程度、公衆利益への影響などの要素を総合的に判断しなければならない（知的財産案件審理法細則《智慧財産案件審理法細則》第37条3項）。

また、一般の保全命令は秘密審理で行われるが、この「暫定状態を定める仮処分」（申立手数料はNT\$1,000元）は、被申立人（本案訴訟の被告）への影響が非常に大きいと見られるため、申立人が被申立人に通知すべきではない特殊な事情があることを立証できた場合を除き、原則として被申立人に意見陳述の機会を与えなければならない旨規定されている（知的財産案件審理法《智慧財産案件審理法》第22条4項）。よって、一旦、権利者が「暫定状態を定める仮処分」を申し立てれば、相手方がそれを知り、隠蔽工作を行う可能性があるため、注意する必要がある。

仮処分申立てを認められた場合、強制執行法第132条により、債権者は仮処分決定を受けてから30日以内に強制執行の申立てをしなければ執行することが出来なくなる。侵害訴訟に関する暫定状態を定める仮処分の強制執行については、例えば専利侵害の場合、実務上、裁判所は、「被申立人は、対象製品を製造、販売してはならない」との暫定状態を定める仮処分決定を送達して決定を遵守するよう被申立人に命じ、被申立人が違反した場合、課徴金を課する方法（強制執行法第140条準用第129条1項）で強制執行しているが、被申立人が更に違反した場合、上記「被申立人は対象製品を製造、販売してはならない」との暫定状態を定める仮処分決定に基づき、被申立人が所在する地方裁判所に対し、模倣業者の工場・倉庫から裁判所の支配下の倉庫に模倣品を搬送し、保管するよう請求することが考えられる（強制執行法第140条準用第129条第2項）。

商標権侵害の場合、裁判所は「申立人が担保金を供した場合、被申立人は同一又は類似する指定商品に係争商標と同一又は類似する商標を使用してはならない」などの暫定状態を定める仮処分決定（智慧財産法院105(2016)年度民暫字第10号民事裁定）を被申立人に送達することにより、決定を遵守するよう被申立人に命じ、被申立人が違反した場合に課徴金を課する方法（強制執行法第140条準用第129条第1項）で強制執行している。

暫定状態を定める仮処分はあくまで保全処分であるため、当事者間の問題を

²³ 訴訟法上、裁判官に、一応確からしいという推測を得させる程度の挙証をすることをいう。「証明」という用語に対して用いられる。

訴訟で解決することを促すために、裁判所は、一定の期間（通常は仮処分決定送達後30日）内に訴訟を提起するよう権利者に命じることになる。期間内に訴訟を提起しなかった場合、相手方の請求または裁判所の職権で暫定状態を定める仮処分を取消することができる（知的財産案件審理法《智慧財産案件審理法》第22条5項）。

したがって、社内の意思決定にかなりの時間を要する日本企業にとっては、委任状の手配から社内での根回しまで、あらかじめ「暫定状態を定める仮処分」と侵害訴訟提起の可否を合わせて検討する必要があると考えられる。

2. 仮差押²⁴の審理

仮差押は、金銭の請求又は金銭の請求に代えることができる請求についての強制執行を保全するために、強制執行の対象となる債務者の所有財産の現状をそのまま維持することを目的とする保全処分である。すなわち、権利者が仮差押を通じて損害の回収を図る手段である。

実務上の運用では、「暫定状態を定める仮処分」と異なり、仮差押の審理は、非公開で行われ、債務者である被申立人に意見陳述の機会とは与えられない。例えば、裁判所が仮差押を許可する裁定が下りても、被申立人に隠蔽工作の時間を与えないように、被申立人には通知しない。

ちなみに、規定上は仮差押事件の裁判所の決定に対して抗告ができ、「抗告手続きにおいて、抗告の受理裁判所は債権者及び債務者に意見を述べる機会を与えなければならない」という条文（民事訴訟法第528条2項）はある。実務上は、裁判所が仮差押を認めた場合、当該仮差押決定に基づき執行することとなり、債務者が当該執行により仮差押の存在を知ることになる。一方、裁判所が仮差押の申立てを却下し、申立人がそれに対して抗告した場合、仮差押の目的（被申立人が隠蔽工作を行う前に、その財産を保全するという）を達成するために、被申立人には通知しない。

裁判所の審理ポイントは、仮差押の理由の有無である。最高裁判例では以下のように述べられている。

「仮差押の理由」は、民事訴訟法第523条1項によれば、債務者が将来強制執行できなくなるおそれ、又は執行が困難となるおそれがあることを指す。例えば、債務者が財産を浪費し、負担が増加し、又は財産に不利益な処分をし、無資力状態になる場合、又は債務者が遠方に行き、行方不明となり、財

²⁴ 仮差押制度の概要について、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」232頁ご参照。

産を隠蔽した場合、又は、債権者が催告をしたが依然として返済を拒絶した場合において、さらに債務者の職業、資産、信用などの状況を総合的に判断すると、既存財産の資力が失われる状態に達したとき、又は債権者の債権額と大きく差があるとき、又は財務上の異変があるときなどにこれが認められる。債務者が返済を拒絶したという理由だけでは、直ちに仮差押の理由があると認定することはできない（最高裁 105 年台抗字第 576 号民事判決）。

したがって、仮差押申立の成功率を高めるために、仮差押を提起する前に、模倣業者である債務者について、上記のいずれかの要件が存在するかを調査することをお勧めする。

（二）本案訴訟の請求

1. 付帯民事訴訟について

刑事付帯民事訴訟は、「犯罪により損害を受けた者は、刑事訴訟手続において付帯的に民事訴訟を提起でき、被告人及び民法による損害賠償責任を負う者に対し、損害の回復を請求できる」という制度である（刑事訴訟法 487 条）。通常の民事訴訟と比較すると、台湾の刑事付帯民事訴訟制度を利用する主なメリットは、裁判所費用が不要であることで、その他の手続きはほぼ同じである。

理論上、一般の民事事件では、当該刑事事件を審理する刑事法廷が刑事附帯民事訴訟を審理するとされているが、実務上は同じ地方裁判所の民事法廷に移送され、専門の民事法廷において一般の民事事件と変わらない審理が行われることが多く、一方、智慧財産法院（知財裁判所）では、同一の法廷で刑事事件と刑事附帯民事訴訟を審理、判決することになる²⁵。

ただし、刑事訴訟法第 488 条によれば、刑事訴訟第 2 審の口頭弁論終結前に刑事付帯民事訴訟を提起しなければならないので、時期に注意する必要がある。また、台湾の民法 197 条及び専利法 96 条 6 項、商標法 69 条 4 項、著作権法 89 条の 1 では、不法行為の訴訟時効はいずれも 2 年で、権利者が侵害行為及び賠償義務者を知った日又は知り得た日から起算される。これは、日本の民法第 724 条に規定されている「3 年」よりも短い。なお、「権利者が侵害行為を知った日又は知り得た日」は、被告が立証責任を負うが、一般的には遅くとも被告に警告書が届いた時点から時効の進行が開始するので留意すべきである。

²⁵ 具体例として、智慧財産法院 104(2015)年度刑智上易字第 55 号刑事判決と智慧財産法院 104(2015)年度附民上字第 15 号民事判決ご参照。

2. 請求内容

民事訴訟の目的は、被告に懲罰を与えることではなく、権利者の損害を回復するのであり、一般の民事訴訟より、知的財産事件上の請求内容は柔軟で多様である。

専利に基づく場合、侵害業者の侵害行為を停止するよう差止請求できることに加え、金銭の損害賠償、侵害品及び侵害行為にかかわる原料と器具を廃棄するよう請求することもできる（専利法 96 条）。

商標権に基づく場合、模倣業者の侵害行為を停止するよう差止請求できることに加え、金銭の損害賠償、模倣品及び侵害行為にかかわる原料と器具を廃棄するよう請求することもできる（商標法 69 条）。

著作権に基づく場合、差止請求（著作権法第 84 条）、損害賠償（著作権法第 88 条）、模倣品及びその原料、製造器具の廃棄（著作権法第 88 条の 1）のほか、被告の費用で判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載するよう（著作権法第 89 条）請求することもできる。判決書の全部又は一部を新聞紙に掲載することは、現地における他の業者に警告する効果を有すると考えられる。ただし、侵害者の侵害事実を認めつつも、被害の回復と掲載の必要性の両方を考慮し、掲載を命じなかった判決がある。（智慧財産法院 102(2013)年度民著上字第 2 号民事判決）。

損害賠償請求と異なり、差止請求は故意・過失などの主観的要件が要求されず、裁判所に認められる可能性が比較的高いと考えられる。

また、差止請求の訴額及び裁判所費用の算定については、裁判所の職権で決定されることになるが、算定不能の場合、訴額は台湾ドル 165 万元と認定される²⁶。この場合の裁判費用は台湾ドル 17,335 元となるが、実務上、原告の差止請求を妨害するために、被告は全力で「差止請求により原告が得る利益は膨大であり、高額な訴額又は裁判費用を算定すべきである」と主張してくることが予想される。また、裁判費用に関する裁判所の決定に対しては、最高裁まで抗告、再抗告できるので、被告は、裁判費用の算定を用いて訴訟を遅延させようとする可能性を否定できない。

被告が同意した場合、又は請求の基礎事実が同一である場合などを除き、原則として、訴状が被告に送達された後は訴えの変更ができない（民事訴訟法第

²⁶ 民事訴訟法第 77 条の 12「訴額が算定困難である場合、同法第 466 条で定められる第 3 審に上告できる最低金額（注：現在は台湾ドル 150 万元）の十分の一を加算する。」

255 条)。従って、被告の反論を想定しつつ、後日訴えを追加、変更する必要が生じないように、訴訟を提起する際に十分請求事項を検討すべきである。

3. 被告の選定

まず、制度上、模倣業者の代表者個人も、会社の業務執行に際し法令に違反して他者に損害を与えた場合、当該他者に対して会社と連帯して損害賠償責任を負う（会社法 23 条 2 項）。模倣業者の代表者個人に圧力を与えるために、実務上、知的財産侵害事件では、提訴する際に、模倣業者の代表者個人も被告にすることが多い。

また、提訴の相手方は、模倣品を製造する製造業者はもちろん、外国から模倣品を輸入する輸入業者、及び店頭又はネットで模倣品を陳列・販売する販売業者も、被告とすることが考えられる。

ただし、差止請求と異なり、上記模倣業者に対し損害賠償を請求する場合、被告の「故意、過失」という主観的要件が要求されるため（専利法 96 条 2 項、商標法 69 条 3 項、著作権法第 88 条 1 項）、提訴前に詳しく被告の様態ごとに「故意、過失」の有無を検討する必要がある。

特に台湾の専利法には、日本の専利法 103 条のような「過失の推定」の規定が設けられていないので、侵害者の「故意・過失」の有無がよく争点になる。実務では、専利権は登録及び公告の制度を採用している以上、同業界の競合他社であれば、その商品の生産、販売の前に、他人の専利を侵害するか最低限の調査する義務を有するところ、調査を行わず、なお製造、販売した場合、少なくとも他人の専利を侵害したことにつき「過失」があると認定した判決がある（智慧財産法院 100(2011)年度民専訴字第 40 号民事判決）。

商標権に基づく訴訟については、同業界の専門的業者であれば、合理ではない低価格で購入する場合専門的業者の経営能力により合理的にみて真正品ではないのではないかとという疑問が生じるはずであり、その能力の範囲内でその真偽について合理的調査を行うべきであるので、何ら調査をせず単なる提供者の取得ルートを信じた場合、主観上被告が係争商標の存在を明らかに知っていたかはともかくとして、少なくとも他人の商標を侵害することにつき「過失」があると認定した判決がある（智慧財産法院 100(2011)年度民商上字第 4 号民事判決）。ただし、被告が夜市の屋台又は小売業者である場合、常に新しい商標の公告に注意する能力はないため、係争商標が公告されてからたった 3 ヶ月で摘発された場合に、「原告の商標を侵害する『故意、過失』はなかった」と判示された例もある（智慧財産法院 103(2014)年度民商上易字第 3 号民事判決）。

4. 請求の主体（原告）

原告となれる知的財産権者は、著作権者、台湾の智慧財産局（日本の特許庁に相当）に登録済みの専利権者、商標権者である。また、日本及び台湾はともに WTO の加盟国であるので、日本人が日本において創作した著作物が日本法に基づきまだ存続期間内であれば、台湾の著作権法の保護対象となる（著作権法第4条2号）。

(1) 専用使用権を許諾した場合

台湾の著作権法によれば、権利者は、他人に通常使用権と専用使用権を許諾することができる。著作権法第37条4項では、「専用使用権者は、権利を許諾した範囲において、著作財産権者として権利を行使し、自己の名義で訴訟上の行為を行使することができる。原著作財産権者は、専用使用の範囲については、権利の行使をしてはならない」と規定されている。例えば日本企業が台湾代理店に専用使用権を許諾した場合、許諾された実施権の範囲内では、第三者による著作権の使用を排除することができるのは、その専用使用権者である台湾代理店のみで、著作権者である日本企業は権利行使できず、提訴しても原告適格がないとして訴えは却下されることになるので、留意すべきである。

一方、専利、商標については、他人に専用使用権を許諾した場合でも、契約において当事者間に別段の合意があれば、権利者も自己の名義で提訴できることになる（専利法96条4項、商標法39条6項解釈）い。

専利、商標の専用使用権を智慧財産局に登録していない場合に専用使用権者が自己の名義で権利行使できるかについては、実務の見解は多岐にわたっている。登録をしなくても提訴できるという判決があった²⁷ものの、最高裁の見解が統一されていないので、専用使用権者の名義で提訴する場合、提訴前に、専用使用権の登録手続きの完了及び専用使用期間を確認した方がよい。

(2) 通常使用権を許諾した場合

一方、例えば日本企業が台湾代理店に通常使用権を許諾した場合、通常使用権者は、自己の名義で模倣品業者を提訴できないので、専利権者、商標権者又は著作権者である日本企業の名義で提訴しなければならない。さもないければ、訴えを却下されることになるので注意すべきである。

²⁷ 商標の場合については、「智慧財産法院 103(2014)年度民商上字第 14 号民事判決」を参照されたい。専利の場合については、「智慧財産法院 102(2013)年度民専訴字第 43 号民事判決」を参照されたい。

提訴の際、たとえその商標権者又は著作権者が、外国法人又は団体として台湾で会社登記又は認許（法人としての資格を認める）の手続きしていなくとも、外国法人又は団体を保護するために、各法律に基づき民事提訴できるとされている（専利法 102 条、商標法第 99 条、著作権法 102 条では、刑事告訴できることのみが規定されているが、実務上、民事訴訟を提起することもできる）。

5. 賠償の算定、証明

賠償額は、侵害の態様、侵害行為により得た利益、そして侵害者の悪意など、様々な要素にかかわるので、一概には言えず、基本的に下記のように異なる方法で計算される。

<p>専利侵害 (専利法 97 条)</p>	<p>一、民法 216 条に基づき、権利者は、侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益（得べかりし利益又は失われた利益）を請求できる</p> <p>二、侵害行為により得た利益</p> <p>三、他人に使用権を許諾する際の合理的なライセンス料</p>
<p>商標権侵害 (商標法 71 条)</p>	<p>一、民法216条に基づき、権利者は、侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益（得べかりし利益又は失われた利益）を請求できる</p> <p>二、侵害行為により得た利益（侵害者がその費用又は必要経費を立証できない場合、その営業収入の全部を利益と見なす）。</p> <p>三、摘発された侵害商品の販売価格の1,500倍以下の金額を損害賠償額とできる（摘発された侵害商品が1,500件を超える場合、総額で損害賠償額を決める）。</p> <p>四、商標権者が他人に使用権を許諾する際のライセンス料</p>
<p>著作権侵害 (著作権法 88 条)</p>	<p>一、民法216条に従い、権利者が侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益（得べかりし利益又は失われた利益）を請求できる</p> <p>二、侵害行為により得た利益（侵害者がその費用又は必要経費を立証できない場合、その営業収入の全部を利益と見なす）。</p> <p>法定賠償額：被害者がその損害額を立証できない場合、裁判所は権利侵害行為の情状に基づき、NT\$1 万～100 万の損</p>

	害賠償額を職権で決定できる。侵害行為が故意で悪質な場合、裁判所は NT\$500 万までの賠償金に増額できる。
--	---

実務上、権利者が侵害期間に侵害により受けた損失又は逸失利益を立証するためには、権利者は、例えば侵害期間の間に真正品の単価又は販売数が減少したことを示す営業報告書などの証拠を提出する必要がある。そして、売上の減少が侵害者の侵害行為と因果関係を有することを証明する必要がある。

実務上、商標権者が商標法 71 条 3 号に基づき「摘発された侵害商品の販売価格の 1,500 倍以下の金額を損害賠償額とする」ことを主張する際に、侵害者が販売している模倣商品が数種類ある場合、解釈上、各商品の販売価格に一定の倍数をかけて計算するのではなく、各商品の販売価格によって一旦平均販売価格を算出した上、一定の倍数（例えば 700 倍、裁判所の職権で決まる）をかけて計算すべきとした判決がある（智慧財産法院 104(2015)年度附民上字第 15 号民事判決）。また、他人に使用权を許諾した際のライセンス料を立証するためには、類似の商品についてのライセンス契約書の提出は欠かせない。

侵害者が侵害行為により得た利益については、侵害商品の販売量に当該商品の個別収益を乗じて算定するので、それを立証するために、侵害期間の侵害品の単価又は販売数を記載しておき、侵害者が当局に提出した文書、例えば税関輸入申告書、法人税申告書を裁判所に申請することができる。また、商業帳簿などの文書の提出を被告に命じるよう、裁判所に申請することもできる（文書提出命令、民事訴訟法 344 条）。

6. 侵害鑑定

知的財産侵害訴訟の中で、侵害事実を立証するために第三者機関に鑑定を依頼すべきか否かについては、費用と時間がかかるため権利者にとっては非常に重要な問題である。

(1) 裁判所を経由せず、鑑定を依頼する場合

専利侵害訴訟の場合、係争製品が係争専利（当該発明）の技術的範囲に入るかについては、やはり技術的な判断が要求される。裁判所を経由せず、権利者が自ら第三者機関に鑑定を依頼した場合、当該鑑定報告の結果は、裁判所を拘束する効力がなく、裁判所は、自らの判断で第三者機関の技術鑑定の結論を覆すことが可能である。

著作権侵害訴訟の場合、被告は、特に無断で改作された侵害品が真正品と類似しているかを争ってくることが多い。その類似性という争点に対し、裁判所を経由せず、権利者が自ら第三者機関に鑑定を依頼した場合、被告も別

の第三者機関に鑑定を依頼し、正反対の結論が書かれた鑑定書をもって対抗してこることもあり得る。

(2) 裁判所を経由し、鑑定を依頼する場合

一方、裁判所を経由して、第三者機関に鑑定を依頼する場合、やはり原告の権利者が鑑定費用を支払うが、その鑑定の結果は、裁判所に対しかなりの影響力があると考えられる。ただし、公正を保つために、手続き以外の実質事項について、権利者は第三者機関と議論することはできない。したがって、鑑定の第三者機関を決める前に、この第三者機関の選定が非常に重要であり、判決の結果にもつながるので、事前に弁護士などの専門家と相談し、第三者機関の候補リストを裁判所に提出したほうがよい。

(三) 訴訟期間と費用

「表 1」²⁸のとおり、最近 5 年間の智慧財産法院が審理した第一審民事訴訟（専利、商標、著作権のほか、公平交易法の事件も含む）の審理期間については、一件あたりの事件終結までの平均日数は、2011 年は 209 日であったのが、2015 年には 278.28 日となっており年々増加している。

表 1：最近 5 年の智慧財産法院が審理した第一審民事訴訟の受理及び審理状況

	受理の件数			既決	未結	一件あたりの 事件終結まで の平均日数
	合計	旧事件	新事件			
2011 年	652	191	461	490	162	209
2012 年	736	162	574	541	195	225.29
2013 年	687	195	492	476	211	231.57
2014 年	725	211	514	506	219	233.61
2015 年	664	219	445	475	189	278.28

²⁸ 智慧財産法院 HP:

http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php?view=article&catid=39%3A2013-01-07-03-11-41&id=1126%3A1&tmpl=component&print=1&layout=default&page=&option=com_content&Itemid=100061 (訪問日：2016 年 11 月 09 日)

また、「表2」²⁹のとおり、最近5年間の智慧財産法院が審理した第二審民事訴訟（専利、商標、著作権のほか、公平交易法の事件も含む）の審理期間については、一件あたりの事件終結までの平均日数は、2001年は220.85日であったのが、2005年には253.70日となっており、やはり年々増加している。

表二：最近5年の智慧財産法院が審理した第二審民事訴訟の受理及び審理状況

	受理の件数			既決	未結	一件あたりの 事件終結まで の平均日数
	合計	旧事件	新事件			
2011年	380	144	236	268	112	220.85
2012年	327	112	215	222	105	204.26
2013年	343	105	238	222	121	216.70
2014年	321	121	200	196	125	215.91
2015年	340	125	215	215	125	253.70

事件の内容により訴訟期間が変化することはいうまでもない。模倣業者と訴訟又は和解のいずれで解決を図るかは、訴訟の審理期間も含めて考える必要がある。

また、費用について、一般的には、知的財産侵害事件の弁護士費用（報酬）は、事件の内容（事案の難易、事件の処理に要する時間・労力など）、事件の処理をするために必要な実費（交通費、通信費、鑑定費用、裁判所費用³⁰など）を別として、各事務所の基準に応じて決まる。

また、日本と異なり、台湾では基本的に「成功報酬」の制度（事件等が終了したときに、成功の程度に応じて、委任事務処理の対価として依頼者は報酬を支払う制度）は存在せず、名目上も、報酬の種類として、着手金や報酬の区別もない。

²⁹ 智慧財産法院 HP:

http://ipc.judicial.gov.tw/ipr_internet/index.php?view=article&catid=39%3A2013-01-07-03-11-41&id=1126%3A1&tmpl=component&print=1&layout=default&page=&option=com_content&Itemid=100061 (訪問日：2016年11月09日)

³⁰ 裁判所費用の概要について、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」、212頁ご参照。

(四) 和解

訴訟の途中で、当事者双方の合意によって和解が成立した場合、訴訟を取下げることができる。和解は、当事者双方の妥協によって成立するものであるから、事後の紛争処理が円滑に履行される場合が多く、時間的にも迅速な解決を得られるというメリットがある。判決以外に訴訟を終了させる方式の一つである。

また、和解とは、実際には「裁判上の和解」と「裁判外の和解」に分かれる。「裁判上の和解³¹」が成立したときには、その内容が和解調書に記載され、和解調書は確定判決と同一の効力があり（民事訴訟法第 380 条）、裁判せずとも強制執行ができる効力がある。他方、「裁判外の和解」の場合、それが成立しても、和解契約について改めて裁判所の審理を経なければならない。したがって、「裁判上の和解」の方が権利者にとって有利だと認識されている。

調査、警告状発送、そして民事、刑事の手続を実行した後、模倣品侵害業者から和解の提案を受けた場合、権利者は、模倣品侵害業者と交渉の上、和解するかを検討することができる。和解の条件については、一般的には、和解金の支払以外に、各事件の個別状況に応じて、「模倣品の在庫の引渡し」、「模倣品の廃棄」、「謝罪文の掲載（模倣品侵害業者の自社ウェブサイト又は大手新聞紙、メディア、雑誌）」又は「再び侵害しないこと。再び侵害した場合は、懲罰的違約金を支払う旨の誓約書の発行」などの条件を権利者が模倣品侵害業者に要求することが多い。

和解又は判決のいずれで解決を図るかは、権利者にとって極めて難しい問題である。権利者が希望する条件、被告から提供された条件を総合的に考える必要がある。詳細は、本マニュアル第 11 章「侵害再発防止の心掛け」を参照されたい。

³¹ 裁判上の和解については、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016 年 3 月発行）」、235 頁ご参照。

七、水際対策

(一) 税関登録の要否

1. 「不特定」の侵害商品に対する輸出入差止めの登録

(1) 対象

税関の通関貨物の量は実に膨大であり、権利者が具体的にどの船に侵害貨物があるかを特定することは不可能である。しかし、権利者が市場において模倣品を発見したときは、税関登録制度を通じて、すなわち、商標や著作権に関する情報、そして本物と偽物の見分け方を、事前に税関に提供することを通じて、通関貨物のチェックの強化を図ることができる。ただし、現時点では、専利権（特許、実用新案、意匠、以下同じ）はこの税関登録制度の対象となっていない。

(2) 手数料の有無

商標と著作権の税関登録は、税関への手数料の支払は一切不要である。模倣品が発見された場合の税関対応、さらに登録期間延長の際も、同様に手数料は不要である。なお、2017年1月1日に施行された改正「税関が商標にかかる権利・利益を保護する措置の実施規定」（海關執行商標權益保護措施實施辦法）により、税関登録の期間は、従来は1年間であったのが、対象商標の存続期間満了日までとすることができるようになった。

(3) オンライン申請について

以前は、紙の申請書及び添付書類を税関に送付しなければならなかったが、近年、申請者の負担軽減を図るために、権利者は「関務署」（財務省関税局に相当）のウェブサイト³²でオンライン申請できるようになった。

また、例えば商標登録証書など関連する証明書類も、同ウェブサイトでもアップロードすることができ、紙の書類を提出する必要はなくなった。

(4) 申請書

関務署のウェブサイトに掲載されている「商標著作権保護要請申請書」の書式については、本章末の書式1、書式2を参照されたい。

³² <https://portal.sw.nat.gov.tw/PPL/RedirectorNonLoginAction?appId=APWO&privilegeId=WF01%3FclassType%3D12>

(5) 申請書の記入に関する補足説明

記入欄	効果
侵害事実及び真偽の見分け方のポイントの説明	真正品と模倣品の見分け方を税関の担当者に熟知させ、貨物の輸出入の最前線での模倣品の差し止めに寄与する。 例) 模倣薬品には、中国語の標示がないという特徴がある。
輸出入貨物の情報 真正品 1. ライセンスを受けている企業 (ホワイトリスト)	合法的な代理店が真正品を輸入する際に、税関で不必要に真正品が差押さえられてしまうリスクを回避、減少させることができる。
輸出入貨物の情報 5. 侵害疑義者 (ブラックリスト)	侵害疑義者の輸出入貨物に対する税関の注意を高める。特に権利者が、侵害疑義者が模倣品を輸出入している明確な証拠を入手できないときは、この欄に記入することにより、税関登録の効果を向上させることができる。情報提供後、たとえ侵害疑義者による模倣品の輸出入に関する事実を発見できなかったとしても、このブラックリストの提供により責任が発生するリスクはない。

2. 「特定」の侵害疑義品に対する「摘発要求申請」

権利者が特定の便の輸出入貨物が知的財産を侵害しているとの情報を把握したときは、商標、著作権、専利権に基づき、税関に摘発要求をし、取締りを促すことができる。関連手続きは、下表のとおりである。

(1) 関連規定

権利	関連規定	摘発要求又は主張の方式	その後の手続き
商標権	「税関が商標にかかる権利・利益を保護する措置の実施規	下記資料を添付の上、税関に摘発要求申請をする： 一、侵害の事実及び模倣品を認定するための説	税関が摘発要求申請を受理するか否か： 税関は、摘発要求申請があったときは、まず当該摘発要求申請に係る侵害事実の内容が具体的であるかを判断する。受理したときは、その旨を商標権者に通知しなければならず、

	<p>定」(海關執行商標權益保護措施實施辦法)</p>	<p>明。また、電子ファイルで、例えば真正品、模倣品のサンプル、写真、カタログ、図面などの資料を提供する。</p> <p>二、輸出入企業の名称、貨物名、輸出入港及び日付、航空機又は船の便名、コンテナ番号、貨物の保管先などの関連資料。</p> <p>三、商標登録証明書類</p>	<p>受理しないときは、その旨及びその理由を説明しなければならない。必要であれば、商標権者に出頭して説明するよう通知することができる。</p> <p>税関が摘発要求申請を受理した場合：</p> <p>税関は、摘発要求申請を受理し、輸出入貨物と摘発要求申請の内容が一致すると判断したときは、電話又はFAXで商標権者及び輸出入業者に通知する。</p> <p>商標権者及び輸出入業者は、この通知を受けた場合、下記の手続きに基づいて、事件を処理する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利者は、航空便での輸出の場合は4時間以内に、航空便での輸入及び船便の場合は24時間以内に、税関に赴き製品の真偽の検証を行い、それが権利侵害物品であると判断した場合、3営業日以内に権利侵害を示す証拠資料を提出しなければならない。ただし、正当な理由により所定の期間内に提出できない場合、書面で理由を釈明することにより、3営業日の延長を税関に申請できるが、一回に限られる。 ・ 輸出入業者は、3営業日以内に使用許諾証明資料又はその他権利侵害に該当しないことを証明できる資料を提出しなければならない。正当な理由により所定の期間内に提出できない場合、書面で理由を釈明することにより、3営業日の延長を税関に申請できるが、一回
--	-----------------------------	--	--

			<p>に限られる。</p> <p>所定の期限までに、権利者から権利侵害証明資料の提出があったにもかかわらず、輸出入業者から権利侵害に該当しないことを証明する資料の提出がなかった場合、税関は当該事件を司法機関に移送する。</p> <p>輸出入業者から、権利侵害に該当しないことを証明する資料が提出された場合、税関は、直ちに、商標権者に対し、3営業日以内に商標法72条1項の規定に基づき貨物の差し止めを請求できる旨を通知しなければならない。商標権者から税関に所定の期間内に差止請求が行われない場合、他の通関規定に違反しない限り、税関はサンプルを抜き取った後、関連する輸出入の通関規定に従い処理する。</p>
著作権	「税関が専利及び著作権にかかる権利・利益を保護する措置の実施規定」(海關配合執行専利及著作権益保護措施作業要點)	<p>下記の資料を添付の上、税関に摘発要求申請をする：</p> <p>一、侵害事実及び模倣品の特定に関する説明。</p> <p>二、輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港及び日付、航空機又は船の便名、コンテナ番号、貨物の保管先などの関連資料。</p>	<p>税関が摘発要求申請を受理するか否か：</p> <p>税関は、摘発要求申請があったときは、まず当該摘発要求申請に係る侵害事実の内容が具体的であるかを判断する。受理した際は、その旨を著作権者に通知しなければならない。受理しないときは、その旨及びその理由を説明しなければならない。必要であれば、著作権者に出頭して説明するよう通知することができる。</p> <p>税関が摘発要求申請を受理した場合：</p> <p>輸出入貨物の外観上明らかに著作権</p>

		<p>三、著作権証明又はその他の明確に著作権を認定できる書類</p>	<p>侵害の疑いが認められる場合、1 営業日以内に、著作権者に通知すると同時に、輸出入業者にも許諾資料を提出するように通知する。</p> <p>著作権者は、航空便での輸出貨物の摘発要求申請事件の場合 4 時間以内に、航空便での輸入及び船便での輸出入貨物の摘発要求申請事件の場合 1 営業日以内に税関に赴き、真偽の認定に協力しなければならない。ただし、さらに 3 営業日以内に侵害を示す証拠を提出しなければならない。ただし、正当な理由があり、所定の期間内に提出できない場合、書面で理由を釈明することにより、3 営業日の延長を税関に申請できるが、一回に限られる。</p> <p>輸出入業者は 3 営業日以内に、使用許諾の証明資料を提出しなければならない。正当な理由があり、期限内に提出できないとき、期間満了前に、書面で理由を説明し、3 営業日の延長を税関に申請できるが、一回に限られる。</p> <p>輸出入業者が期限内に許諾資料を提出しなかった場合、税関は著作権法 90 条の 1 の規定に従い、通関を一旦保留し、著作権者に通知する。</p> <p>税関が通関を一旦保留した後、著作権者が 3 営業日以内に著作権法 90 条の 1 の規定に従い、貨物の差し止めを税関に申請せず、民事、刑事訴訟の手続きも実施しなかった場合、他の通関規定に違反しない限り、税</p>
--	--	------------------------------------	--

			<p>関はその通関を認めなければならない。</p> <p>輸出入業者が期限内に許諾資料を提出した場合、税関は、直ちに著作権者に通知しなければならない。著作権者は、通知を受領した時点から3営業日以内に、著作権法90条の1の規定に従い、貨物の差し止めを税関に申請し、又は裁判所に保全命令を申立てることができる。所定の期間内に申請されなかった場合、他の通関規定に違反しない限り、税関はその通関を認めなければならない。</p> <p>著作権者は、貨物の差し止めを税関に申請したあと、税関から差し止め申請の受理を通知された日から12営業日以内に、差し止め対象の貨物につき侵害訴訟を提出したことを税関に通知しなければならない。税関が当該通知を受けなかった場合、税関は当該差し止めを解消し、関連する輸出入の通関規定に従い処理する。上記の期限については、税関は、状況に応じ12日間延長することができる。</p>
専利権	同上	裁判所に貨物の輸出入の差止めを申立て、これを認める判決を取得した場合、税関は裁判所の執行通知を受領した後、その執行に協力する。	裁判所の通知書の内容（侵害疑義者の情報、侵害疑義貨物の貨物名、仕様、品番その他の情報）が不明確で、執行に支障にきたるとき、又は執行事項若しくは範囲に疑問が生じたときは、税関は理由を示して裁判所に通知することができる。裁判所が依然として関連措置を実行する必要があると判断した場合、税関はそれに従い執行に協力しなければならない。

			<p>税関は、裁判所の通知に従い協力し、執行通知書の内容と一致する状況を発見した場合、直ちに裁判所、専利権者、輸出入業者に通知する。</p> <p>貨物の輸出入業者が通関の申請を取り下げた場合、裁判所の執行通知の内容、又は他の通関規定に違反しない限り、税関はその取り下げを認めなければならない。</p> <p>税関は、裁判所から執行を取消す旨の通知を受領したとき、又は執行期間が満了したとき、執行を中止する。</p> <p>専利法第 97 条の 2 の規定によると、差し止めの申請者（専利権者）が、税関から差し止め申請受理を通知された日から 12 日以内に、専利法第 96 条の規定に従い差し止めの対象の貨物につき侵害訴訟を提出したことを税関に通知しなかった場合、税関は当該差し止めを解消し、当該貨物の通関を認めなければならない。</p>
--	--	--	---

(2) 財政部関務署が公告した摘発要求申請書

(本章末の書式 3 及び書式 4 参照)

(二) 税関への対応

1. 税関から模倣品発見の通知を受けたときの対応

(1) 鑑定の期限

税関が職権により、商標、著作権を侵害している疑いのある物品を発見した場合、「税関は口頭、書面、電話、電子メールまたファックスで権利者に

通知する」³³とされているが、通常は、ファックスで外国権利者の台湾代理人事務所に通知する。航空便での輸入及び船便の輸出入の貨物の場合、権利者は税関のファックスを受領してから 24 時間以内に、また、航空便での輸出の場合は、4 時間以内に現地の税関に赴く必要がある。そして、現地で鑑定を行い、鑑定後 3 日以内に更に真贋鑑定の結果を示す書類（侵害鑑定書や価値鑑定報告書の写し等、（本章末の書式 7 及び書式 8 参照））を提出しなければならない。期限までに提出されなかった場合は当該疑義品の輸入が認められることになる。このように、鑑定の期間が短く、また税関は台湾各地に点在しているため（基隆税関、台北税関、臺中税関、高雄税関）、権利者や代理人にとって非常に大きな負担となる。

税関が模倣品を発見し、権利者に現地検証を求めてきた場合、仮に費用の問題や模倣品の製品種類等を考慮して現地検証を行わないと判断した場合でも、単に通知を無視するのではなく、「税関には協力する」姿勢を見せるために、少なくとも「今回は、現地検証を行わない」旨返答することが望ましい。

また、決められた期限までに現地検証や鑑定を完了し報告書が提出できるようにするため、いつでも税関に赴くことができる現地関係者又は代理人を確保したり、代理人に予め真贋鑑定の方法を知らせておき、委任状の用意なども前もって準備しておく等、体制を整えておくことが不可欠である。さらに対応するための費用等については、予め社内で「模倣品対策費用」等の予算項目を設けておくことも考えられる。

このように、上記第 1 節で紹介した税関登録、税関への情報提供に加え、税関が職権で疑義品を発見した場合に迅速に対応できるよう、予め体制を整えておくことも極めて重要である。

(2) 「模倣品の写真の提供」を税関に請求できる

権利者は、税関から鑑定要請の通知を受けた際、まずサンプルのカラー写真を提供することを税関の担当者に請求できる。写真によって、真正品であると容易に識別できる場合、権利者又は代理人は、時間と手前をかけて税関に赴く必要がなくなる。容易に真正品であると識別できなかった場合は、権利者は自ら、又は代理人に依頼し、鑑定のため現場に赴く必要がある。

³³ 「税関による商標権の保護措置の執行に関する実施要領」（原文：海關執行商標權益保護措施實施辦法、2017 年 01 月 01 日改正）第 7 条第 2 項。

財政部関務署が制定した規則³⁴によると、「税関が商標、著作権を侵害する恐れがある貨物を発見した場合、権利者は、侵害疑義品の写真の入手を希望するときは、担当者に連絡し、写真の提供を請求できる」、ただし、「提供される写真は、権利者が現地に鑑定に来る前の参考にすぎず、侵害の有無の判断の根拠とすることはできず、また行政訴訟又は民事、刑事訴訟上の証拠として使用することもできない」とされている。

したがって、たとえ税関から提供された写真によって模倣品であることが確認できた場合でも、証拠として使えるようにするために、現地関係者または代理人が現地で検証を行い、実際に疑義品のサンプルを撮影し、それを証拠とできるようにすることが必要である。

また、現地検証で撮影した写真によって外国商標権者の鑑定を受け、その結果（侵害鑑定書や価値鑑定報告書）を税関に提出することも可能である。

2. 輸入差し止め情報提供制度

(1) 商標法

税関が商標法 75 条 3 項の規定（商標権者が侵害証拠を提出したものの、輸出入業者が前項の規定に従い侵害していないことを証明する書類を提出しなかったときの扱いを規定している）に従い通関保留の措置を実施した場合、商標権者は商標法 76 条 2 項に従い関連情報の提供を税関に申請できる。税関が許可した場合、輸出入業者、貨物発送者及び受領者の氏名又は名称、住所、並びに侵害貨物の数量など関連情報が提供される。同法 76 条 3 項によれば、商標権者が税関から取得した情報は、商標権侵害事件の調査及び訴訟提起の目的のみに使用することができ、無断で他人に漏洩してはならないとされている。

(2) 税関が商標にかかる権利・利益を保護する措置の実施規定

「税関が商標にかかる権利・利益を保護する措置の実施規定」（海關執行商標權益保護措施實施辦法）11 条 1 項の規定によると、商標権者が商標法 76 条 2 項による情報提供を税関に申請するときは、申請書に下記の書類を添付し、輸出入貨物が保管されている税関に提出しなければならない。

① 商標登録証明書類

³⁴ 海關執行商標權益保護措施實施辦法第 7 条、2017 年 01 月 01 日改正。

② 侵害事実を示す証拠

③ 税関から取得した情報を商標権侵害事件の調査及び訴訟提起の目的のみに使用する旨の誓約書

審査の結果税関が情報提供を許可する場合、書面で輸出入業者、貨物発送者及び受領者の氏名又は名称、住所、並びに侵害貨物の数量など関連情報を提供する。申請書や誓約書については、本章末の書式5及び書式6を参照されたい。

(3) 著作権又は専利権を侵害している場合の対応

「税関が専利及び著作権にかかる権利・利益を保護する措置の実施規定」(海關配合執行専利及著作権益保護措施作業要點)は、著作権侵害品の差押さえだけに言及しており、専利権侵害品は対象外となっている。

また、「裁判所の確定判決によって、著作権侵害と認定された場合」のみ、税関は、著作権者の書面申請に応じ、留置物の数量、輸出入業者、貨物発送者及び受領者の氏名又は名称、並びに住所などの情報を提供するとされている。

3. 税関への情報提供

模倣品の様態又は外観は、ますます多様化しており、権利者は、普段から、簡単にかつ役に立つ貨物の真偽の見分け方、マニュアル、ツールの開発に力を入れるべきである。また、財政部関務署が主催する税関職員向けの講習会等の機会があれば、積極的に参加し、権利者が直接、模倣品摘発の最前線に立つ税関担当者に「侵害事実及び真偽の見分け方のポイント」を説明することによって、侵害疑義者の輸出入貨物に対する税関の注意を高めることができる。この種の講習会は参加希望者が多いので、早めに申込みすることを勧める。

(三) 移送手続きについて (知財警察、司法等)

1. 税関による捜査機関への移送手続き

権利者又は代理人が輸出入の疑義貨物は真正品ではないと税関に通知した場合、税関は輸出入業者に対し、期限内に使用許諾証明資料又はその他権利侵害に該当しないことを証明できる資料を提出するよう要求する。商標又は著作権の侵害は刑事犯罪であり(なお、著作権法の親告罪に違反する場合、権利者は期限内に刑事告訴を行わなければならない)、行政機関である税関は刑事捜査の権限がない。したがって、輸出入業者が上記の資料を提供しなかった場合、関

連規定に従い直接管轄の地方検察庁に移送され、捜査が続けられることになる。必要があれば、まず警察機関又は調査局に移送し、捜査を行った後、管轄の地方検察庁に移送する。

注意を要するのは、台湾の専利法は、専利侵害に関わる刑事罰が廃止されたため、税関は、商標又は著作権事件のように、警察又は捜査機関に移送できないことである。また、専利法第 97 条の 2 の規定によると、差し止めの申請者（専利権者）は、税関から差し止めの申請の受領を通知された日から 12 日以内に、専利法第 96 条の規定に従い、疑義貨物につき侵害訴訟を提起したことを税関に通知しなかった場合、税関は当該差し止めを解消し、当該貨物の通関を認めなければならないとされている。

2. 強制捜査の可能性

理論上、税関が警察又は捜査機関に移送した後、警察は、輸出入業者の申告資料を検討し、必要があると認める場合、検察官を通じて、輸出入業者に対する強制捜査に関する令状を裁判所に申請できる。しかし、実務上、税関の模倣品差止事件により強制捜査が行われるのは稀である。

3. 「侵害報告書」と「侵害品価値鑑定書」の提出

警察は、捜査を終わらせ、事件を検察官に移送する前に、権利者に対し、侵害報告書のほか、模倣品の侵害額に係る「侵害品価値鑑定書」の提供を常に要請している。警察の要請に従い、権利者は、疑義貨物の数量に加え、市場の販売価額に基づき疑義貨物のおおよその市場価額を算出することが多い。「侵害品価値鑑定書」の目的は、主に警察内部における当該捜査の効果を評価するためである。そのため、実務上、「侵害品価値鑑定書」は、事件の資料、侵害報告書と共に検察官に送付されない。権利者の代理人として発行する「侵害報告書」と「侵害品価値鑑定書」の書式については、書式 7、を参照されたい。

4. 権利者は刑事告訴をすべきか

警察は、捜査により明らかにされた事実を検察官に移送する。例えば商標侵害している模倣品の場合、商標法違反にかかる犯罪は非親告罪であるため、商標権者が刑事告訴をしなくても、警察は自発的に捜査を行える。しかし、一般的には、検察官に移送する前に、商標権者に刑事告訴をするか否かを確認する。商標権者が刑事告訴をしない場合、告訴人としての刑事訴訟法上の権利を主張できず、検察官も開廷期日を商標権者に通知しない。そのため、商標権者は、被告の答弁内容を知る術がなく、検察官の捜査に協力することもできず、事件の進捗状況の把握は困難である。これらの点を踏まえ、非親告罪であっても、刑事告訴をすべきかを総合的な視点から検討すべきである。

5. 警察への情報提供

前述のように、権利者は、商品真偽の見分け方を積極的に税関に知らせることができる。台湾内における模倣品の数量を考量すると、権利者は、これに加えて、例えば知的財産侵害事件を専門とする保安警察第二総隊刑事警察大隊など、模倣品の捜査を担当している警察に赴き、「商品真偽の見分け方」を説明する会合を開き、模倣品に対する警察の認識を高めることを勧める。ただし、この真偽見分け方を提供するときには、情報の取扱リスクなども考慮し、開示する内容については慎重に検討すべきである。

提示保護商標權案件申請書			
商標名稱			
商標註冊號數		商標註冊日期	
商標專用期限		申請保護範圍	進出口
權利範圍	詳如商標註冊證號所載指定使用貨物,貨物名稱如下欄		
貨物名稱			
申請人 (商標權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
申請人 (專屬被授權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
	被授權之權利範圍		
	名稱		
	(1)代理人		
	姓名		
	身分證號/居留證號		

³⁵ 資料來源關務署網站

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	(2)代理人	
	姓名：	
	身分證號/居留證號	
	代理人連絡資訊	
	地址	
	電子信箱	
	電話	
	傳真號碼	
	行動電話	
	受委任期間/代理期間(起迄)	
	被授予代理權利範圍	
	包含向海關申請提示保護商標權案件相關事宜	
應送受達人	同代理人	
送達代收人	姓名	
	地址	
	電話	
	行動電話	
	電子信箱	
進出口貨物資訊		
真品貨物	1. 被授權廠商或貿易商	
	2. 進/出口路徑	
	3. 進/出口貨物之運輸公司及報關行	
	4. 貨物原產地	
5. 涉嫌侵權人(黑名單)		
6. 侵權品可能之進/出口方式(路徑、起運口岸...)		
7. 侵權品可能生產國		
已上傳檢附文件類型		
侵害事實及辨識真偽之重點描述(文字說明應具體明確)		

文書範例 2³⁶

提示保護著作權案件申請書			
著作物名稱			
著作權始於我國 受保護之起始日期	申請保護範圍	進出口	
權利存續期間			
權利範圍			
申請人 (著作權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
申請人 (專屬被授權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
	被授權之權利範圍		
	名稱		

³⁶ 資料來源關務署網站

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	姓名	
	身分證號	
	地址	
	電子信箱	
	電話	
	傳真號碼	
	行動電話	
	受委任期間/代理期間(起迄)	
	被授予代理權利範圍	
應送受達人		
已上傳檢附文件 類型		

文書範例 3³⁷

檢舉保護商標權案件申請書			
商標名稱			
商標註冊號數		商標註冊日期	
商標專用期限		申請保護範圍	進出口
權利範圍	詳如商標註冊證號所載指定使用商品		
申請人 (商標權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
申請人 (專屬被授權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
	被授權之權利範圍		
	名稱		
	姓名		
	身分證號/居留證號		
	地址		

³⁷ 資料來源關務署網站

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	電子信箱	
	電話	
	傳真號碼	
	行動電話	
	受委任期間/代理期間 (起迄)	
	被授予代理權利範圍	
應送受達人		
涉嫌侵權之進出口廠商	名稱	
	統一編號	
	負責人	
	進出口口岸	
	進出口日期(起迄)	
	船機(船舶)航次	
	貨櫃號碼	
	貨物存放地點	
已上傳檢附文件 類型		

文書範例 4³⁸

檢舉保護著作權案件申請書			
著作物名稱			
著作權始於我國 受保護之起始日期		申請保護範圍	進出口
權利存續期間			
權利範圍			
申請人 (著作權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
申請人 (專屬被授權人)	身分種類		
	中文名稱		
	英文名稱		
	代表人		
	統編/身分證號		
	地址		
	電子信箱		
	電話		
	傳真號碼		
	行動電話		
	被授權之權利範圍		
	名稱		

³⁸ 資料來源關務署網站

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	姓名	
	身分證號	
	地址	
	電子信箱	
	電話	
	傳真號碼	
	行動電話	
	受委任期間/代理期間 (起迄)	
	被授予代理權利範圍	
應送受達人		
已上傳檢附文件 類型		

商標權人申請海關提供涉嫌侵權物品相關資料申請書

受理日期：	
海關受理編號：	

正本

副本

進口

茲有報單／快遞／郵包號碼 第 _____ 號貨品，

出口

涉嫌侵害本公司（人）之商標權。

一、 檢附下列文件：

1. 商標註冊證明文件。
2. 侵權事證。
3. 切結書。
4. 其他有關證明文件 _____（如由代理人提出者，需另附 _____ 代理證明文件）。

二、 本公司（人）依商標法第 76 條第 2 項規定申請提供相關資料，請 惠予審核同意後，提供上開貨品之進出口人、收發或人之姓名或名稱、地址及疑似侵權物品之實際數量，以為侵害商標權案件之調查及提起訴訟。

此致

財政部關務署 關(正本)

財政部關務署(副本)

申請人： (蓋章)

營業人統一編號：

(或申請人身分證統一編號)

地址：

聯絡電話：

申請日期：

³⁹ 資料來源關務署網站

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

商標權人申請海關提供涉嫌侵權物品相關資料切結書

日期： _____

本公司(人)為侵害商標權案件之調查及提起訴訟，需請海關
提供報單／快遞／郵包號碼

進口

第 _____ 號貨品之相關資訊，

出口

自海關取得之資訊倘有任意洩漏予第三人或使用於不正
當用途之情事，願負一切法律責任，特此聲明。

此 致

財政部關務署 _____ 關

具切結書人： _____ (簽章)

地址：

負責人： _____ (簽章)

身分證統一編號：

負責人地址：

⁴⁰ 資料來源關務署網站

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

鑑定報告書

中華民國註冊第 00000 號「xxxxx」商標之商標權人 00000 股份有限公司(以下稱「本公司」)為，茲就財政部關務署 000 關通知後到場所拍攝照片進行鑑定，茲提供鑑定意見如下：

產品名稱	型號	數量

鑑定結果：該產品並非本公司所製造、或授權製造之產品，該產品為仿冒品。

此致

財政部關務署 000 關

民國 000 年 00 月 00 日

日本國、

00000 股份有限公司

職稱：

簽署人：

鑑價報告書（中譯）

中華民國註冊第 00000 號「xxxxx」商標之商標權人 00000 股份有限公司(以下稱「本公司」)為，茲就財政部關務署 000 關通知後到場所拍攝照片中之貨物，茲提供鑑價意見如下：

貨物商品名稱	系爭貨物零售價格(日幣)	數量

上述系爭貨物零售價格，係基於推測所為之推估價格，非真正之零售價格：

此致

財政部關務署 000 關

民國 000 年 00 月 00 日

日本國、

00000 股份有限公司

職稱：

簽署人：

書式 1⁴¹

商標保護要請申請書			
商標名			
商標登録番号		商標登録日	
商標使用期限		保護の申請範囲	輸出入
権利の範囲	商標登録証書に記載されている指定貨物、貨物名は下記のとおりである		
貨物名			
申請者 (商標権者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
申請者 (専用使用者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
	許諾範囲		
	名称		
	(1)代理人		
	氏名		
	ID 番号		

⁴¹ 関務署ウェブサイト

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	(2)代理人	
	氏名：	
	ID 番号	
	代理人の連絡先	
	住所	
	E-Mail	
	電話	
	FAX	
	携帯電話	
	委任の受任期間/代理期間(いつからいつまで)	
	受任の権利範囲	
	商標保護要請申請を含む	
送達先	代理人と同様する	
送達受領代理人	氏名	
	住所	
	電話	
	携帯電話	
	E-Mail	
輸出入貨物の情報		
真正品	ライセンシーの企業又は商社	
	輸出入のルート	
	輸出入貨物の運送者及び通関業者	
	貨物の産地	
侵害疑義者(ブラックリスト)		
侵害品の可能な輸出入方式(ルート、出発港、目的港…)		
侵害品の可能な生産国		
アップロードした書類の種類		
侵害事実及び真偽の見分け方のポイント(具体的で明確に説明すべきである)		

書式 2⁴²

著作権保護要請申請書			
著作物の名称			
著作権が台湾において保護を受け始めた日			
権利存続期限		保護の申請範囲	輸出入
権利の範囲			
申請者 (著作権者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
申請者 (専用使用者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
	許諾範囲		
	名称		
	氏名：		
	ID 番号		
	連絡先		

⁴² 関務署ウェブサイト

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	住所	
	E-Mail	
	電話	
	FAX	
	携帯電話	
	委任の受任期間/代理期間(いつからいつまで)	
	受任の権利範囲：	
送達先		
アップロードした書類の種類		
侵害事実及び真偽の見分け方のポイント(具体で明確に説明すべきである)		

書式 3⁴³

商標権保護案件摘発要求申請書			
商標名			
商標登録番号		商標登録日	
商標使用期限		保護の申請範囲	輸出入
権利の範囲	商標登録証書に記載されている指定貨物、貨物名は以下のとおりである		
貨物名			
申請者 (商標権者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
申請者 (専用使用者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
	許諾範囲		
	名称		
	(1)代理人		
	氏名		
	ID 番号		

⁴³ 関務署ウェブサイト

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	(2)代理人	
	氏名：	
	ID 番号	
	代理人の連絡先	
	住所	
	E-Mail	
	電話	
	FAX	
	携帯電話	
	委任の受任期間/代理期間(いつからいつまで)	
	受任の権利範囲：	
	送達先	
侵害疑義がある 輸出入業者	名称	
	統一番号	
	担当者	
	出発港、目的港	
	船又は飛行機の便の番号	
	コンテナ番号	
	侵害疑義品の所在地	
アップロードした書類の種類		

書式 4⁴⁴

著作権保護案件摘発要求申請書			
著作権名			
著作権が台湾において保護を受け始めた日		保護の申請範囲	輸出入
権利存続期限			
権利の範囲			
申請者 (商標権者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
申請者 (専用使用者)	身分の種類	法人か自然人か	
	中国語の名称		
	英語の名称		
	代表者		
	統一番号		
	住所		
	E-Mail		
	電話		
	FAX		
	携帯電話		
	許諾範囲		
	名称		
	氏名：		
	ID 番号		
	連絡先		

⁴⁴ 関務署ウェブサイト

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

代理人	住所	
	E-Mail	
	電話	
	FAX	
	携帯電話	
	委任の受任期間/代理期間(いつからいつまで)	
	受任の権利範囲：	
送達代理人		
アップロードした書類の種類		

商標権者から税関への侵害品に関わる情報提供の申請書

受理日：	
税関受理番号：	

正本

副本

輸入

通関申告／配達／郵便番号 第 _____ 号貨物、

輸出

当社の商標権を侵害していると疑われる貨物を発見した。

三、 下記の書類を添付する：

1. 商標登録書類。
2. 侵害の証拠。
3. 誓約書。
4. その他証明書類 _____ (代理人が提出する場合、代理の委任状が必要)。

四、 商標法 76 条 2 項により、関連資料の提供を申請する。許可を頂けた場合、商標権侵害事件の調査及び訴訟の提起のために、輸出入業者、貨物発送者及び受領者の氏名又は名称、住所、並びに侵害貨物の数量などの情報の提供を請求する。

財政部関務署 關(正本) 御中

財政部関務署(副本)

申請者： (捺印)

統一番号：

(又は申請者の ID 番号)

住所：

電話：

申請日：

⁴⁵ 関務署ウェブサイト

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

商標権者から税関への侵害品に関わる情報提供の誓約書

日付け：_____

当社が商標権侵害事件の調査及び訴訟を提起するため
通関申告／配達／郵便番号

輸入

第 _____ 号貨物に関する情報の提供をお願いする

輸出

税関から取得した情報を無断で第三者に漏洩し、又は不正目的で使用した場合、法律に従って責任を負うことを誓約する。

財政部関務署 _____ 支関

誓約者： _____ (捺印)

住所：

代表者： _____ (捺印)

ID 番号：

代表者住所：

⁴⁶ 関務署ウェブサイト

http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=14902&CtUnit=1922&BaseDSD=7&xq_xCat=g

書式 7

鑑定報告書

中華民国登録第 000000 号「XXXX」の商標権者である 00000 株式会社、（以下、「当社」）は、関務署 000 税関からの通知を受け、添付の写真に示された下記製品（以下、「当該製品」）を検証した結果、以下の鑑定意見を提出いたします。

記

製品名	品番	数量

当該製品は、当社が製造したものではなく、また、当社の授権のもとに製造されたものでもありません。当該製品は模倣品です。

財政部関務署 000 支関 御中

00000 年 00 月 000 日

日本国、

00000 株式会社

責任者： _____

役職： _____

書式 8

価値鑑定報告書

中華民国登録第 000000 号「XXXX」の商標権者である 00000 株式会社、以下、「当社」)
は、関務署 000 税関からの通知を受け、添付写真に示される係争製品の価値について、
以下のとおり提供する：

製品別	係争製品の単価 (日本円)	数量
	_____円	

私どもが推測する係争製品の小売価格は、以上のとおりです。ただ、この価格は、
下記の事情を前提として提供するものであり、あくまでも推測される小売価格であり、
正確な小売価格ではないことをご了解ください。

財政部関務署 000 支関 御中

00000 年 00 月 000 日

日本国、

00000 株式会社

責任者： _____

役職： _____

八、公平交易法による救済

(一) 未登録著名商標の保護

1. 公平交易法の適用

(1) 商標法は登録主義を採用

台湾の商標法は登録主義を採用している。したがって、台湾で商標を登録して初めて台湾で商標法上の権利を行使することができる。たとえ外国において著名商標であっても、台湾で商標登録しなければ、商標権は取得できないので、原則として台湾で商標法に基づいて権利を主張することはできない。

しかし台湾で登録されていないとしても、著名商標が台湾市場において一定の知名度を有していることがあり、この場合は模倣されやすい。他人が未登録の著名商標を模倣することを放置すれば、市場取引秩序が害されるリスクがある。また、市場に模倣品が流通することにより、正確な情報に基づいて商品を選択するという消費者の権利利益が害される。したがって、未登録の著名商標の権利者は、未登録の著名商標が侵害され、又は模倣された場合、公平交易法に従って、侵害業者に対し権利を行使できる。

(2) 公平交易法第 22 条の規定

公平交易法第 22 条は以下のとおり規定している。

1 事業者は、その営業において提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。

一、著名な他人の氏名、商号若しくは会社の名称、商標、商品容器、包装、外観若しくはその他の、他人の商品を示す表徴と同一若しくは類似のものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は、当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出若しくは輸入すること。

二、著名な他人の氏名、商号又は会社の名称、標章又はその他の、他人の営業、役務を示す表徴と同一又は類似のものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。

2 前項の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又は

その他の、他人の商品又は役務を示す表徴については、法律に従って商標権を取得している場合は、これを適用しない。

この第二項の規定を反対解釈すれば、第一項の著名表徴の保護範囲は未登録の著名商標に限定されることになる。したがって、登録済の著名商標の保護は、商標法によることになる。

上記の第 20 条により、未登録の著名商標も「表徴」の客体として保護されており、民事的手段のみであるが、権利者が法的手段に訴えることもできる。詳細は後掲の「(三) 不正競争への対応 1. 不正競争における商業表徴の模倣行為」⁴⁷で述べる。

① 著名商標又は著名表徴の認定

著名商標の認定については、商標が、大量の使用、長期に亘る宣伝活動などにより、広く関連消費者にその出所、商品・役務の提供者を識別させることができれば、著名商標と認定される可能性がある。著名商標に対する保護は、一般の非著名商標よりも手厚い。著名商標が商標登録済みである場合、当該商標の識別力や信用が減損されるおそれがあるときは、他者の非類似の商品・役務における同一・類似の使用に対しても、商標権侵害訴訟を提起することができる⁴⁸。未登録の著名商標の場合は、別に前述の公平交易法により保護される。

著名商標であるか否かを判断し認定する場合は、通常、以下の要素が考

⁴⁷商標権の登録主義の例外には、例えば以下のものがある。

- ・商標法第 36 条第 1 項第 3 号における善意による先使用の規定（ただし、台湾国内における先使用に限定される。）
- ・商標法第 30 条第 1 項第 12 号前段は、登録拒否事由として「同一又は類似の商品・役務において他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引その他関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知り、模倣しようとして登録を出願する場合」を規定している（他人の商標が登録されている場合に限定されていない。また、他人の商標が台湾国内又は海外において先使用されていることが必要である。）
- ・商標法第 30 条第 1 項第 11 号前段は、登録拒否事由として「他人の著名な商標若しくは標章と同一若しくは類似のもので、関連公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標若しくは標章の識別性若しくは信用を減損するおそれがあるもの。」を規定している（著名な商標又は標章は登録されているものに限定されていない。）

⁴⁸商標法第 70 条第 1 号、第 2 号は次のように規定している。

商標権者の同意がない状況で、次の各号に掲げる状況の一に該当する場合は、商標権の侵害とみなす。

- 一、他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、当該商標の識別性又は信用を減損するおそれがあるとき
- 二、他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、当該著名商標の中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネームその他営業主体を表す名称とすることにより、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとき、又は当該商標の識別性又は信用を減損するおそれがあるとき

慮される⁴⁹。

- ・ 関連事業者又は消費者がどの程度商標又は標章を認識しているか（これは市場調査により証明できる）
- ・ 商標又は標章の使用期間、範囲及び地域
- ・ 商標又は標章のプロモーション期間、範囲及び地域（「商標又は標章のプロモーション」には、その商品・役務について商標や標章を使用した広告や宣伝、及びビジネス展示会や展覧会における展示などが含まれる）
- ・ 商標や標章の登録、登録出願の期間や範囲、地域
- ・ 商標や標章に係る権利の実施に成功した記録、特に行政又は司法機関に著名であると認定された事実
- ・ 商標又は標章の価値
- ・ その他の著名商標や標章を認定するに足る要素

また、著名商標の認定は、商標が台湾において登録、出願、又は使用されていることは前提とせず、台湾において関連消費者に広く知られていれば、著名商標と認定される。これは登録主義の例外である。一方、商標が著名の程度に達しているか否かの判断は、やはり台湾の関連事業者又は消費者の認識を基準として行われる。著名性を認定する証拠とされ得るものには以下のものが含まれる⁵⁰。

- ・ 商品・役務の販売に係るインボイス、マーケティング書類、輸出入書類及びその販売額、市場シェア、販売統計の明細などに係る資料
- ・ 国内外における新聞、雑誌又はテレビなどのマスメディア広告資料（例えば、広告掲載紙面のサイズ、金額、数量、コマーシャル放送の依頼に関する書類、テレビコマーシャル放送のモニター記録表、車両やバス停・地下鉄の駅・高速道路における広告、店の看板、街頭の看板などの証拠資料）
- ・ 商品・役務の販売拠点及びその販売チャンネル、場所の配置状況。例えば、百貨店、チェーンストア又は各地における出店情况及び期間などに係る証拠資料
- ・ 市場における商標の評価、価格鑑定、売上額ランキング、広告額ランキング又はその営業状況などに係る資料。例えば、国内外の信頼性のある新聞雑誌が調査した世界 100 大ブランドランキング、台湾において最も価値のあるトップ 10 ブランド資料、各種の商標商品に対する消費者の満足度調査、又はインターネットにおける中国語によるディスプレイセッション及びインターネットユーザーの評価などの証拠資料

⁴⁹智慧財産法院 103 年（2014 年）民商上字第 17 号民事判決における著名商標の判断要素

⁵⁰商標法第 30 条第 1 項第 11 号の著名商標の保護審査基準（商標法第 30 条第 1 項第 11 款著名商標保護審査基準）「2.1.2.2 著名商標の認定に関わる証拠」

- ・ 商標を作成した時期及びその後の継続使用などに係る資料。例えば、会社の沿革及び会社案内、広告看板の設置日などに係る証拠資料
- ・ 商標の国内外における登録資料。例えば、登録証書又は世界各国における登録の一覧表など
- ・ 信頼性のある機関が発行した証明書類又は市場調査報告などの資料。
- ・ 行政又は司法機関が行なった認定に係る書類（例えば、異議審決書、無効審決書、訴願決定書又は裁判所の判決書など）
- ・ その他、商標が著名であることを証明する資料（例えば、国内外の展覧会や展示会における商品の展示又は役務の販売促進などに係る証拠資料）

行政又は司法機関によって著名商標と認定された事例については、智慧財産局がまとめた『著名商標案件總彙編』⁵¹を参考にすることができる。その中では、各著名商標について、それを著名と認定する理由が説明されている（例えば、麥當勞國際資產公司（マクドナルド国際資産会社）の著名商標「M」の「ハンバーガー、フライポテト、ハッシュポテト」などの商品における使用は、すでに関連事業者又は消費者に普遍的に認知され、著名性が極めて高い著名商標になっている。）。同書に記載された認定理由は非常に参考になるので、記載された理由に基づいて、自社の商標が著名の程度に達しているか否かを予備的に評価することができる。

著名な表徴であるか否かに対する認定は、ケースバイケースで判断が行われる。判断の基準は、表徴の表す識別力及び信用が関連事業者又は消費者に普遍的に熟知され、商品・役務の出所を区別するに足る標識となっているか否かである。個別事件に応じ、商品外観のコンセプトの強度、商品が一貫してデザインの概念を伝え外観の表徴を明確に訴えているか否か、外観デザインの広告・マーケティング状況、商品の営業状況及びブランドイメージ、メディアによる広汎な報道なども考慮要素になる⁵²。

⁵¹ 智慧財産局ウェブサイトに掲載された資料

<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7746&CtUnit=3810&BaseDSD=7&mp=1>

⁵² 智慧財産法院民事中間判決 104（2015）年度民公訴字第 3 号、智慧財産法院 104（2015）年民公訴字第 9 号民事判決

網站導覽 常見問題 意見信箱 雙語詞彙 專業人士 English 中文 字級 小

便民服務 公告資訊 國際事務 認識智慧局 政府資訊公開 我想...

現在位置 首頁 > 商標 > 商標情報通 > 近5年著名商標名錄及案件彙編

近5年著名商標名錄及案件彙編

我國在商標法採行註冊保護原則下，特別強化著名商標的保護，以維護市場交易與公平競爭秩序。國內向有多重管道進行著名商標之認定及保護，本局前於97年間委外蒐集近5年（93年7月至98年6月）各級法院、公平會、財團法人台灣網路資訊中心及本局曾經認定為著名商標之案例，彙整完成案件彙編，並自99年起，每年依例彙整認定著名商標之案例，便利執行機關、企業、學術機構及其他相關單位參考利用。今年已完成自100年7月至105年6月著名商標名錄及案例彙編，歡迎各界參考利用。

鑒於司法實務經常發生將他人著名商標使用於非類似的商品或服務，或公司名稱或營利事業名稱與他人著名商標產生衝突而有違反商標法第70條第1款及第2款規定，侵害著名註冊商標權之糾紛。為避免民眾觸法，針對民眾於申請公司或營利事業登記之前，更建議應提醒先行查詢本著名商標彙編，以避免與著名註冊商標的文字構成相同或近似，否則，可能因侵權糾紛而涉訟。該種情形，權利人除得訴請法院命其更改公司或商業名稱之外，亦得請求民事損害賠償。

最後，依公司法第10條第3款及商業登記法第29條第1項第5款規定，經法院判決確定者，公司或商業於判決確定後6個月內尚未辦妥公司或商業名稱變更登記，並經公司或商業所在地主管機關令其限期辦理仍未辦妥，得撤銷其登記，併請注意。

共 7 筆資料， 第 1 / 1 頁， 每頁顯示 10 筆

1. 201107-201606著名商標案件彙編	105年8月29日
2. 201107-201606著名商標案件及所有人統計表	105年8月29日
3. 201107-201206著名商標案件彙編判決完整版	105年8月29日
4. 201207-201306著名商標案件彙編判決完整版	105年8月29日
5. 201307-201406著名商標案件彙編判決完整版	105年8月29日
6. 201407-201506著名商標案件彙編判決完整版	105年8月29日
7. 201507-201606著名商標案件彙編判決完整版	105年8月29日

② 商標以外のその他の商業表徴の保護

「表徴」とは、商標、標示その他商品の特徴を示すものの総称である。商標のほかに、登録されていないその他の著名な商業表徴も公平交易法の保護対象である。公平交易委員会の説明によると、表徴となりうるものの例及び表徴となりえないものの例は以下のとおりである。⁵³

表徴とすることができる例	表徴とすることができない例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 屋号又は会社名 ・ 商標 ・ 標章 ・ 特殊なデザインが施され、識別力を有する商品容器、包装、外観 ・ 本来識別力のなかった商品容器、包 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の慣用的な形状、容器、包装 ・ 商品の一般的な記述文字、内容、色彩 ・ 実用的又は技術的な機能を有する機能的な形状 ・ 商品の内部構造

⁵³ 公平交易委員会『認識公平交易法（公平交易法を知ろう）（増訂第十六版）』（2015年7月）268頁

装、外観が長期に亘る継続的な使用により二次的意味（secondary meaning）を取得したもの	・ 営業又は役務の慣用名称
--	---------------

他人が模倣したものが、公平交易委員会が示した上記の例に照らし表徴に該当する場合、当該表徴が商標として登録されていなくても、著名になっているときは、それを模倣した者を相手方とし不法行為として民事訴訟を提起することができる。一方、他人が模倣したものが表徴に該当しない場合、他人に対し権利を主張することができないことになる。

實際上、未登録の著名商標は表徴として保護されるほか、未登録の意匠、例えば、視覚に訴える商品の外観造形も公平交易法の保護を求めることが可能である。

(二) 真正品の並行輸入

1. 真正品の並行輸入とは

正規製造者、代理店、販売（代理）店などの権利者の同意を得ていない者が外国から真正品を台湾に輸入する行為が「真正品の並行輸入」である。並行に輸入された真正品は俗に「水貨」と呼ばれている。並行輸入商品は、通常、代理店資格を有しない者が外国で商品の供給元を見つけ、代理店が輸入する商品と同じ同一ブランド商品を購入したものである。当該商品自体は権利者、そのライセンサー又は権利者の同意を得た者が製造したもので、これが台湾に輸入され販売されている。商品の本質から言えば、これは真正品であり模倣品ではない⁵⁴。

2. 真正品の並行輸入に対する法的規制⁵⁵

(1) 並行輸入品は模倣品ではない

並行輸入品は模倣品ではないため、当然、商標法における模倣行為の規定に違反しない。台湾の商標法によると、登録商標を付した商品が、商標権者又はその同意を得た者により国内外の市場で取引され流通した場合、商標権者は、当該商品について商標権を主張することができない。したがって、真正品の並行輸入は原則として商標権に対する侵害とはならない⁵⁶。

専利法にも類似の規定がある。専利法第 59 条第 1 項第 6 号は「(発明)特

⁵⁴ 最高裁判所 99 (2010) 年台上字第 2458 号刑事判決

⁵⁵ 公平交易委員会公研積 003 号「真正品の並行輸入は公平交易法に違反するか否か」も参照。

⁵⁶ 智慧財産法院 103 (2014) 年民商上字第 17 号民事判決

許権の効力は、特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、当該物品を使用又は再販売する行為に対しては及ばない。前記の製造、販売行為は国内に限らない」と規定している。

しかし、著作権法は真正品の並行輸入を禁止していることに留意すべきである。即ち、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号は「本法に別段の定めがある場合を除き、著作財産権者の同意なく、著作物のオリジナル又はその外国の合法的複製物を輸入することは、著作権又は製版權の侵害とみなす」旨規定している。その立法の目的は、著作権者に「マーケットセグメンテーション」の権利を与えることにある。これにより、著作財産権者によるライセンスに基づき国外で製造された著作権商品は、国内に代理店があるか否かを問わず、それを国内に輸入する場合、著作財産権者の同意を得る必要があることになる。

- (2) 真正品の並行輸入に、虚偽不実又は誤解を招く商品出所を記載、表示することは禁止されている。

真正品の並行輸入という輸入行為自体は模倣品の輸入行為には当たらない。しかし、並行輸入を行う業者の販売手段に、故意に消費者にその商品の出所に対する誤認を生じさせるような行為があった場合、公平交易法第 21 条の虚偽不実記載等の禁止に違反する可能性がある。例えば、並行輸入を行う業者が、その広告に記載された製造元とライセンス又は代理関係を有しないにもかかわらず、その広告中に消費者にそのような関係があると思わせるような表示を行えば、その表示は虚偽不実及び誤解を招く表示又は表徴に該当する⁵⁷。

- (3) 真正品の並行輸入によるフリーライドは禁止される。

製造元が既に正規代理店に輸入を許諾し、又はメーカーに生産を許諾した商品を、商社が国外から輸入した場合において、国内の代理店がマーケティングに高額な費用を投入し商品を消費者に広く認識させていたにもかかわらず、これを利用し、商社が積極的に、商品の内容、出所、輸入会社の名称及び住所などの事項について、代理店が輸入し販売する商品であるかのように消費者に誤認させた場合、いわゆる故意のフリーライドに該当し、公平交易法第 25 条に規定する「欺罔」又は「著しく公平さを欠く」行為になる。

⁵⁷ 公平交易委員会公処字 100047 号処分書

(三) 不正競争への対応

1. 不正競争における商業表徴の模倣行為について

2015年2月4日に公平交易法が改正され、他人の商業表徴を模倣する行為について、もともと存在した行政措置及び行政罰、刑事責任が削除された。そのため、現行の公平交易法によれば、模倣者などの権利侵害者に対して提起できるのは、不法行為の民事訴訟のみである⁵⁸。注意すべきは、公平交易法第22条第1項によれば、未登録の著名商標の権利者が民事訴訟を提起できるのは、模倣品侵害業者が当該未登録の著名商標（表徴）を同一・類似の商品・役務に使用したときに限定されることである。即ち、模倣業者がその他の非類似の商品・役務に当該未登録の著名商標を使用した場合は、未登録の著名商標の権利者は模倣品侵害業者に対し権利を主張することができない。商品・役務の類否の判断は、智慧財産局の商標検索システムにおける商品及び役務名称分類検索により予備的な判断を行うことができる⁵⁹。

http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsiPO.html

圖樣文字查詢 | 圖形分類檢索查詢 | 圖形查詢 | 商品及服務名稱分類查詢
綜合布林查詢 | 申請人查詢 | 案號查詢 | 案件進度查詢 | 註冊費查詢 | 商標文字及圖形近似檢索
註冊簿查詢 | 案件歷史資料查詢 | 處分書查詢 | 特殊型態商標查詢

經濟部智慧財產局

商品及服務名稱分類查詢

商品(服務)名稱

商品(服務)類別或組群代碼

商品及服務名稱分類查詢使用說明

◎ 因商標資料含有造字資料，請先安裝中文造字安裝程式與下載智慧局造字輸入法對照表，否則無法正常顯示。
◎ 本局就商品與服務之名稱及分類，編訂有「商品及服務分類暨相互檢索參考資料」，欲查詢商品及服務名稱分類前，請先詳閱該參考資料前言說明。（[直接點閱](#)）
◎ 商品(服務)名稱與商品(服務)組群代碼只可以選其中一個條件輸入。

- 1. 商品(服務)名稱：**
請輸入欲查詢之商品（服務）名稱或關鍵字詞，例如：「衣服」、「金融」等名稱，即可檢索出含有該名稱之商品或服務的分類。
- 2. 商品（服務）類別或組群代碼：**
請輸入欲查詢之商品（服務）類別或組群代碼。商品（服務）類別：01至34為商品，35至45為服務。商品（服務）組群代碼以四碼數字表示，前兩碼為類別代碼（例如：0101組群即指第1類第1個組群；0102為第1類第2個組群），四碼組群下再依商品及服務之特殊性質細分為六碼之小類組（例如：010101、010102、010103）。
- 3. 清除設定：**
按下清除設定鍵，會將所有的查詢條件設定重新設定成初始值。
- 4. 查詢：**
按下開始查詢鍵，便可執行組群代碼查詢。
- 5. 確定：**
此按鈕只有在別的功能頁呼叫到此功能時才會出現，會將查詢結果傳回功能頁。

⁵⁸ 詳細は公平交易法第五章の損害賠償に関する説明参照。

⁵⁹ 智慧財産局ウェブサイト資料 http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsiPO.html

2. 真正品の並行輸入におけるフリーライドについて

並行輸入を行う業者に虚偽不実の記載やフリーライド行為があった場合、民事訴訟を提起し、侵害の排除及び損害賠償を要求することができる。また、主務官庁である公平交易委員会も当該業者に対し、期限を設けてその期限までにその行為を停止・改善し又は必要な是正措置を講ずるよう命じることができ、また過料を課すことができる⁶⁰。この点は、(表徴の)模倣行為が民事的措置しかできないのと異なっている。

3. 他人の暖簾に便乗する行為について

模倣業者による模倣品の輸入、製造、販売などの行為は、不正競争のうち表徴の模倣行為となることに加え、しばしば他人の暖簾への便乗など、「欺罔」行為又は「著しく公正さを欠く」行為を伴う。かかる行為は公正な取引秩序に影響するので、公平交易法により規制される必要がある。これを規制するのが、公平交易法第 25 条で、「本法に別途規定するものの他、事業者は、その他取引秩序に影響を及ぼし得る欺罔行為又は明らかに公正さを失する行為をしてはならない」と規定されている。

2015 年 2 月 4 日に公平交易法が改正され、不正競争のうち商業表徴の模倣行為については、行政責任及び刑事責任が削除された。また、民事責任が、未登録の著名商標に対する侵害で、かつ消費者に混同を生じさせるものに限定されるようになった。しかし、他人の暖簾に便乗する行為など、欺罔行為又は明らかに公正さを失する行為(例えば、他人の著名商標について検索エンジンからキーワードを買う行為)については、権利者が公平交易法に基き侵害排除及び損害賠償の民事訴訟を提起できる⁶¹ことに加えて、公平交易委員会は違法行為者に対し、行政措置を講じ、又は過料を課すことができる⁶²。

また、公平交易委員会は、2017 年 1 月 13 日に公平交易法 25 条の適用に関して新しい処理原則を策定したが、他人の暖簾に便乗する行為が「明らかに公正

⁶⁰公平交易法第 42 条は次のように規定している。

主務官庁は、第 21 条、第 23 条から第 25 条の規定に違反した事業者に対し、期限を設けてその期限までにその行為を停止・改善し又は必要な訂正措置を講ずるよう命じることができ、また、NT\$5 万以上 2,500 万以下の過料に処することができる。期限までにその行為が停止・改善されず、又は必要な訂正措置が講じられなかった場合、その行為が停止・改善され、又は必要な訂正措置が講じられるまで引き続き、期限までにその行為を停止・改善し又は必要な訂正措置を講ずるよう命じることができ、また回数に応じて NT\$10 万以上 NT\$5 千万以下の過料に処することができる。

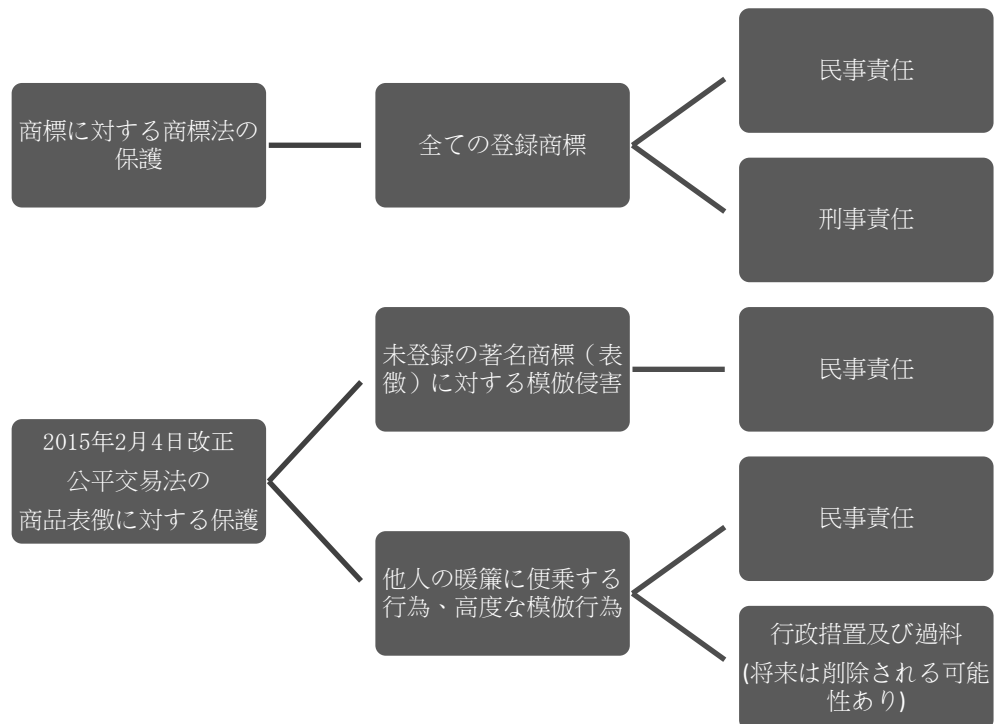
⁶¹ 最高裁判所 105 (2016) 年台上字第 1 号民事判決参照。

⁶² 公平交易法第 42 条、同注 14。

さを失する行為」に該当しうることが確認された⁶³。また、高度な模倣の行為は、公平交易法 22 条の要件を満たさない場合でも、25 条により民事責任を追及しうることが確認された⁶⁴。

最後に、商標法及び公平交易法における「登録商標」「未登録商標（表徴）」の保護を下図に簡単にまとめた。

図：



⁶³ 以下は「公平交易法第 25 条の事件に関する公平交易委員会の処理原則」（公平交易委員會對於公平交易法第二十五條案件之處理原則）第 7 項参照

⁶⁴ 以下は「公平交易法第 25 条の事件に関する公平交易委員会の処理原則」（公平交易委員會對於公平交易法第二十五條案件之處理原則）第 9 項参照

九、侵害業者からの反撃

～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）、先使用権への対応

権利者は、様々な法的手段により模倣品侵害業者に対処するが、模倣品侵害業者が必ずしも権利者の要求を受け入れるとは限らない。民事、刑事訴訟手続きにおいて法令に従い答弁、反論することに加えて、権利者の主張の根拠となっている権利そのものに対し反撃をしてくる可能性もある。例えば、権利者が有する商標権に対して、異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）を申し立てること、先使用権（即ち、商標権者よりも先に当該商標を使用していたこと）を主張すること、権利者が有する特許権に対して、無効審判又は無効の主張をすることなどである。

特許権侵害訴訟については、知的財産案件審理法（智慧財産案件審理法）第 16 条において「当事者が知的財産権に無効、取消すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならず」、且つ「裁判所が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない⁶⁵」と規定されている。何人も発明特許権の有効期間において、証拠を添付し、特許の所管機関に対し無効審判を提出することができる。このため、権利者から特許侵害として訴えられた模倣品侵害業者は、殆どが無効審判を提起し反撃する。従って、権利者が侵害業者に対し法的行動をとることを考える際には、将来無効審判が提起されることを念頭に入れて、予め自己の特許権の有効性について完全な検討をしておく必要がある。特許に対し無効審判が請求された場合、請求人が主張する無効理由に対し十分に詳しく検討し、答弁すべきであり、また、無効と判断されることを避けるために、特許請求の範囲を適切に訂正することも一つの対策として考えられる。

以下では、主に商標権について説明する。

（一）異議申立て

1. 商標登録異議申立ての概要

商標が登録、公告されてから 3 ヶ月間、当該商標に登録できない事由がある
と考える場合、何人も商標登録に対し異議を申立てることができる。異議申立

⁶⁵知的財産案件審理法（智慧財産案件審理法）第 16 条「当事者が知的財産権に取消し、廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならず、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法、植物品種及種苗法（植物及び種苗法）、又はその他の法律の訴訟手続き停止に関する規定を適用しない。前項の状況につき、裁判所が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権人は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない。」

理由としては、公序良俗に反すること、公衆に対し誤認誤信させること、識別力に欠いていること、同一・類似の商品・役務において他人が使用している商標と同一・類似であること、他人が先に出願した商標と同一・類似であり、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあることなどがある⁶⁶。

異議申立ては、様々な機能を持つ。権利者が、商標の登録出願の過程において、他人が先に類似商標を出願していたという問題が生じた場合、事実上、権利者は異議制度を利用して他の商標権者との交渉の場を持つことができる。というのは、権利者は、まず警告状を送付した後に相手側が回答しない場合又はその回答に権利者が満足できない場合、異議申立てという方法を利用することによって、相手側の登録商標に取消されるリスクがあることを知らせ、これにより権利者（異議申立人）と協議・交渉させ、権利者（異議申立人）の使用許諾の請求等を行わせることができるからである。一方、模倣品侵害業者が異議制度を利用し、権利者に商標侵害を主張された場合（又はその可能性がある場合）に、権利者の商標に対し異議を申立て、その商標権の効力を排除し、それによって商標侵害のリスクを排除又は防止することも可能である。

商標異議制度の詳細については、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」⁶⁷を参照されたい。

2. 商標に対する不登録事由の有無

商標権者が模倣品侵害業者に対し商標侵害を主張し又は訴訟を提起しようとする場合、まずはその商標に「異議により取消される事由があるか」に注意すべきである。例えば、識別力を欠いていること、同一・類似の商品・役務において他人が使用していること、又は他人が先に出願した商標と同一・類似で関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあることなどである（これらが取消事由となりえることは前述のとおり）⁶⁸。これらのような事由が存在する場

⁶⁶ 智慧財産局認識商標，第31頁。

⁶⁷ 公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」167-182頁。

⁶⁸ 商標法第29条1項

次に掲げる、識別性を具えていない状況のいずれかに該当する商標は、登録することができない。

1. 指定した商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの
2. 指定した商品又は役務の慣用標章又は名称のみで構成されたもの
3. その他、識別性を具えていない標識のみで構成されたもの、

商標法第30条1項

次に掲げる各号のいずれかに該当する商標は、登録することができない。

1. 商品又は役務の機能を発揮するためにのみ必要なもの。
2. 台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章又は外国の国旗、又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの。
3. 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。

合、模倣品侵害業者から権利者の商標権は不登録事由があると主張される可能性がある。裁判所がこれらの事由が存在すると認めたとき、商標権者は模倣品侵害業者に対し差止め及び損害賠償を請求することができない⁶⁹。ただし、商標法の規定上当該商標に対し異議を申立てることができない場合、模倣品侵害業者も民事訴訟において当該商標に対し取消されるべきであるという抗弁を提出することはできない⁷⁰。異議期間は「商標登録公告後3ヶ月以内」とかなり短い期間であるので、権利者が商標権が公告されてからすぐに他人に対し商標侵害訴訟を提起した場合を除き、実際には、訴訟において相手方が当該商標に異議申立理由があり取消されるべきであると主張することはまれである。むしろ、後述の商標権を無効とするように無効審判請求を提起するほうが多い。

3. 異議の法的効力

模倣品侵害業者が商標侵害訴訟において異議申立理由を提出し、当該商標は取消されるべきであると抗弁した場合、たとえその結果、知的財産事件を審理する民事裁判所が当該商標は確かに不登録事由があると判断したとしても、智慧財産局が許可した原行政処分が当然に無効である場合を除いては、当該知的

-
4. 台湾の政府機関又はその主催する博覧会の標章、又はそれが授与する表彰状等と同一または類似のもの。
 5. 国際的な政府組織又は国内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの。
 6. 国内外で品質管理又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用すると指定しているもの。
 7. 公序良俗を害するもの。
 8. 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがあるもの。
 9. 台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用を指定しており、該外国と台湾が協定を締結している、又は国際条約にも参加している、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認しているもの。
 10. 同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標、又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。但し、該登録商標又は先に出願した商標の所有者が出願に同意し、且つ、明らかに不当でないものは、この限りでない。
 11. 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
 12. 同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のもので、出願人が該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知っており、意図して模倣し、登録を出願した場合。但し、その同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
 13. 他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号があるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。
 14. 著名な法人、商号又はその他の団体の名称があり、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。
 15. 商標が他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、判決によりそれが確定したもの。但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。

⁶⁹ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第16条、注1。

⁷⁰ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第16条立法理由。

財産権（商標権）を直接取消す権限は裁判所にはない。単に、当該商標権者が当該訴訟において模倣品侵害業者に対し商標権を主張できないに止まる。当該判決の権利有効性に対する判断は、当該訴訟に対してのみ拘束力を有し、商標権者のその他の第三者に対する権利の行使には当該訴訟判決の効力は及ばない⁷¹。

模倣品侵害業者が、別途行政手続に基づいて異議申立てをする場合、全部の商品・役務を対象とする必要はなく、当該商標の指定商品・役務の一部のみを対象として異議申立てをすることもできる。智慧財産局に対し異議が申立てられた後、商標権者による答弁書の提出及び異議申立人による意見書の提出という相互の攻防を経て、証拠事実が明確になった場合、智慧財産局は当該商標を取消すか否かを決定する。異議申立てにより商標登録の取消しが決定した場合は、商標登録日に遡及してその効力を失うことになる。

(二) 無効審判

1. 商標登録無効審判の概要

商標登録が公告されてから 3 ヶ月が経過した場合は、これに対し異議を申立てることができない。ただし登録後既に 3 ヶ月が経過した商標について、その商標権の効力を排除しようとする場合には、無効審判制度を利用することができる。異議申立てと異なるのは、商標の無効審判は何人も請求できるわけではなく、利害関係者に限られる点である。利害関係者は、係争商標の登録により、その権利又は利益に影響を受ける者を指す。具体的には、係争商標に係る訴訟の訴訟当事者、係争商標と同一又は類似の商標又は標章の先使用权を主張する者、係争商標と関連するその他の商標関連紛争案件の当事者、係争商標と自身の所有する登録商標又は標章との同一性又は類似性を主張する商標権者、同一・類似の商品・役務を指定して同一・類似の商標又は標章を出願中である商標出願人などが利害関係者に含まれる⁷²。

市場で使用されていない商標が他人の商標登録を排除するという不合理な現象を避けるために、商標登録無効を主張する理由として引用する商標が登録から既に 3 年を経過している場合、無効審判の請求人は、その引用商標の無効審判請求前 3 年間の使用証拠、又は不使用に正当な事由があることを示す証拠を添付しなければならない⁷³。無効審判の請求人がそれを提出できず、智慧財産局

⁷¹ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第 16 条立法理由、注 6。

⁷² 智慧財産局商標法利害関係者認定要点(商標法利害関係人認定要点)。

により期間を定めて証拠の補充を求められたにもかかわらず補充しない場合、当該無効審判の請求は受理されない⁷⁴。

商標登録無効審判制度の詳細については、公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」⁷⁵を参照されたい。

2. 商標に対する無効事由の有無

商標侵害訴訟において、模倣品侵害業者から当該商標は無効事由があり、係争商標は取消されるべきであるとの抗弁が主張された場合、異議申立理由の抗弁と同様、裁判所は自ら係争商標に関する無効事由の有無を判断することができる。裁判所がこれらの事由が存在すると認めたとき、商標権者は模倣品侵害業者に対し差止め及び損害賠償を請求することができない⁷⁶。異議申立てと異なり、無効審判を請求できる期間は最短でも登録公告日から5年間である⁷⁷。したがって、商標権者が商標侵害を主張又は提訴しようとする場合、例えば、当該商標が識別力を欠いていないか、又は他人が先に登録した商標と類似するしていないかなど、無効事由の有無に注意しなければならない。また、商標法の規定により、既に係争商標に対し無効審判を請求できなくなっている場合（例えば当該商標は識別力が欠いている、又は他人が先に登録した商標と類似するため関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、などの状況があったとしても、当該商標が登録公告日から既に5年を経過している場合）、模倣品侵害業者は、民事訴訟においても商標は取消されるべきであるとの抗弁を主張することができない⁷⁸。

3. 無効審判の法的効力

上述の異議の場合と同様、裁判所は単に、当該商標権者は当該訴訟において模倣品侵害業者に対し商標権を主張できないと判断をすることとどまり、直接に商標を無効とすることはできない。模倣品侵害業者が別途行政手続きに基づい

⁷³ 商標法第57条

商標の登録が第29条第1項、第30条第1項又は第65条第3項の規定する情況に違反して為された場合、利害関係者又は審査官は商標主務官庁に対し、その登録に係る無効審判を請求又は提起することができる。商標の登録が第30条第1項第10号の規定に違反しているとして、商標主務官庁に対して商標の無効審判を請求し、それが無効審判に係る商標を登録してすでに3年を経過していることを根拠にする場合、無効審判請求前の3年間に商品又は役務に使用したと主張する証拠、又はその未使用に正当な事由があるという事証を添付しなければならない。前項の規定により提出する使用に関する証拠は、商標が真実に使用されていることを証明するものであり、又、商業取引の一般慣習に符合していなければならない。

⁷⁴ 智慧財産局商標争議案審査手続き注意事項(商標争議案審査流程注意事項)。

⁷⁵ 公益財団法人交流協会発行の「台湾模倣対策マニュアル（2016年3月発行）」167-182頁。

⁷⁶ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第16条、注1。

⁷⁷ 商標法第58条。

⁷⁸ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第16条立法理由、注6。

て無効審判を提起する場合、異議手続きと同じく、全部の商品又は役務に対して行う必要はなく、当該商標が使用を指定する商標・役務の一部のみに対して無効審判を請求してもよい⁷⁹。異議の場合と同様、当該商標は無効審判により無効とされた場合、商標は登録日に遡及してその効力を失うことになる。

(三) 商標の廃止

1. 商標登録廃止（取消）の概要

商標廃止（取消）は、合法的に登録され取得された商標権に対し、登録後の違法な使用、未使用若しくは使用の停止、適切な区別表示を付していない、既に慣用名称・標章になっている、又は公益の考慮などの理由により、将来に向かって当該商標の効力を失わせる制度である⁸⁰。

智慧財産局が職権により商標を廃止することができるほか、何人も智慧財産局に対し商標登録廃止請求を提出することができる⁸¹。

商標登録廃止（取消）制度の詳細については、「台湾模倣対策マニュアル(2016年3月)、公益財団法人交流協会出版」⁸²を参照されたい。

⁷⁹ 商標法第 62 条は第 48 条第 2 項を準用している。

⁸⁰ 商標法第 63 条

1. 商標登録後、次の各号のいずれかの情況に該当する場合、商標所管機関は、職権で又は請求によりその登録を廃止しなければならない。
 - 一. 無許可で商標を変更し又は付記を加えたことにより、他人が同一・類似の商品・役務に使用している登録商標の構成と同一又は類似となり、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれが生じた場合。
 - 二. 正当な事由なく使用せず、又は継続的に使用を停止して、すでに 3 年が経過した場合。但し、使用許諾を受けた者が使用する場合はこの限りでない。
 - 三. 第 43 条に規定する適切な区別表示を付していない場合。但し、商標所管機関の処分前に区別表示を付し、且つ混同誤認を生じるおそれのない場合は、この限りでない。
 - 四. 商標がすでにその指定商品又は指定役務の慣用標章、名称又は形状となっている場合。
 - 五. 商標が実際に使用されると、公衆がその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信するおそれがある場合。
2. 使用許諾を受けた者が前項第 1 号の行為を為し、商標権者は該行為を明らかに知っていた、又は知り得たにもかかわらず、反対を表明しなかった場合も同様とする。
3. 第 1 項第 2 号に規定する情況に該当するが、撤回請求時には当該登録商標が使用されている場合、他人が撤回を請求すると知って、当該撤回請求前の 3 ヶ月以内に使用を開始したのであれば、その登録を撤回しない。撤回の事由が登録商標の使用を指定した一部の商品又は役務にのみ存在する場合、当該一部の商品又は役務についてその登録を取り消すことができる。

⁸¹ 『商標法逐条積義』智慧財産局出版（2012 年 12 月）第 218 頁。

⁸² 「台湾模倣対策マニュアル(2016 年 3 月)、公益財団法人交流協会出版」、175-184 頁。

2. 登録後 3 年間不使用の場合

(1) 権利者が商標侵害を主張しようとする場合、まずは当該商標の廃止事由の有無に注意すべきである

- ① 商標権者が模倣品侵害業者に対し商標侵害を主張又は訴訟を提起しようとする場合、当該商標が登録日から既に 3 年を経過しているときは、まず当該商標を登録された商品・役務の分類で確実に使用していることを確認すべきである

商標権者が自己の商標権を侵害する模倣品を発見した場合は、商標法の規定により模倣品侵害業者に対し商標侵害の民事訴訟を提起し、模倣品侵害業者に対し差止め及び損害賠償を請求することができる⁸³。また、刑事捜査、裁判手続きを通じて被告に対し刑事責任を負わせることもできる。

しかし、商標権者が商標侵害を主張又は提訴しようとする場合、まずは当該商標を登録された商品・役務の分類に確実に使用していることを確認すべきである。その理由は、模倣品侵害業者が商標権者の民事・刑事訴訟に対し反撃してくる可能性があるからであり、商標権者が商標を登録した指定商品・役務に実際には使用していないので、商標権者が主張する商標権には瑕疵があり、よって当該商標は取消されるべきであると主張してくることが考えられる。ここにいう「商標の使用」とは、少なくとも二つの要件を満たさなければならない。その一つは、使用者が販売を目的として商標を使用していること、もう一つは、その使用が客観的にみて関連する消費者にそれが商標であると認識されていることである⁸⁴。商標をそのプロモーションのための景品に使用しているが、景品は単独に販売されるものでなく、プロモーション対象の主たる商品の販売促進のため送呈されるものである場合、実務上、当該景品における商標表示は、景品における商標の使用でなく、主たる商品における使用に該当すると認められる。例えば、被服のプロモーションのための化粧品を景品として配っており、当該景品の化粧品に商標を表示しているが、化粧品における商標の使用でなく、被服における商標の使用に該当すると認められる。この場合、たとえその景品に商標を使用しているとしても、景品における商標の使用には当たらない⁸⁵。また、商標の使用は台湾領域内に限られ、外国地区での使用はこれに含まれない。

⁸³ 商標法第 69 条。

⁸⁴ 『商標法逐条积義』智慧財産局出版（2012 年 12 月）第 213 頁。

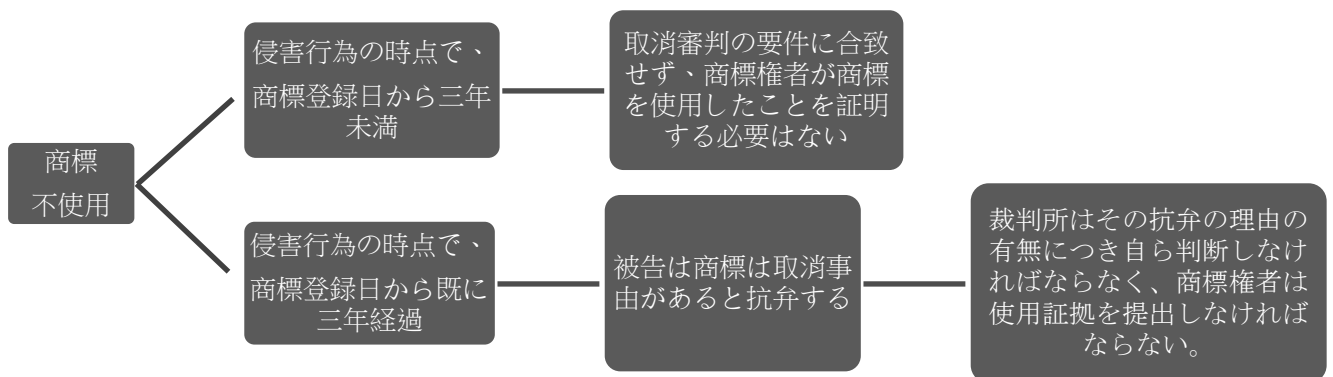
⁸⁵ 『商標法逐条积義』智慧財産局出版（2012 年 12 月）第 212 頁。

- ② 商標登録後、正当な事由なく未使用、又は継続して3年以上不使用の場合、商標は廃止される可能性がある

商標法の規定によると、商標を正当な事由なく一度も使用せず、又は使用を停止して既に3年を経過している場合、商標所管機関（智慧財産局）は職権で又は請求によりその登録を廃止しなければならない、ただし、使用権者（ライセンシー）による商標の使用がある場合、この限りではないと規定されている。従って、商標権者が、商標登録後3年間、又は継続的に3年間、当該商標を指定商品・役務に使用していなければ、商標は廃止される可能性がある。さらに、商標権者が他人による取消審判請求の可能性を知ってから、取消審判の請求前の3ヶ月内に使用を始めた場合も、取消しを免れることはできない（商標法第63条第3項）。そこで問題になるのは、商標権者又はその使用権者が自ら商標を使用していなければ、模倣品侵害業者に対し商標侵害を主張することができないのかどうかである。以下では、廃止の法的効力のみを分析する。

以下は、商標権者が商標侵害主張又は提訴する場合、当該商標が既に登録日から3年間が経過することにより相手側から廃止請求が提出されるリスクをチェックする手順を図で説明したものである。

図：



(2) 廃止の法的効力

- ① 民事訴訟において権利者は侵害行為の差止め又は損害賠償を請求することができない

原則として、廃止は「将来に向かって」その法的効力を発生させるものであることから、商標権が取消される前は、その商標は有効な商標であるため、商標権が有効に存在している間に発生した侵害事件に対し、たとえ

その商標権がその後取消されたとしても、依然として侵害を構成し、その賠償責任を免れることはできない。しかし、知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)(第16条)の特別規定により、商標権に取消事由があると認められた場合、商標権者が当該侵害訴訟において権利行使を主張することはできないとされているので留意する必要がある。

模倣品侵害業者に対し商標権侵害を主張した場合、模倣品侵害業者はこれに対し当該商標は取消又は廃止事由があることを主張することができ、裁判所は、模倣品侵害業者が提出した抗弁についてその理由の有無を先に判断しなければならないとされている⁸⁶。そして、商標不使用の消極的事実を証明することは困難があるため、実務上、この使用事実の存在は商標権者が証明責任を負う。商標権者は、廃止が請求された日の前の3年以内に、当該商標を指定商品・役務に使用した事実を証明する関連証拠を提出する必要がある。商標権者による登録商標の使用を認定されるためには、その使用は商業取引慣習に合致していなければならないとされ、また、関連消費者にそれが商標権者の商品・役務の出所又は信用を表彰する標識であると認識させることができることが必要となる。(最高行政法院98年度判決、101年度判字第597号判決参照)

裁判所が当該商標に取消又は廃止事由があると認定した場合、商標権者は、民事訴訟又は刑事附帯民事訴訟においては模倣品侵害業者に対し商標権を主張することができない。したがって、模倣品侵害業者に対し差止め及び損害賠償を請求することができない⁸⁷。

② 刑事責任

商標登録が廃止された場合、模倣品侵害業者は、登録取消し前の刑事責任を免れるのかについては、民事訴訟又は刑事附帯民事訴訟の場合と異なり、知的財産案件審理法は刑事訴訟について明確に規定していない。したがって、智慧財産法院の将来の刑事訴訟における判断を引き続き見て行く必要がある。しかしながら、智慧財産法院はかつて、判決(商標登録廃止案件ではない)において、民事訴訟又は刑事附帯民事訴訟の場合と同様の考え方を採用し、模倣品侵害業者から商標の取消又は廃止事由が主張された場合、裁判所は自ら判断すべきであり、且つ刑事裁判所が当該商標に取消又は廃止事由があると認定した場合、当該判断に基づいて被告が有罪か

⁸⁶ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第16条、注1。

⁸⁷ 知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第16条、注1。知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第30条は「第8条1項、第11条ないし第15条、第16条1項の規定は、第23条案件又はその附帯民事訴訟を審理するときに準用する。」と規定している。

否かを認定することができる⁸⁸、と述べたものがある。従って商標権者が告訴したのに対し、被告人から当該商標の取消又は廃止事由が主張された場合は、民事侵害訴訟の場合と同様に、商標権者が証拠を提出し当該商標に取消又は廃止事由がないことを証明できなければ、裁判所は刑事訴訟においても「被告人は無罪」との判断をする可能性がある。

③ 廃止される範囲は不使用の商品に限定される

模倣品侵害業者に対し侵害訴訟を提起した場合において、相手側から商標は使用されておらず廃止事由があると反論されたときは、相手側は同時に、智慧財産局に対し商標登録廃止を請求する可能性がある。智慧財産局が当該商標について不使用の事実があると認定した場合、当該商標の指定した商品・役務の登録を取消す。ただし、取消審判は個別の商品・役務に対し行うことができるので、たとえ一部不使用の指定商品・役務の商標登録が廃止されたとしても、その他の使用のある商品役務には及ばない。即ち、使用の事実のある部分は取消されない⁸⁹。

(3) 使用の事実の証明方法

権利者が民事・刑事訴訟を提起し、相手側から商標の3年間不使用という取消事由があると反論された場合、商標権者は如何にして使用の事実を証明すべきか。これについて、商標権者は普段商業取引を行うにあたり、登録商標の使用を証明するために、常に商標使用の証拠を残しておくよう留意すべきである。また、商標的使用と認定してもらうように、これらの使用証拠は一般取引慣習に合致しなければならない⁹⁰。

① 使用証拠として提出できるもの

智慧財産局の説明によると、使用証拠として提出できるものは、以下の通りである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 商標図案が表示された商品の実物、写真、包装、容器、看板製作の注文書、インテリア費用の領収書 |
|---|

⁸⁸知的財産案件審理法(智慧財産案件審理法)第30条の規定によると、第23条の案件又はその附帯民事訴訟を審理するとき第16条1項の規定を準用するとのみ規定し、同法第16条2項の規定の準用は規定していない。しかしながら、現在の裁判実務において、刑事裁判所が商標に無効又は取消事由があると認定したとき、これに基づいて被告の商標権侵害の刑事責任の有無を判断することができるとする判決があり、例えば「智慧財産法院刑事判決 101年度刑智上易字第52号」はその例である。

⁸⁹ 商標法第63条4項、注16。

⁹⁰ 商標法第67条3項が同法第57条3項の規定「前項の規定により提出される使用に関する証拠は、商標が真実に使用されていることを証明でき、又、商業取引の一般慣習に符合しなければならない」を準用する。

- ・ 契約書、出荷書、輸出申告書
- ・ 広告、カタログ、ポスター、チラシなどの物品又はビジネス書類
- ・ 役務商標図案が表示された営業書類、営業場所の写真など役務提供の収入証憑、例えば、統一発票や領収書、見積書など又は広告証明書類をこれに含まれる

重要なのは、登録商標の使用証拠は、登録商標、日付及び使用者の表示を備えるか、又はそれが登録商標、日付及び使用者であることを弁別できるその他の証明資料、若しくは使用証拠を互いに調査・照合することにより登録商標を使用していると認定するに足る客観証拠を備えなければならないことである⁹¹。

② 一部の指定商品・役務のみに使用している場合の証明

商標は同時に多項目の商品又は役務を指定しているが、実際に商標権者の使用しているのが一部の指定商品・役務のみであり、且つ模倣品侵害業者が模倣した商品・役務が、まさに商標権者が使用していない商品・役務であったという場合、模倣品侵害業者に対し侵害訴訟を提起しても、商標は不使用と認定され、商標権を主張できないのだろうか。このような場合については、③で説明するとおり、商標が使用を指定する商品・役務が概括的なものか、それとも具体的なものかによって区別して検討する必要がある。

③ 商品・役務の指定様態による証明の相違

I. 概括的に商品・役務を指定している場合

商標が指定する商品・役務が概括的なものである場合、そのうちの一つの具体的な商品又は役務の使用証拠を提出できれば、概括的な商品・役務の使用として認められる。例えば、指定商品が「化粧品」である場合、「口紅」の使用証拠を提出すれば、その商標を使用していると認定されるに足りる。

II. 具体的に商品・役務を指定している場合

商標が指定する商品・役務が具体的なものである場合、その商品・役務を使用していると認められるには、具体的な商品又は役務の中から

⁹¹ 智慧財産局商標法逐条釈義(102年12月新版)第221頁。智慧財産局「登録商標使用の注意事項」(註冊商標使用之注意事項)第13頁。

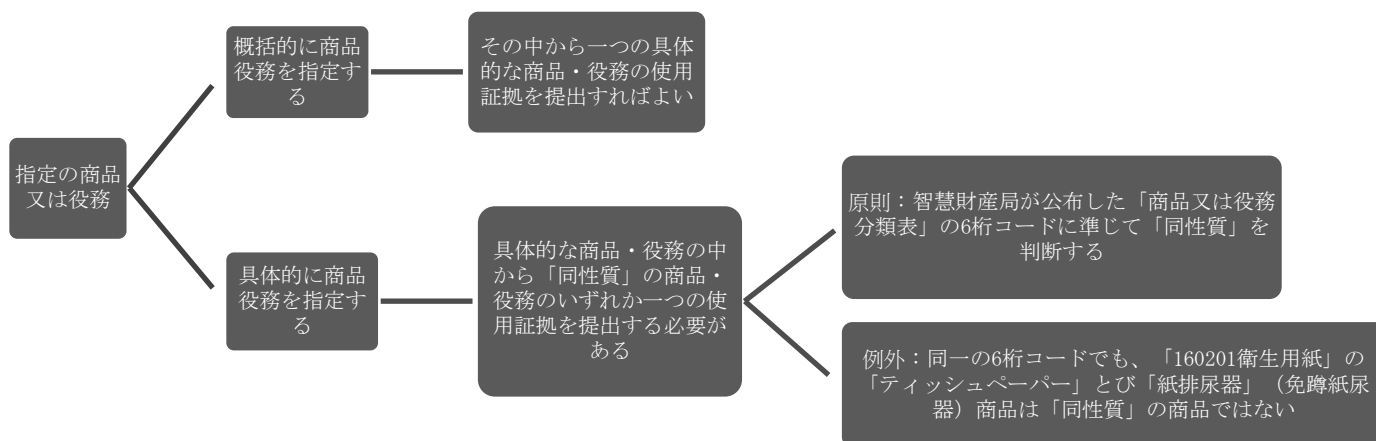
「同性質」の商品又は役務のいずれか一つの使用証拠を提出する必要がある。「同性質」の認定は、原則として智慧財産局が公布した「商品又は役務分類表」の6桁のコードに準ずる。即ち、商標を使用している部分の商品・役務と、未使用の商品・役務が同一の6桁コードであれば、原則として、同6桁コードに属するすべての指定商品における商標の使用と認められる。しかしこれには例外があり、例えば第16類の6桁コード「160201 衛生用紙」商品群は、「ティッシュペーパー」及び「紙排尿器」（免蹲紙尿器）を含むが、この二つの商品は「同性質」の商品ではない。

III. 概括的な商品・役務及び具体的な商品・役務を同時に指定

上記のような認定上の差異があることから、商標の登録を出願する際には、使用証拠を提出する際の便宜を考慮し、概括的な商品・役務及び具体的な商品・役務を同時に指定することをお勧めする。

以下は図式で以上 I～III で説明した「概括的に商品役務を指定する場合」及び「具体的に商品役務を指定する場合」の差異を簡単に説明したものである。

図式：



④ 「同性質」及び「類似」は異なる概念である

注意すべきは、ここでいう「同性質」とは、具体的な商品役務の使用の有無を認定する際の基準であって、侵害訴訟で言う「同一又は類似」の「類似」の概念とは異なることである。即ち、商標権者が登録商標を当該商品・役務に使用していると認定された場合、模倣品侵害業者の商品・役務が商標権者の商品・役務と同一でなくても、「類似」関係を有するときは、商



標権者はこれに対し商標権侵害を主張することができる、ということであり、これは商品役務が同性質であるか否かとは関係がない。類似関係の認定は智慧財産局の商標権検索システムの商品及び役務名称分類検索⁹²が予備的な判定の参考になる。

3. 無許可での商標変更

商標権者が、商標を使用する際に、任意に商標を変更し又は付記を加えたことにより、以下のような状況が生じた場合、いずれも商標登録の廃止事由になるので、注意しなければならない。

- ・ 他人が同一・類似の商品・役務に使用している登録商標と同一又は類似したものとなり、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合⁹³
- ・ 商標が、すでにその指定商品・役務の慣用の標章、名称又は形状となった場合⁹⁴
- ・ 商標の実際の使用時に、公衆にその商品・役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれが生じた場合⁹⁵

無許可で商標を変更したことによって廃止とされた事例には、以下のものがある⁹⁶：

無許可で商標を変更したことによって廃止された事例：「AIR JUMP」 V. S 「JUMP」	
元々の登録商標図様 	他人の登録商標 
変更後の商標図様 (一) 上側に白字の「AIR」、下側に白枠内に黒字「JUMP」がある。	

⁹² 智慧財産局ウェブサイト資料 http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/GoodsIPO.html

⁹³ 商標法第 63 条 1 項第 1 号、注 16。

⁹⁴ 商標法第 63 条 1 項第 4 号、注 16。

⁹⁵ 商標法第 63 条 1 項第 5 号、注 16。

⁹⁶ 智慧財産局ウェブサイト資料「智慧財産法院 102 年度行商訴字第 51 号行政判決」判決解析 https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7076&CtUnit=3515&BaseDSD=7&mp=1&qpsubmit=7034.772&htx_toPCat=&htx_xpostDate_S=&htx_xpostDate_E=&htx_stitle=102%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E8%A1%8C%E5%95%86%E8%A8%B4%E5%AD%97%E7%AC%AC51%E8%99%9F&htx_xbody=&htx_xurl=&htx_xContact



(二) 上側に黒字の「AIR」、下側に白抜き
の「JUMP」がある。



(三) 上側に白字の「AIR」、下側に黒枠内
に白抜きの「JUMP」がある。



(四) メガネレンズ正面の表示。上側に白字
の「AIR」、下側に黒枠内に透明状の「JUMP」
がある。



事案の経過：

本件「AIR JUMP」の元々の登録商標図様は左上のとおりである。「AIR JUMP」商標権者が商標登録した後無許可で変更した商標図様は、左下のとおりである。その後、「JUMP」の商標権者が、「AIR JUMP」商標の変更の結果、自己の商標図様と類似になり消費者に誤認させるおそれがあるとして、智慧財産局に対し「AIR JUMP」商標の廃止を請求した。智慧財産局の判断結果は廃止事由にあたらぬというものであったが、「JUMP」の商標権者はこれに対し不服申立て（訴願）を提出したところ、経済部は「AIR JUMP」商標は廃止されるべきであるとして原処分を取消した。「AIR JUMP」の商標権者はこれを不服とし行政訴訟を提起したが、智慧財産法院も、「AIR JUMP」は変更の結果「JUMP」に類似する商標になり、消費者に対し誤認混同させるおそれが生じたと認め、経済部の「AIR JUMP」商標廃止の見解を維持した⁹⁷。

⁹⁷ 経済部 102 年 3 月 11 日経訴字第 10206094000 号訴願決定書、智慧財産法院 102 年度行商訴字第 51 号行政判決。「AIR JUMP」商標権者は最高行政裁判所に上訴したが、最高行政裁判所 103 年裁字第 636 号裁定は原審の見解を維持した。

(四)先使用权への対応

1. 善意の先使用の概念

特許については、専利法上、善意の先使用に関する規定がある。専利法第 59 条第 1 項第 3 号によると、特許権の効力は、「特許出願前、既に台湾内で実施されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの」には及ばない。台湾内で実施されていたというのは、台湾内で同一の物品の製造又は同一の方法の使用が開始されていたことを指す。これには、同一の物品又は同一の方法により直接に製造された物品の販売、使用又は輸入が含まれる。また、自ら実施した場合に限られず、他人に実施を委託した場合も、この規定が適用される⁹⁸。ただし、実務上事例が乏しいため、以下では商標法の善意の先使用を例として詳しく説明する。

商標権の効力には制限があり、「善意の先使用」もその制限のひとつである。すなわち、他人の商標登録出願日より前に、同一・類似の商標を同一・類似の商品・役務において善意で使用していた場合、他人の商標権の効力に拘束されることがなく、商標権の侵害にはならない。このような制限があるため、商標権者が模倣品侵害業者に対し商標権侵害訴訟を提起した場合、相手側の商標の善意の先使用によって、商標権者の権利行使が妨げられる可能性がある⁹⁹。

2. 善意の先使用を主張する条件

模倣品侵害業者が善意の先使用を主張する場合、以下の要件を満たさなければならない¹⁰⁰。

(1) 先使用の事実が他人の商標登録出願日前に発生していること

注意すべきは、実務上、善意の先使用者が、のちに商標権者から授権されて商標を使用するようになり、その後当該使用許諾契約が終了した場合である。善意の先使用者は、商標権者から商標の使用許諾を取得した時点で、使用权者として他人の登録商標を使用することになるため、自己の商標を善意使用する意図で当該商標を使用する、という従前のような状況は消滅する。したがって、使用許諾契約が終了した後に、善意による先使用であるから商

⁹⁸ 智慧財産局専利法逐条积義（103年9月版）第193頁。

⁹⁹ 商標法第36条1項第3号「他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用する場合、他人の商標権の効力による拘束を受けない。但し、それは原使用の商品又は役務に限る。その場合、商標権者は該商標を使用する者に対して、適当な区別表示の付記を要求することができる。」

¹⁰⁰ 智慧財産局商標法逐条积義第146-147頁。

標権の効力に拘束されない、と主張することはできない¹⁰¹。

(2) 継続的に使用し中断したことがないこと、かつもとから使用していた商品・役務であること

他人の商標登録出願日の前に、善意の使用の事実があっても、その後数年にわたって使用せず、他人が商標登録出願してから使用を再開した場合、善意による先使用を主張することができない。

(3) 先使用が善意でなされたこと

善意とは、他人が既に商標登録を出願していることを知らないことをいう。また、使用時に他人が先に当該商標を使用していることを知らず、かつ不正競争の目的がない場合も善意に含まれる。

(4) 善意の先使用の事実が、台湾の商標法による商標権の排他的効力が及ぶ領域内で行なわれたこと

台湾領域外においてたとえ先使用の事実があっても、善意の先使用を主張することはできない¹⁰²。

なお、権利者は、善意による先使用者に対し、商標権の効力を主張することはできないが、消費者に誤認混同させることによって商標権者の利益が損なわれ続けることを防ぐために、商標権者は、識別できるよう当該先使用者に対し適切な区別表示を附加することを要求することができる¹⁰³。

¹⁰¹ 司法院 101 年度「知的財産法律座談会」 「民事訴訟類関連議題」 提案及び検討結果 第 4 号。

¹⁰² 司法院 101 年度「知的財産法律座談会」 「民事訴訟類関連議題」 提案及び検討結果 第 3 号。

¹⁰³ 商標法第 36 条 1 項第 3 号、注 32。

十、マスコミ対策

権利者がどのようなマスコミ対策をすべきかについては、各権利者の商品の属性等を考慮した上で決定する必要がある。ここでは、マスコミに対する対処方針を決定するに当たり留意すべき点について説明する。

(一) 報道を促進すべきか否か

権利者にとって模倣品等が発見されたことが報道されることが望ましいか否かについては、商品の属性によっても異なるため、以下のメリット、デメリットを考慮した上で決定する必要がある。

1. 報道されることのメリット

報道されることのメリットとしては、まず侵害者に対する警告となることがあげられる。これによってさらに模倣品等が取引されることを抑制することが期待できる。すなわち、捜査機関が取り締まっていることを知れば、侵害者は行為をやめる可能性が十分あるものと思われる。また、小売店が卸売り業者から偽物を購入することを抑制する役割もある。小売店が素性の知れない卸売り業者から購入するのではなく、信頼のおける卸売り業者から購入することを促すことになる。

一方、消費者に対する注意喚起の役割も期待される。消費者が、偽物を買ってしまうことがないように、購入の際に注意したり、信頼のおける店で購入することにより、消費者が偽物を買ってしまう可能性を低くすることができる。特に、報道に本物と偽物の見分け方が含まれていれば、報道を知った消費者は偽物を避けるようになる可能性がある。

さらに、副次的な効果であるが、報道されることによって、知名度が高まり、結果的に商品の宣伝になる可能性がある。

一般的に、ブランド品を扱っている業者は、報道されることを望んでいることが少なくない。

2. 報道されることのデメリット

報道されることのデメリットとしては、消費者が競合品に流れてしまう可能性があげられる。偽物が出回った商品が代替性の高い商品（例えば処方箋の不要な医薬品で代替品も広く流通している場合）であれば、消費者は偽物を買ってしまうことを心配し、偽物が出回っていない競合品を買ってしまう可能性がある。

一方、偽物の摘発がされたという報道がなされることによって、偽物を扱っている業者が警戒し、例えば製造業者や上流の業者を把握する機会を失ってしまう可能性がある。

(二) 警察のプレスリリースとの関係

以上のように報道されることにはメリット、デメリットがあるが、警察がプレスリリースをすることもあり、必ずしも権利者の意向どおりになるとは限らない。

一般論としては、権利者が捜査当初から積極的に協力する形で捜査をすすめた結果、模倣品の発見や侵害者の検挙に至った場合には、警察は権利者に対して意見を聞く可能性が高いと思われる。

一方、警察が独自に捜査をしている場合には、権利者が知らないうちにプレスリリースがされる可能性もある。また、プレスリリースの前に権利者が捜査を知るに至ったとしても、権利者の意見を聞いてくれるとは限らない。

したがって、特に報道されることを望まない場合には、早い段階から警察と密に協力しておくことが望ましいものと考えられる。

(三) 自らプレスリリース等を行なう場合の留意点

自らプレスリリースを行なう場合には、公平交易法違反にならないように留意する必要がある。

知的財産権侵害を理由に警告状を出す場合については、公平交易委員会によって「事業者が著作権、商標権又は専利権（特許、実用新案権、意匠権）の侵害者に警告状を送付した案件に対する公平交易委員会の処理原則」（事業発侵害著作権、商標権或専利権警告函案件之處理原則）が策定されている。この処理原則は、知的財産権（著作権、商標権、専利権）を濫用し、競業者が知的財産権を侵害していると不当に対外的に示すことによって、公正な競争、取引秩序が害されることを防ぐためのものである。権利侵害を主張する権利者が、自ら又は相手方の取引先（又は潜在的な取引先）に対して警告状等を送付できる場合はどのような場合かが規定されている。規制対象は「警告状」というタイトルの書面に限定されていないため、プレスリリースも一種の警告状としてこの処理原則の規制の対象となりうる¹⁰⁴。

この処理原則において、相手方の取引先等への警告状の送付が認められている場合としては、以下のものがある。

¹⁰⁴ 実際に、弁護士による書簡をウェブサイトに掲載した行為がこの処理原則に違反していた事案で、公平交易委員会により処分された例があるので注意が必要である（公處字第 101004 號(2012 年 1 月 11 日第 1053 次委員會議)参照）。

① 裁判所の第一審判決等を経た場合（第3条）

② 侵害をした可能性のある製造者、輸入者又は代理店に対して予め侵害排除を請求し（又は同時に請求し）、かつ著作権・商標権・専利権の内容、範囲、侵害の具体的事実（時期、場所、どのように製造され、使用され、販売又は輸入されたのか等）が警告状に記載されている場合（第4条）

（要件の詳細については、第4章参照）

法的手続開始後については、具体的事実を既に相手方に示していることが一般であると考えられるが、法的開始手続開始前についてはそうでない場合も多いと考えられ、②の要件を満たすかについては特に慎重な検討が必要である。

この処理原則に違反した場合には、公平交易法第25条（「事業者は、この法律に規定するもののほか、取引秩序に影響するおそれのある欺瞞的又は著しく不公正な行為をしてはならない。」と規定されている）違反となる可能性がある。

（四）報道機関に開示する内容、窓口等

報道機関に対してどのような情報を開示するかについても、予め検討しておくことが望ましい。

1. 真正品であるか否かの判断方法

真正品か否かの判断方法を知らせることは、消費者や事業者が偽物を購入することを抑制する上で有用である。しかし、真正品か否かの判断方法をすべて開示してしまうと逆にそれが悪用されてしまう可能性があるため、例えば3箇所違いがあるのであれば、そのうち1箇所又は2箇所を教えるといった対応が考えられる。したがって、真正品か否かの判断方法のうち、どの部分を報道機関に知らせ、どの部分を知らせないのかについて、予め社内で方針を共有しておくことが望ましい。

2. 誰が表示した形にすべきか

権利者自らがプレスリリースを行なう場合、書面で会社の名義で行なうのが一般である。

さらに、書面でのプレスリリースに加えて口頭での取材に応じることにする場合には、権利者の社内の広報部が対応する方法、顧問弁護士が対応する方法、さらに広報を取り扱う専門的な会社（広報の面から会社のリスク・マネジメントに関するアドバイスを提供する会社）が対応する方法がある。弁護士等に対応を委ねる場合、担当者名等を報道機関に知られないようにすることができるというメリットがある。

十一、侵害再発防止の心掛け～ライセンス、権利状況の監視、広告手段の活用など

(一) 和解及びライセンスの付与

1. 一般的によく見られる和解条件

調査、警告状発送、そして民事、刑事の手続を実行した後、模倣品侵害業者から和解の提案を受けた場合、権利者は、模倣品侵害業者と交渉の上、和解することを考慮することができる。和解の条件については、一般的には、和解金の支払以外に、各事件の個別状況に応じて、「模倣品の在庫の引渡し」、「模倣品の廃棄」、「謝罪文の掲載（模倣品侵害業者の自社ウェブサイト又は大手新聞紙、メディア、雑誌）」又は「再び侵害せず、再び侵害した場合は、懲罰的違約金を支払う旨の誓約書の発行」などの条件を権利者が模倣品侵害業者に要求することが多い。

2. 模倣品侵害業者とライセンスに関する協議を行うべきか

時に、模倣品侵害業者は、和解条件の交渉を行う機会を利用し、権利者にライセンスを要求することによって、権利者の取引先又は商品の代理店になることがある。もちろん、権利者は、当該事業者の状況（財務状況、経営能力、契約の執行能力、真摯に長期の提携を望んでいるか、短期の提携により権利者の経営ノウハウを盗む意図はないか、などを含むがこれらに限られない）を考慮した上で、当該業者と知的財産に関するライセンス契約を締結するかを決定する。このようなライセンスのメリットとしては、権利者がライセンス料を得ることができることのほか、当該業者が再び侵害することを防止できることがある。すなわち、権利者は、ライセンス契約成立により、もともと模倣品の販売により市場での権利者による販売を「妨害」していた模倣品侵害業者を、権利者の真正品の販売を手助けする「助力」に転化させるのである。更に、模倣品の販売手口を熟知している模倣品侵害業者は、ライセンシーになった後は、自身の利益を確保するため権利者にかわって市場における他の模倣品の存在に常に注意を払うので、一石二鳥とすることができる。

3. 公平交易法に違反する恐れはないか

注意を要するのは、公平交易法 20 条 5 号で「事業者は、取引相手の事業活動を不当に制限する条件を付して取引相手と取引を行い、競争を制限する恐れがある行為をしてはならない」旨規定されていることである。したがって、権利者は、模倣品侵害業者と、訴訟事件の和解に加え更に今後のライセンス取引について交渉を行う場合、当該ライセンス契約に上記条文に違反する状況が生じ

ていないかに注意すべきである。

具体的にいえば、公平交易法委員会の指針「公平交易法委員会技術ライセンス協議案件処理原則」(公平交易委員會對於技術授權協議案件之處理原則)の第6条第2項の例示によると、専利権者であるライセンサーが、元模倣品侵害業者であるライセンシーに対し、例えば、「必要ではない専利及びノウハウをライセンシーに強制的に使用させること」(3号)、「当該ライセンスの対象商品につき、ライセンシーが第3者への販売価格を制限すること」(6号)、「当該ライセンス対象の権利の有効性を争うことができないこと」(7号)を要求した場合、公平交易法20条5号に違反すると認定される可能性がある。

(二) 権利状況の監視

実務上、模倣品侵害業者は、権利者から警告状を受領した場合、又は民事もしくは刑事手続の対象とされた場合、その不法行為の態様を変え、そして例えば権利者の商標、特許を若干変更したものを、自らの名義で智慧財産局に出願することがある(なお著作権については、台湾では無方式主義が採用されており、また政府機関による登録制度もない)。万一、智慧財産局が不注意で登録を許可した場合、模倣品侵害業者が法律上の権利を取得することになり、権利者の権利に悪影響を与える。権利者は期限内に当該登録に対し異議又は無効審判を提起できる。しかし、異議又は無効審判事件の審議には相当な時間がかかるので、急を要する場合には明らかに間に合わない。よって、模倣品侵害業者が上記のように不法行為の態様を変えた場合には、関連する商標、特許が出願されていないか、市場における侵害状況などについて、当該事業者を監視する必要がある。なお、台湾の商標、特許を専門的に扱っている事務所は、このような監視サービスを提供している。

(三) 広告手段の活用

模倣を防止するため、権利者は、日頃からメディアで広告宣伝を行えば、模倣品を発見した場合、法に従いより手堅く対応できるようになる。また、模倣品侵害業者の「謝罪文」が掲載される際に、同時にメディア上で広告宣伝を行うことにより、潜在的な模倣品侵害業者に警告することができる。

留意すべきことは、特定の模倣品侵害業者に対する公開書簡については、権利者は公開書簡において当該権利が侵害されている状況を具体的に説明しなければならず、また激しい言動又は他人の人格についてコメントするなどの表現方式は避けるべきことである。さもなければ、不要な紛争を引き起こす可能性がある。やはり侵害行為を停止することを中心に、模倣品侵害業者に要求すべきである。

また、権利者が警告状送付又は公開方式での警告を濫用して他人の営業を妨害し

ないよう、台湾行政院公平交易委員会は「事業者の著作権、商標権又は専利権侵害に対する警告書案件に関する処理原則」を策定・公表しており、これにより、警告状送付（公開書簡を含む）にかかる手続きが厳しく制限されている（詳しくは第4章参照）。違反した場合、主務官庁に処罰され、又は逆に模倣品侵害業者に訴えられる可能性があるため、特に注意すべきである。

十二、まとめ

本マニュアルでは、以下の内容を説明した。

- 台湾でよく見られる模倣品の種類と件数の統計資料による分析
（「一、台湾でよく見られる模倣品の種類と件数」）
- 模倣品の調査・発見及びその後の法的な対応の選択及びその際の留意点
（「二、模倣品の調査及び発見」、「三、模倣品発見後の行動」、「四、警告状発送」、「五、刑事手続」、「六、民事手続」、「八、公平交易法による救済方法」）
- 模倣品侵害業者がとる可能性のある反撃と将来における模倣品侵害の予防
（「九、侵害業者からの反撃～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）及び先使用権への対応」、「十一、侵害再発防止の心掛け～ライセンス、権利状況の監視、広告手段の活用など」）
- 税関の水際対策及びその後の移送手続、マスコミに如何に対応するかの対策
（「七、水際対策」、「十、マスコミ対策」）。

台湾における模倣品の撲滅の各観点及び策略については、本章末尾の模倣対策の全体図でその全体像を示したので、参照されたい。

権利者がシステムティックに台湾の模倣品侵害案件に対応することができるよう、権利者が行うべき準備及び処理手順を下表の通りまとめたので、これを本マニュアルの結論に代えることとしたい。なお、本マニュアルは模倣品処理の通常の状態について論述したものであり、個別の案件により状況は変わるので、現地で経験のある法律事務所又は専利商標事務所と相談したうえで決めるのがよいと思われる。

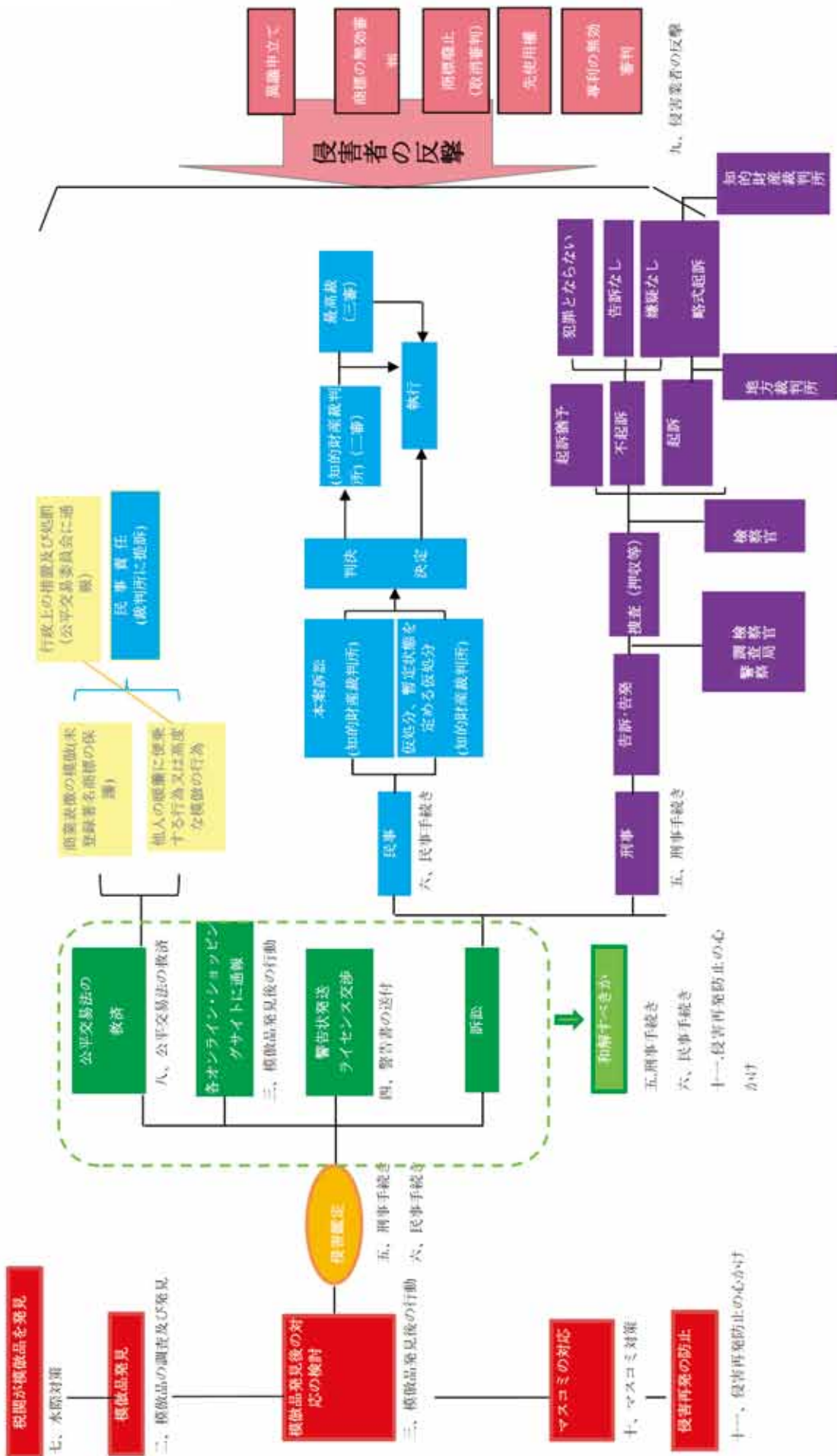
事象又は目標	権利者の処理方法	注意事項	参照
模倣品の調査及び発見	権利者自ら調査する	実店舗又はネットでの模倣品調査の際は、証拠を保存し、関係者、事件、時間、場所、対象物を証拠としてはっきりと記録しておくべきである。	二、模倣品の調査及び発見
	調査会社に依頼する	法律事務所を通じて依頼すべきか。	二、模倣品の調査及び発見
		調査会社を選択する際の重要な考慮のポイント	二、模倣品の調査及び発見
	関係政府機関による調査を促すべきか	関係政府機関による模倣品の調査は刑事案件に関するものである必要があるため、商標法又は著作権法違反に限られ、専利法違反はこれに含まれない。	二、模倣品の調査及び発見
		警察、調査局、検察署及び税関等、告訴状を提出する関係政府機関を選定する。	二、模倣品の調査及び発見
模倣品を鑑定するか否か	第三者に依頼して鑑定を行うべきか	専利(特許、実用新案、意匠)案件は、侵害事実を明確にすることが難しいので、多くの場合、専門機関に鑑定を依頼し、鑑定報告を取得する。	四、警告状発送
		内部でどの部門が商品鑑定を担当するかの決定	鑑定人は商品の真偽識別のための訓練を受けたことがあるか。
		商品が模倣品であることに100%の確信があるか。	五、刑事手続

非模倣品の特殊状況	不公正競争の商業表徴の模倣行為	著名表徴の主張方法	八、公平交易法による救済
	真正品の平行輸入の場合	権利者は真正品平行輸入を止めることを希望するか及びその範囲は。	八、公平交易法による救済
	他人の暖簾に便乗する行為		八、公平交易法による救済
	高度な模倣		八、公平交易法による救済
考え得る侵害業者からの反撃を踏まえ予め内部で検討する	商標自体に異議を申立てられる事由があるか否か		九、侵害業者からの反撃～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）及び先使用権への対応
	商標自体に無効審判を請求される事由があるか否か		九、侵害業者からの反撃～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）及び先使用権への対応
	商標自体に廃止される事由があるか否か		九、侵害業者からの反撃～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）及び先使用権への対応
	侵害業者は善意による先使用を主張できるか		九、侵害業者からの反撃～異議申立て、無効審判、廃止（取消審判）及び先使用権への対応

行動の選択	各サイバーモール（電子商店街）に通報する	目的が、最小限のコストで模倣品侵害業者が模倣品の販売という侵害行為を直ちに停止することのみにとどまる場合	三、模倣品発見後の行動
	警告状の送付	権利者の模倣品侵害業者に対する具体的な要求は何か。「模倣品の販売を直ちに停止すること」、「権利者の損害の賠償」、「謝罪広告の掲載」、「模倣品の在庫の引渡し及び処分」、「具体的な上流業者の情報の提供」等	四、警告状発送
		法律事務所に依頼して警告状を送付すべきか。	四、警告状発送
		警告状送付後の交渉方針。	四、警告状発送
	民事手続	先に仮処分又は「暫定状態を定める仮処分」を申立てるべきか。	六、民事手続
	刑事手続	正式に刑事告訴すべきか。それとも関係政府機関が自発的に案件を捜査するのに任せ、権利者は単に協力するだけでよいか。	五、刑事手続
		対象となる犯罪は親告罪か非親告罪か。（親告罪の場合、刑事告訴しなければ、そもそも刑事捜査を開始させることができない）	五、刑事手続

		先に警告状を送付することにより、模倣品侵害業者が遅くとも警告状を受け取った日の翌日から明らかに知っていた（「明知」であった）と主張する必要があるか。	五、刑事手続
		どの部局に対し刑事告訴すべきか。	五、刑事手続
	マスコミにどのように対応するか。		十、マスコミ対策
和解すべきか否か	内部で模倣品侵害業者と和解するか否かを定める	権利者の商品自体の特殊性により和解すべきでない場合に該当するか。例えば、模倣品侵害業者が大規模な製造業者である場合、侵害を繰り返している不法業者ある場合。	五、刑事手続 十一、侵害再発防止の心掛け～ライセンス、権利状況の監視、広告手段の活用など
	内部で具体的な和解条件を定める	権利者の模倣品侵害業者に対する具体的な要求は何か。 「直ちに模倣品を販売停止すること」、「権利者の損害の賠償」、「謝罪広告の掲載」、「模倣品の在庫の引渡し及び処分」、「具体的な上流業者の情報の提供」、「再び侵害しないことを保証し、再び侵害したときは巨額の懲罰性違約金を賠償する旨の内容を含む承諾書を出させること」など。	五、刑事手続 十一、侵害再発防止の心掛け～ライセンス、権利状況の監視、広告手段の活用など

税関水際対策	税関で「非特定」の輸出入貨物で権利侵害するおそれがあるものの登録をしたか	権利侵害の疑いのある者のブラックリストがあるか。	七、水際対策
		合法的な被授權者のリストがあるか。	七、水際対策
	税関に対し貨物の真偽を識別する方法を報告したか。	税関による貨物真偽識別の訓練セッションに参加するか。	七、水際対策
	税関から模倣品の疑いのある物品の発見の通知を受けた場合、まず税関に対し「模倣品の写真資料の提供」を要請することができる。		七、水際対策
	期限までに現場に赴き鑑定できるか。		七、水際対策
	期限までに鑑定報告を提出できるか。		七、水際対策
	その後いかに案件の進捗を追跡するか。		七、水際対策



産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人日本台湾交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル（実務編）

平成29年3月 発行

【禁無断転載】

発行者 舟 町 仁 志

発行所 公益財団法人 日本台湾交流協会
東京都港区六本木3-16-33
青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 ニッケイ印刷

執筆協力：理律法律事務所（LEE AND LI Attorneys-at-Law）

台北市敦化北路201号7階
